

第2編 一般災害対策編

(一般災害対策編)

第1章 防災に関する組織

第 1 節 福島市防災会議

福島市に係る地域防災計画の策定と地域の防災に関する重要事項を審議する組織として、災害対策基本法第 16 条の規定に基づき、福島市防災会議条例を制定し、同条例により市長を会長として委員及び顧問をもって構成する機関である。

この機関は、本市の地域に係る防災に関し、本市及び市域公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務を包含するもので、その所掌事務は次のとおりである。

所掌事務

- 1 福島市地域防災計画の作成、実施の推進
- 2 地区防災計画の確認及び地域防災計画への位置付け
- 3 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- 4 前号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べること
- 5 前各号のほか、法律又はこれに基づく政令による権限に属する事務

(参照)

- ・資料編 資料 3 - 1 福島市防災会議条例
- ・資料編 資料 3 - 2 福島市防災会議委員及び顧問

第2節 福島市災害対策本部

災害対策基本法第23条の2第8項の規定に基づき、本市の地域に係る災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市長が設置する機関で、市長を本部長として市長部局及びその他の市職員をもって組織し、災害予防及び災害応急対策の実施を任務とする機関である。

(資料編 資料3-3 福島市災害対策本部条例参照)

第1 災害対策本部

所掌事務

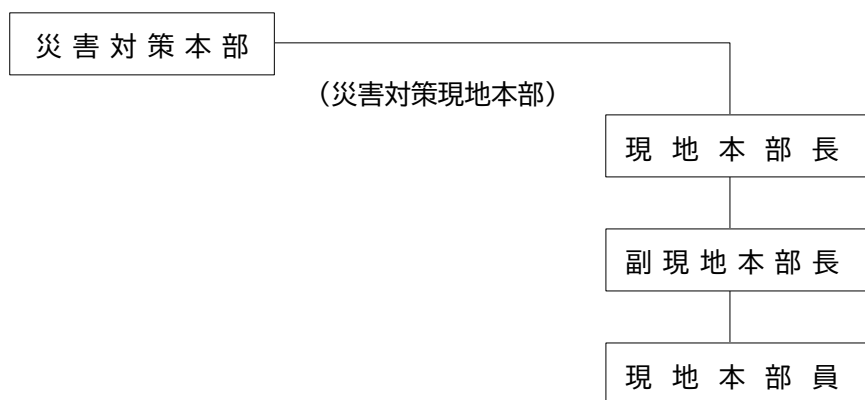
市地域防災計画の定めるところにより市内の災害予防及び災害応急対策を実施する。

第2 災害対策現地本部

所掌事務

災害対策本部と緊密な連絡をし、市地域防災計画の定めるところにより支所・出張所管内の災害被害調査、情報収集及び災害応急対策を実施する。

組 織



(一般災害対策編)

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

災害の拡大を防止するには、迅速な災害対策体制の確立が必要である。

災害発生から災害対策本部設置までの間、災害対策機関の存在の空白を埋める初動体制を整備するとともに災害対策本部・同現地本部の設置手順を定め、災害応急措置が迅速かつ的確に行われるよう整備する。

第1 初動体制

【担当 各部等】

各部の職員は、災害発生を知ったときは、ただちにこの計画による応急活動体制のための体制をとる。

あわせて夜間・休日等の場合、迅速に災害対策本部体制の確立が図れるようにするとともに、本部設置までの間、対策期間の空白を極力なくす体制をとるものとする。

1 各部の警戒体制

各部長は、災害が発生し、また発生のおそれがあると認めるときは、必要な職員を配置して警戒活動を実施するとともに、以下の事項を行う。

- (1) 情報の収集
- (2) 状況の報告

2 夜間・休日等勤務時間外の体制

(1) 臨時非常配備体制

勤務時間外の緊急事態発生時の体制確立手順は、次のとおりとする。

- ① 本庁当直は災害情報を収受したとき、危機管理室職員へ連絡するとともに、職員が登庁するまでの間、危機管理監の指示に従い、情報の収受等にあたる。
- ② 職員は、(2)に定める基準、または被害の発生を知ったときは、ただちに所定の配置場所に参集する。
- ③ 「臨時非常配備体制」は、災害対策本部事務局、災害対策本部、同現地本部、のいずれかが設置された段階で、引き継ぎを行い、それぞれの非常配備体制へ移行する。
- ④ 臨時非常配備体制の任務
 - ア 防災用IP無線の活用やその他の方法による情報収集
 - イ 県及び防災関係機関との連絡
 - ウ 災害対策本部開設の準備
 - エ 指定避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備
 - オ 住民対応
 - カ 参集したその他の職員の指揮
 - キ その他必要な事項

(2) 参集基準

①一般災害

休日、勤務時間外の参集は、下記のとおりとする。

ただし、被害の状況等によっては、この限りではない。

職員区分 \ 被害状況 (配備)	気象警報 (警戒配備)	被害発生のおそれ (災害対策本部配備)	被害拡大のおそれ (緊急非常配備)
災害対策本部員 水防本部	参集または自宅待機 (各本部判断)	参 集	直ちに参集 (参集可能な職員)
警 戒 配 備 課 *内訳下記	【大雨・洪水警報・土砂災害 警戒情報】 第1次警戒配備課 直ちに参集(最小限の職員)	【大雨・洪水警報・土砂災害 警戒情報】 第2次警戒配備課 直ちに参集(必要な職員)	
	【暴風・大雪・暴風雪警報】 直ちに参集(最小限の職員)	参集 (必要な職員)	
災害対策本部 事務局	自宅待機	参 集	
各 支 所	直ちに参集 (最小限の職員)	参 集 (必要な職員)	
避難所運営職員	自宅待機	参 集 (本部事務局指示)	
施設所管各課	参集または自宅待機 (各課長等判断)	参 集 (必要な職員)	
そ の 他	自宅待機	参 集 (必要な職員を動員)	

*警戒配備課の内訳(大雨警報(土砂災害/浸水害)・洪水警報・土砂災害警戒情報の場合)

第1次警戒配備課	危機管理室、農林整備課、路政課、道路保全課、道路整備課、河川課、住宅政策課、交通政策課、下水道整備課、下水道管理課、水道総務課、警防課
第2次警戒配備課	広聴広報課、総務課、秘書課、人事課、管財課、農業企画課、環境衛生課、共生社会推進課、保健総務課、都市計画課、下水道総務課、教育総務課

*警戒配備課の内訳(暴風、大雪、暴風雪の場合)

警戒配備課	危機管理室、広聴広報課、管財課、農業企画課、農林整備課、路政課、道路保全課、交通政策課、警防課
-------	---

※ 参集の連絡はしない。

※ 参集場所

本庁職員は本庁、支所職員は支所、ただし、道路の寸断等で行けない場合は、最寄りの本庁・支所へ参集するものとする。この際、防災用IP無線等で災害対策本部事務局へ連絡すること。

※ 必要な職員

予め課内・支所内等で検討し、決定しておくこと。

②地震災害

休日・勤務時間外の参集基準は、下記のとおりとする。

ただし、被害の状況等（天候、他地域の被害状況等）によっては、この限りではない。

震度及び配備 職員区分	震度4 被害状況把握	震度5弱 警戒配備	震度5強 災害対策本部配備	震度6弱以上 緊急非常配備
災害対策本部員	自宅待機		直ちに参集 (参集可能な職員)	
警戒配備課 *内訳下記	第1次警戒配備課 直ちに参集 (必要な職員)	第2次警戒配備課 直ちに参集 (必要な職員)		
災害対策本部 事務局	自宅待機			
各支所	直ちに参集 (必要な職員)			
避難所運営職員	自宅待機			
施設所管各課	直ちに参集 (必要な職員)			
その他	自宅待機			

*警戒配備課の内訳（震度4の場合）

第1次警戒配備課	危機管理室、農林整備課、路政課、道路保全課、道路整備課、河川課、住宅政策課、交通政策課、下水道整備課、下水道管理課、水道総務課、警防課
----------	---

*警戒配備課の内訳（震度5弱の場合）

第2次警戒配備課	広聴広報課、総務課、秘書課、人事課、管財課、農業企画課、環境衛生課、共生社会推進課、保健総務課、都市計画課、下水道総務課、教育総務課
----------	--

※ 参集の連絡はしない。

※ 参集場所

本庁職員は本庁、支所職員は支所、ただし、道路の寸断等で行けない場合は、最寄りの本庁・支所へ参集するものとする。この際、防災用IP無線等で災害対策本部事務局へ連絡すること。

※ 必要な職員

予め課内・支所内等で検討し、決定しておくこと。

第2 災害対策本部

【担当 危機管理室】

1 設置または解散

	設 置 基 準	解 散 基 準
災 害 対 策 本 部	下記のいずれかに該当しかつ、市長が必要と認めた場合設置する。 なお、市長が不在のときは、副市長を第二順位とする。 (1) 市域において災害が発生し、又は発生が予想するおそれがある場合。 (2) その他、総合的な応急対策を必要とするとき。	下記のいずれか該当する場合、本部長（市長）が解散する。 (1) 当該災害に係る応急対策が概ね完了したとき。 (2) 予想された災害の危険性が解消されたと認められるとき。
災害対策現地本部	(1) 「災害対策本部」を設置した時点で市の各支所（茂庭出張所を含む、以下「支所等」という。）に設置する。	(1) 解散については、災害対策本部の指示による。

2 本部等の運営等

(1) 本部員会議の協議事項

本部員会議の協議事項は災害の状況に応じて、その都度、本部長（市長）もしくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

- ① 本部の配備体制の切替え及び閉鎖に関すること
- ② 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること
- ③ 災害対策経費の処理に関すること
- ④ 災害救助法の適用の意見に関すること
- ⑤ 資金前渡の処理に関すること
- ⑥ その他災害対策の重要事項に関すること

(2) 本部の運営上必要な資機材等の確保

災害対策本部事務局長は、本部が設置されたときは、次の措置を講ずる。

- ① 本部開設に必要な資機材等の整備
 - ア 市災害対策上必要な図板の設置
 - イ 住宅地図等その他地図類の確保
 - ウ 携帯ラジオの確保
 - エ テレビの確保
 - オ 自主防災組織代表者、町内会代表者名簿その他名簿類の確保
 - カ 被害状況連絡票その他の書式類の確保
 - キ その他必要な資機材等の確保

② 通信手段の確保

有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、機器の準備及び応急復旧を行い、通信手段の確保に努める。

③ 自家発電設備の確保

(3) 本部及び現地本部職員の食料・飲料水等の確保

3 本部等の組織及び事務分掌

災害対策を円滑に運営するため、災害対策本部の組織編成を下記のとおり定める。

(1) 災害対策本部員会議

- ① 災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。
- ② 本部員会議に事務局を置き、会議の開催に関する事務を行う。
なお、各本部員には、部内の連絡調整役として連絡員を配置する。
- ③ 本部員会議は、庁議室兼防災対策室において開催する。

災害対策本部組織

本部長	市長	本部員	環境部長
副本部長	副市長	//	市民・文化スポーツ部長
危機管理監		//	健康福祉部長
本部員（本部長付）	水道事業管理者	//	こども未来部長
//	教育長	//	建設部長
//	代表監査委員	//	都市政策部長
本部員	政策調整部長	//	議会事務局長
//	総務部長	//	上下水道局長
//	財務部長	//	消防長
//	商工観光部長	//	教育部長
//	農政部長	//	保健所長

(2) 災害対策本部事務局

- ① 災害対策本部事務局には、常設班と特別班を設置する。通常の災害においては、常設班で対応し、災害の規模に応じて特別班を設置する。
- ② 常設班には、総括班、総務班、現地情報連絡班、情報分析班、避難支援班、物資班、保健・衛生・医療班を設置する。
- ③ 特別班には、被災者支援班、燃料交通班、特別被害支援班、応急医療班、遺体対応班、災害対策現地本部支援班を設置する。

災害対策本部事務局の組織及び各班の役割について

常設班

班 名 等	担 当 業 務	担当課、人員
事務局長 危機管理監	1 各班の統括	1 名
総括班 班長：危機管理室長 副班長：消防本部次長、 水道総務課長	1 災害対策本部事務局の立ち上げ 2 災害応急対策の基本方針 3 本部の予算及び庶務 4 防災会議との連絡調整 5 本部長（市長）の指令伝達 6 各部との連絡調整 7 自衛隊災害派遣要請 8 防災関係機関との連絡調整 9 避難情報に関すること 10 災害救助法の適用及び救助 11 県及び他市への応援要請 12 緊急通行車両等の確認 13 災害対策本部員会議の記録 14 車両の調達及び公用車の配車 15 災害・避難に係るマスコミ広報 16 報道機関の窓口 17 市民からの問い合わせ対応 18 その他災害対策	①総括チーム 危機管理室 11 名 情報企画課 1 名 デジタル推進課 1 名 管財課 2 名 ②プレス対応チーム 広聴広報課 3 名 ③問合せ対応チーム 各部局 8 名 計 26 名
総務班 班長：総務部次長 ①人的受援・職員動員チーム リーダー：人事課長 ②現場広報チーム リーダー：総務課長、 消防総務課長	1 各班の不足職員数の把握及び庁内外との調整・受入れ等に関すること 2 災害・避難に係る現場広報 3 情報及び記録の整理・保存 4 その他事務局長の命じること	①人的受援・職員動員チーム 人事課 3 名 ②現場広報チーム 総務課 1 名 農業振興課 2 名 廃棄物対策課 2 名 環境施設マネジメント室 1 名 市街地整備課 2 名 消防総務課 2 名 計 13 名
現地情報連絡班 班長：建設部次長 副班長：都市政策部次長 ①現地情報連絡チーム リーダー：各警戒配備課長 (担当課欄参照)	1 各部の応急活動状況の報告 2 その他事務局長の命じること	①現地情報連絡チーム 農業企画課 1 名 農林整備課 1 名 環境衛生課 1 名 路政課 1 名 道路保全課 1 名 道路整備課 1 名 河川課 1 名 住宅政策課 1 名 都市計画課 1 名 交通政策課 1 名 下水道総務課 1 名 下水道整備課 1 名 下水道管理課 1 名 水道総務課 1 名 警防課 1 名 教育総務課 1 名 計 16 名

班 名 等	担 当 業 務	担当課、人員
情報分析班 班長：財務部次長（税務） ①情報分析チーム リーダー：資産税課長	1 災害対策オペレーションシステム取りまとめ 2 被害の集計 3 その他事務局長の命じること	①情報分析チーム 管財課 1名 契約検査課 1名 財政課 2名 市民税課 2名 資産税課 2名 納税課 2名 会計課 1名 計 11名
避難支援班 班長：教育部次長 副班長：健康福祉部次長 ①指定避難所開設運営チーム リーダー：教育総務課長 ②避難者支援チーム リーダー：危機管理室次長（兼務） ③避難行動要支援者支援チーム リーダー：長寿福祉課長	1 指定避難所及び福祉避難所の開設準備 2 避難所運営職員の配備準備（機材等含む） 3 避難所の不足物資の把握と物資班への要請に関する事 4 その他指定避難所運営 5 避難支援プラン 6 避難行動要支援者に対する情報伝達 7 避難行動要支援者の避難支援業務 8 その他事務局長の命じること	①避難所開設運営チーム 総務部 } 8名 教育委員会 } ②避難者支援チーム 各部局 336名 ③避難行動要支援者支援チーム 健康福祉部（担当課） } こども未来部（担当課） } 32名 計 376名
物資班 班長 商工観光部次長 ①物的受援・管理チーム リーダー：産業雇用政策課長、国保年金課長 ②物資受入・輸送チーム リーダー：にぎわい商業課長、市民課長	1 避難所等の不足物資の把握及び庁内外との調整・受入れ等に関する事 2 支援物資の受入れ 3 在庫管理 4 指定避難所への輸送	①物的受援・管理チーム 産業雇用政策課 1名 にぎわい商業課 1名 市民課 1名 国保年金課 1名 ②物資受入・輸送チーム 産業雇用政策課 にぎわい商業課 企業振興課 コンベンション推進課 観光交流推進室 納税課 市民課 国保年金課 14名 計 18名

班 名 等	担 当 業 務	担当課、人員
保健・衛生・医療班 班長：保健所副所長 副班長：保健総務課長、 感染症・疾病対策課長 ①連絡調整チーム リーダー：保健総務課、 統括保健師 ②医療対策（医薬品・医療器具・衛生資材等も含む）チーム リーダー：保健総務課、 地域医療政策室長 ③衛生対策チーム リーダー：衛生課長 ④健康支援チーム リーダー：健康づくり推進課長	1 災害時医療チーム、県等との連絡調整・報告 2 保健・衛生・医療に関する状況把握・アセスメント 3 受入医療機関・医薬品・医療機器・衛生資材等の確保、住民への周知 4 感染症予防・食品衛生・環境衛生等の対応 5 保健・栄養等の生活の指導 6 毒物・劇物取扱事業所の指導 7 動物（ペット）の保護	①連絡調整チーム 保健総務課 3名 健康づくり推進課 1名 ②医療対策チーム 保健総務課 3名 感染症・疾病対策課 1名 ③衛生対策チーム 衛生課 1名 感染症・疾病対策課 2名 環境衛生課 2名 ④健康支援チーム 健康づくり推進課 2名 保健総務課 1名 こども家庭課 長寿福祉課 障がい福祉課 } 1名 計 17名

特別班（災害の規模に応じて設置）

班 名 等	担 当 業 務	担当課、人員
被災者支援班 班長：市民・文化スポーツ部次長 副班長：財務部次長(税務)(兼務)、 健康福祉部次長(兼務) ①総合相談窓口対応チーム リーダー：生活課長、 共生社会推進課長 ②被害調査対応チーム リーダー：資産税課長(兼務) ③ボランティア受入チーム リーダー：地域共創課長	1 総合相談窓口の開設及び対応 2 罹災証明書の受付・発行 3 被災者台帳の作成 4 被害調査 5 被害調査データベース作成 6 ボランティアの受入れ	①総合相談窓口対応チーム 生活課 1名 国保年金課 1名 共生社会推進課 1名 生活福祉課 1名 各部局 必要人員 (必要に応じて編成) ②被害調査対応チーム 契約検査課 1名 財政課 2名 資産税課 1名 開発建築指導課 1名 財産マネジメント推進室 1名 会計課 1名 各部局 必要人員 (必要に応じて編成) ③ボランティア受入チーム 地域共創課 3名 計 12名
燃料交通班 班長：財務部次長(財務) 副班長：都市政策部次長(兼務)	1 燃料の確保対策 2 公共交通の確保	管財課 1名 財産マネジメント推進室 1名 交通政策課 2名 計 4名
特別被害支援班 班長：市民・文化スポーツ部次長 (兼務) 副班長：上下水道局次長 (下水道事業)	1 安否情報の提供 2 長期に渡って支援が必要な危機事象への対応	市民課 2名 下水道総務課 2名 下水道整備課 2名 計 6名
応急医療班 班長：保健所副所長(兼務) 副班長：保健総務課長(兼務)	1 応急医療対策チームの編成 2 救護所の設置 3 医療救護班(医師会)の出動要請	保健総務課 2名 衛生課 1名 健康づくり推進課 1名 感染症・疾病対策課 1名 計 5名
遺体対応班 班長：こども未来部次長 副班長：環境部次長	1 遺体安置所の開設および運営	生活福祉課 2名 こども政策課 2名 市民課 2名 環境衛生課 2名 計 8名
災害対策現地本部支援班 班長：危機管理室長(兼務) 副班長：総務部次長(兼務)	1 災害対策現地本部(各支所)への支援	各部局 必要人員 (必要に応じて編成)

4 被害状況の掌握等

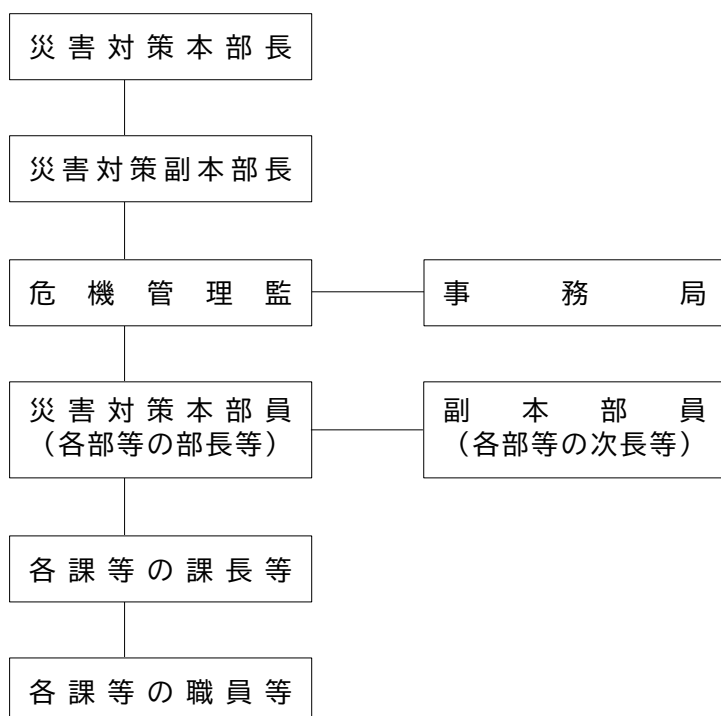
- (1) 被害の状況は、各部において掌握するものとする。
- (2) 各部は被害の状況を情報分析班に報告する。
- (3) 災害対策本部に集まった被害の状況及び災害応急対策の実施状況等は、随時県に報告するとともに報道機関に発表するものとする。

5 被害調査隊

本部長（市長）は、被害の状況の迅速かつ統一的な把握を行うため必要があると認めるときは、関係する課長及び職員による被害調査隊を編成し、現地調査を行わせるものとする。

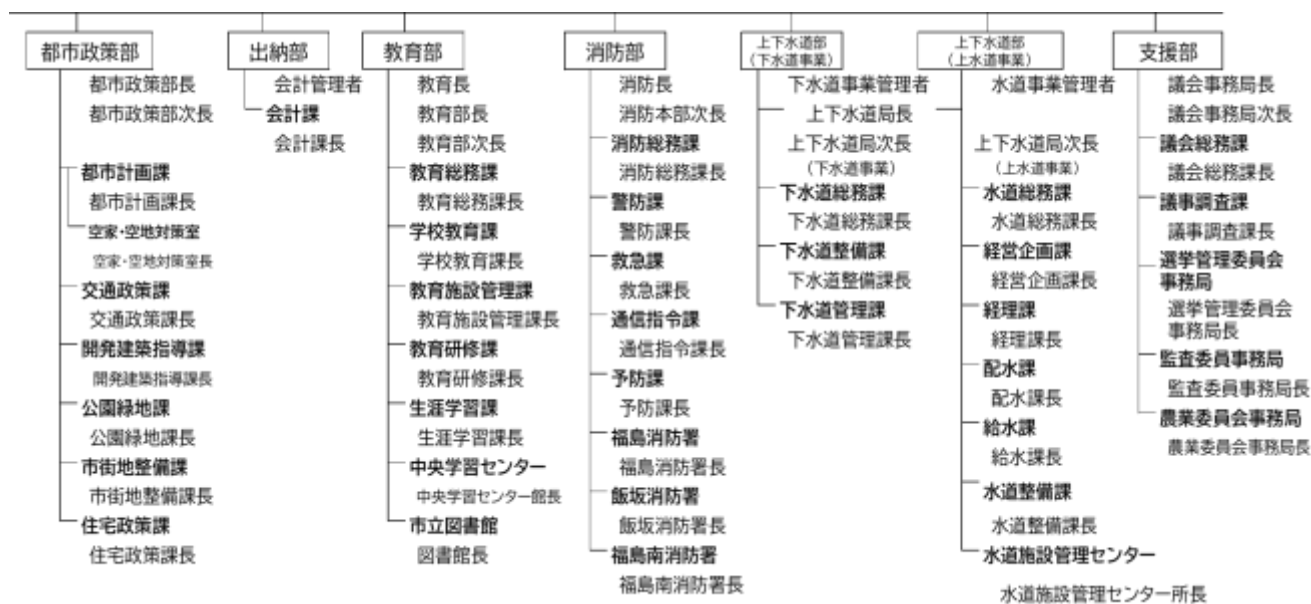
6 本部組織編成表

- (1) 編成の概要



(2) 編成表



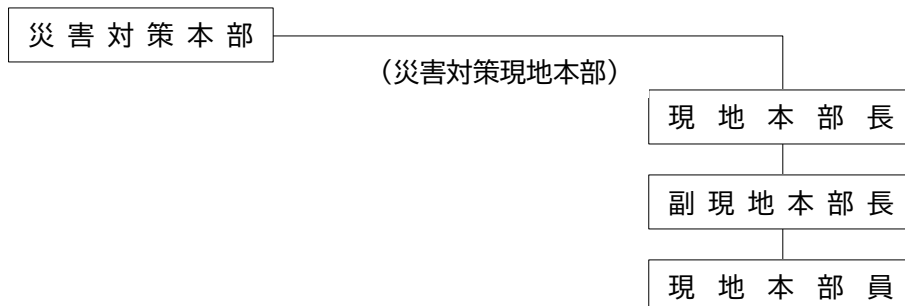


大規模災害時には、被害の実態や時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために目的別に組織編成を変更することができる。

なお、災害の状況に応じて事務分掌にかかわらず、本部長（市長）の命ずるところにより、他部・他班の行う事務について応援するものとする。

○災害対策現地本部の組織及び事務分掌

災害対策現地本部の組織及び事務分掌は次のとおりとする。



災害対策 現地本部	各 支 所	1 消防団及び自主防災組織等との連携に関すること。 2 災害対策本部及び関係機関団体との連絡調整に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 災害に関する市民への広報活動に関すること。 5 通信連絡の確保に関すること。 6 非常配備人員の把握及び調整に関すること。 7 所管諸施設の災害対策及び被害調査並びに市民一般家屋等の被害調査に関すること。 8 災害義援金の受付に関すること。 9 保健衛生及び環境衛生に関すること。 10 被災地の清掃に関すること。 11 救援物資の調達及び供給に関すること。 12 自動車の配車及び緊急輸送に関すること。 13 奉仕団、民生委員等、社会事業団体との連絡及び協力要請に関すること。 14 見舞金に関すること。 15 医療救護に関すること。 16 救護所、指定避難所等、応急施設の開設及び管理に関すること。 17 医療機関との連絡及び協力要請に関すること。 18 児童・生徒の避難計画及び指示に関すること。 19 避難行動要支援者に関すること。
--------------	-------	---

7 本部の各部事務分掌

部 名	課 名	分 掌 事 務
各部共通		1 所管事項に関する被害状況のとりまとめ及び被害報告並びに本部との連絡に関すること。 2 所管事項に関する災害応急措置の概要等の本部への報告に関すること。 3 所管事項に関する災害写真（説明書添付）のとりまとめに関すること。 4 他の部の応援（被害調査）に関すること。 5 本部事務局の要請に関すること。

部 名	課名	分 掌 事 務
(市長直轄)	危機管理室	1 災害対策本部事務局に関すること。 2 気象情報のとりまとめ及び伝達に関すること。 3 災害情報の収集及び報告に関すること。 4 自衛隊の派遣要請及び活動状況の把握に関すること。 5 関係機関及び民間団体への協力要請に関すること。 6 罹災証明書のとりまとめに関すること。 7 住宅関係障害物の除去の検討に関すること。 8 各部との連絡調整に関すること。 9 災害対策現地本部との連絡調整に関すること。 10 自主防災組織との連絡、指導に関すること。
政策調整部	政策調整課	1 部内の連絡調整に関すること。
	広聴広報課	1 市民への広報活動に関すること。 2 広報活動計画の整備に関すること。 3 報道機関への発表・協力要請に関すること。 4 ラジオ放送、テレビ放送、新聞による広報に関すること。 5 災害写真の撮影、収集及び記録等に関すること。
	デジタル推進課	1 市の情報システムの保全に関すること。
	情報企画課	2 災害対策本部事務局の立ち上げに関すること。
総務部	地域共創課	1 災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること。 2 所管施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。
	総務課	1 災害対策本部事務局総務班の支援に関すること。 2 災害対策現地本部との連絡調整支援に関すること。 3 市議会との連絡に関すること。 4 広報車等による広報活動に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。
	秘書課	1 災害対策本部と各部各班との連絡に関すること。 2 市長・副市長の秘書業務に関すること。
	人事課	1 災害時における不足職員把握及び庁内外との調整・受入れ等に関すること。 2 近隣自治体等からの職員派遣受入の調整に関すること。 3 各部から職員の安否情報等の受領に関すること。
財務部	男女共同参画センター	1 男女共同参画センターの被害調査及び復旧に関すること。 2 男女共同参画関係機関との連携調整に関すること。
	管財課	1 車両の調達及び市公用車の配車に関すること。 2 市庁舎及び市有財産の被害調査並びにその応急復旧のとりまとめに関すること。 3 災害対策本部の立ち上げに関すること。 4 各種資器材の調達に関すること。 5 臨時ヘリポート可能予定地の把握に関すること。 6 燃料の調達に関すること。 7 部内の連絡調整に関すること。 8 部内他課の所掌に属さない事項に関すること。
	契約検査課	1 被害調査の支援に関すること。 2 工事等の契約に関すること。
	財政課	1 災害応急対策経費の予算措置に関すること。 2 被害調査の支援に関すること。
	市民税課	1 被害集計の支援に関すること。
	資産税課	1 被害集計の支援に関すること。 2 建物等の被害状況のとりまとめに関すること。
	納税課	1 被害集計の支援に関すること。
		2 災害時における食料の応急給与に関すること。

部 名	課名	分 掌 事 務
財 務 部	財産マネジメント推進課	1 被害調査の支援に関すること 2 燃料の調達に関すること
	公共建築課	1 市庁舎及び市有財産の被害調査並びにその応急復旧のとりまとめの支援に関すること。 2 市有建築物等の災害復旧に関すること。 3 住宅政策課が行う応急仮設住宅の建設とその応急資材のあっせんの支援に関すること。
商工観光部	産業雇用政策課	1 被災時の不足物資の把握・調整・外部要請に関すること。 2 所管施設の被害調査及びその復旧に関すること。 3 復旧事業資金のあっせん等に関すること。 4 支援物資の受入・在庫管理・配給に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。
	にぎわい商業課	1 被災時の不足物資の把握・調整・外部要請に関すること。 2 所管施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 3 支援物資の受入・在庫管理・配給に関すること。 4 緊急輸送に関すること。
	企業振興課	1 被災時における生活必需物資の供給に関すること。 2 所管施設の被害調査及びその復旧に関すること。 3 工業関係の被害調査及びその対策に関すること。 4 土地開発公社保有地の被害調査及びその対策に関すること。 5 支援物資の受入・配給に関すること。 6 指定避難所の管理及び運営支援に関すること。
	観光交流推進室 コンベンション 推進課	1 被災時における生活必需物資の供給に関すること。 2 観光施設の被害調査及びその復旧に関すること。 3 観光客等の避難対策に関すること。 4 支援物資の受入・配給に関すること。 5 指定避難所の管理に関すること。
農政部	農業企画課	1 農業災害の調査及びその応急対策に関すること。 2 農業気象災害に関すること。 3 農協及び生産者団体との連絡調整に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。
	農業振興課	1 生産者団体等関係機関との連絡調整に関すること。 2 被害農業者の制度に関する資金のあっせんに関すること。 3 広報車等による広報活動の支援に関すること。 4 炊き出し食料品の調達に関すること。
	農林整備課	1 農業用施設等の災害状況調査及びその応急対策に関すること。 2 林道及び治山施設の被害調査とその応急復旧に関すること。 3 応急対策用資材の調達及びあっせんに関すること。 4 災害現場調査に関すること。
	市場管理課	1 災害時における生鮮食料品の確保及び調達に関すること。 2 支援物資の保管に関すること。 3 市場施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。
市民・文化 スポーツ部	生活課	1 応急復旧に関する市民相談の受付及び関係各部との連絡に関すること。 2 生活相談に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。
	市民課 スマート窓口推進課	1 被災時の不足物資の把握・調整・外部要請に関すること。 2 災害時における食料の応急給与に関すること。 3 遺体安置所の開設及び運営の支援並びに身元確認等に関すること。安否情報の提供に関すること。
市民・文化 スポーツ部	国保年金課	1 被災時の不足物資の把握・調整・外部要請に関すること。 2 災害時における食料の応急給与に関すること。

部 名	課名	分 掌 事 務
	定住交流課	1 所管施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 国際交流団体と連携した外国人の避難等に関すること。 3 国際交流団体と連携した外国人の安否情報の収集に関すること。
	文化振興課	1 文化財の保全及び被害調査に関すること。 2 文化施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。
	スポーツ振興課	1 指定避難所の管理に関すること。 2 体育施設の被害調査並びにその応急復旧に関すること。
環境部	環境政策課	1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。
	環境衛生課	1 遺体安置所の開設及び運営の支援並びに埋火葬に関すること。 2 被災地における感染症の予防及び防疫に関すること。 3 仮置場等の被害調査及びその応急復旧に関すること。
	ごみ政策課	1 被災地の清掃に関すること。 2 し尿の収集及び処理に関すること。 3 廃棄物（し尿処理を除く）の収集及び処理に関すること。
	廃棄物対策課	1 被災地の清掃に関すること。 2 し尿の収集及び処理に関すること。 3 廃棄物（し尿処理を除く）の収集及び処理に関すること。 4 広報車等による広報活動の支援に関すること。 5 産業廃棄物処理施設の被災状況調査等に関すること。
	環境施設マネジメント室 環境施設整備課	1 被災地域の環境整備計画に関すること。 2 し尿の収集及び処理に関すること。 3 広報車等による広報活動の支援に関すること。
	あぶくま クリーンセンター あらかわ クリーンセンター	1 被災地の清掃に関すること。 2 ごみ処理施設の災害状況調査及び応急対策に関すること。 3 廃棄物（し尿処理を除く）の収集及び処理に関すること。
健康福祉部	共生社会推進課 福祉監査課	1 被災者の調査及び援護対策に関すること。 2 災害見舞金等の支給に関すること。 3 災害援護資金の貸付に関すること。 4 災害弔慰金の支給に関すること。 5 災害義援金の受付及び配分に関すること。 6 福祉施設の被害調査及びその応急復旧の総括に関すること。 7 福祉避難所に関すること。 8 災害障害見舞金の支給に関すること。 9 生活再建支援金に関すること。 10 部内の連絡調整に関すること。
	生活福祉課	1 福祉避難所に関すること。 2 遺体安置所の開設及び運営の統括に関すること。
	障がい福祉課	1 避難行動要支援者の支援に関すること。 2 福祉避難所に関すること。 3 被災者の調査及び援護対策に関すること。 4 福祉施設（障がい福祉に関わる施設）の被害調査及びその応急復旧に関すること。
	長寿福祉課 介護保険課	1 避難行動要支援者の支援に関すること。 2 福祉避難所に関すること。 3 被災高齢者に対する援護対策に関すること。 4 福祉施設（高齢者・介護に関わる施設）の被害調査及びその応急復旧に関すること。 5 社会福祉施設等への給油支援に関すること。

部 名	課名	分 掌 事 務
健康福祉部	保健所 保健総務課 衛生課 感染症・疾病対策課 健康づくり推進課	1 保健・衛生・医療の統括に関すること。 2 災害時における応急医療及び助産・救護に関すること。 3 医療機関の被害の調査及びその応急復旧による受入医療機関の確保に関すること。 4 医薬品、医療機器、衛生資材等の確保及び配分に関すること。 5 被災地の感染症予防、食品衛生、生活衛生に関すること。 6 保健・衛生・医療班の支援に関すること。 7 救護所の設置に関すること。 8 災害時における健康支援に関すること。 9 毒物・劇物の貯蔵状態、被害状態の把握及び指導に関すること。 10 災害時におけるペットの対応に関すること。 11 派遣医療チーム等、県、応援関係機関との連絡調整に関すること。 12 避難行動要支援者の支援に関すること。 13 福祉避難所に関すること。 14 ペット同伴避難所に関すること。 ※ 市保健師は保健所長の指示のもと、保健・衛生・医療班員となり、活動する体制とする。
こども未来部	こども政策課	1 福祉避難所に関すること。 2 被災母子等世帯、児童等に対する援護対策に関すること。 3 福祉施設(児童に関わる施設)の被害調査及びその応急復旧に関すること。 4 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 避難行動要支援者の支援に関すること。 6 遺体安置所の開設及び運営に関すること。 7 部内の連絡調整に関すること。
	こども家庭課	1 福祉避難所に関すること。 2 被災母子等世帯、児童等に対する援護対策に関すること。 3 福祉施設(児童に関わる施設)の被害調査及びその応急復旧に関すること。 4 ショートステイ利用児童の安全確認に関すること。 5 母子生活支援施設の被害状況確認及び応急復旧に関すること。 6 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 7 避難行動要支援者の支援に関すること。 8 保健・衛生・医療班の支援に関すること。
	幼保企画課	1 福祉避難所に関すること。 2 福祉施設(児童に関わる施設)の被害調査及びその応急復旧に関すること。
	幼保支援課	1 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 避難行動要支援者の支援に関すること。
建設部	路政課	1 道路橋梁等の被害調査に関すること。 2 通行規制等の応急措置に関すること。 3 国道・県道・東日本高速道路(株)管理者との連絡調整及び情報収集に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。
	道路保全課	1 道路橋梁等の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 緊急輸送路及び主要幹線道路の交通確保に関すること。 3 通行規制等の応急措置に関すること。 4 道路関係障害物の除去に関すること。 5 道路、橋梁等の応急復旧資機材の確保に関すること。
	道路整備課	1 道路、橋梁等の被害調査及びその応急復旧に関すること。
	河川課	1 河川及び水路の被害調査並びにその応急復旧に関すること。 2 所管施設の被害状況把握に関すること。
都市政策部	都市計画課	1 災害復興に係る都市計画に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。

部 名	課名	分 掌 事 務
	交通政策課	1 公共交通機関の情報収集に関すること。 2 公共交通の確保対策に関すること。 3 所管施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。
	開発建築指導課	1 建築物の被害状況調査に関すること。 2 住宅等の応急復旧に関する市民相談に関すること。 3 開発行為に伴う造成地の災害予防及び復旧指導に関すること。 4 建築物の応急危険度判定に関すること。 5 住宅政策課が行う住宅の応急修理の支援に関すること。
	公園緑地課	1 公園、緑地等の被害調査及びその応急復旧に関すること。
	市街地整備課	1 市街地整備事業関連施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 土地地区画整理事業関連用地等の被害調査及びその応急復旧に関すること。 3 広報車等による広報活動の支援に関すること。
	住宅政策課	1 市営住宅の被害調査とその応急復旧に関すること。 2 応急仮設住宅の建設とその応急資材のあっせんに関すること。 3 住宅の応急修理に関すること。
	出納部 (会計課)	1 災害対策経費の経理に関すること。 2 被害集計の支援に関すること。
上下水道局 (下水道事業)	下水道総務課 下水道整備課 下水道管理課	1 下水道施設及び農業集落排水処理施設の被害調査のとりまとめに関すること。 2 特別被害支援に関すること。 3 下水道施設、衛生処理施設及び農業集落排水処理施設の被害調査並びにその復旧に関すること。
上下水道局 (上水道事業)	水道総務課	1 災害時における職員の動員・配置に関すること。 2 災害対策本部及び関係機関との連絡に関すること。 3 被災情報、復旧情報等の広報に関すること。 4 部内各課との連絡調整に関すること。
	経営企画課	1 被災情報の収集に関すること。 2 被災情報の記録に関すること。 3 緊急水運用計画の作成に関すること。 4 渇水対策の総括に関すること。
	経理課	1 水道施設の災害に係る経費に関すること。
	配水課	1 主要管路調査と緊急措置に関すること。 2 配水管等の応急復旧工事に関すること。 3 応急復旧等に係る関係機関との連絡調整に関すること。
	給水課	1 応急給水活動に関すること。 2 給水装置に関する市民からの問い合わせに関すること。
	水道整備課	1 導水管・送水管・配水管の応急復旧工事に関すること。
	水道施設管理センター	1 受水池・配水池等の応急対策に関すること。 2 水道水質に関すること。
教育部 (教育委員会)	教育総務課	1 事務局内の職員の動員に関すること。 2 部内各課との連絡調整に関すること。 3 指定避難所の開設に関すること。
	学校教育課 教育研修課	1 幼児、児童、生徒の避難及び心のケアに関すること。 2 応急教育対策に関すること。 3 教職員の動員に関すること。 4 被災した児童及び生徒に対する学用品等の支給に関すること。 5 被災した児童及び生徒の保健管理に関すること。 6 災害時公衆無線LANの開放
	教育施設管理課	1 教育施設及び給食施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 指定避難所の管理に関すること。 3 炊き出しによる食料品の給与に関すること。

部 名	課名	分 掌 事 務
	生涯学習課	1 社会教育施設及び学習センターの被害調査及びその応急復旧に関する事。 2 指定避難所の管理に関する事。 3 学習センターとの連絡調整に関する事。
	中央学習センター	1 生涯学習課への被害報告に関する事。 2 指定避難所の開設及び管理に関する事。
	各学習センター	1 広報車等による管内の広報活動の支援に関する事。 2 中央学習センターへの被害報告に関する事。 3 指定避難所の開設及び管理に関する事。 4 災害対策現地本部の支援に関する事。
	図書館	1 図書館の被害調査及びその応急復旧に関する事。
消防部 (消防本部)	消防総務課	1 消防団員の非常招集に関する事。 2 広報車等による広報活動の支援に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。
	警防課	1 消防活動に関する事。 2 災害現場の情報収集に関する事。 3 消防水利等の調査に関する事。(災害対応に必要な水利の確認等) 4 資機材の調達に関する事。(消防関係のみ)
	救急課	1 救急活動に関する事。
	予防課	1 火災の予防・調査に関する事。 2 危険物の災害対策に関する事。 3 自主防災組織との連絡、指導に関する事。
	通信指令課	1 気象情報の收受及び伝達に関する事。 2 非常通信に関する事。 3 指令課員の非常招集に関する事。 4 指令システムの災害モードへの拡張作業。 5 非常電源の確保に関する事。
	福島消防署 飯坂消防署 福島南消防署	1 署員の非常招集に関する事。 2 避難の指示・誘導に関する事。 3 危険物の災害応急対策に関する事。 4 消防活動、水防活動、救急活動に関する事。 5 各種情報収集・整理・分析・伝達(関係機関との連携)に関する事。 6 行方不明者の捜索及び遺体の収容、移送に関する事。
支援部 (各委員会 等)	議会事務局	1 市議会議員との連絡に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。
	選挙管理委員会 事務局	1 選挙管理委員との連絡に関する事。
	監査委員事務局	1 監査委員との連絡調整に関する事。
	農業委員会事務局	1 農業委員等との連絡調整に関する事。

8 災害対策現地本部の活動要領

災害対策現地本部の活動は、災害対策本部の活動要領に準ずるものとする。

第3 動員・配備計画

【担当 危機管理室】

1 非常配備

災害対策本部は、被害の拡大の防止、並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るための非常配備体制をとるものとする。

- (1) 非常配備は、「警戒配備」、「災害対策本部配備」、「緊急非常配備」に種別し、それぞれの配備内容、配備時期及び各配備の際の活動要領は、次の表のとおりとする。
- (2) 災害規模及び特性に応じ下記一般的基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。
- (3) 災害対策現地本部は、下記一般的基準に準じ、配備体制を整えるものとする。
- (4) 本部長（市長）が参集できず連絡がとれない場合は、参集した本部員の中で最も上位にある者がこれを代理する。

① 警戒配備

配 備 内 容	配 備 時 期	活 動 要 領
情報連絡のために「警戒配備課」として指定された課及び支所等の、少数の人員をもって充てるもので、状況により、さらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1 気象警報が発表されたとき。 2 市域において、震度5弱の地震が発生したとき。 3 その他、必要に応じて危機管理監が当該配備を指示したとき。	1 危機管理室長は、県及び関係機関と連絡をとり、災害に関する情報を収集し危機管理監に報告するとともに、関係部長及び課長に連絡する。 2 関係各課長は、庁議室兼防災対策室に参集し、相互に情勢を交換して客観情勢を判断し、当該情勢に対応する措置を検討する。 3 警戒配備についての各課の課長は危機管理室長からの情報又は連絡に即応して、待機職員に対し、随時必要な指示を行う。 4 警戒配備につく職員の人数は状況に応じ各課長が増減する。

② 災害対策本部配備

配 備 内 容	配 備 時 期	活 動 要 領
1 関係各部各課の所要人員をもって情報収集連絡活動及び応急措置を講じ、災害の発生とともに直ちに非常活動が開始できる体制とする。 2 災害発生が予想され災害対策本部が設置されたとき、現地本部は所要人員をもって直ちに非常活動が開始で	1 気象警報発令後、災害の発生、又は発生するおそれがあるとき。 2 市域において、震度5強の地震が発生したとき。 3 その他、必要により本部長（市長）が当該配備を指令したとき。	1 災害対策本部及び災害対策現地本部を設置する。 2 危機管理監及びその他の関係部長は情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに、相互の連絡を密にし、客観情勢を判断のうえ、応急措置について、必要のあるつど、随時これを本部長（市長）に報告する。 3 危機管理監は必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。 4 各部長は、次の措置をとり、随時その状況を本部長（市長）に報告する。 (1) 状況は、関係各課長等を通じ、職員に徹底させ、所要の人員を配備する。 (2) 関係各課及び関係機関等との連絡を密にし、協力体制を整備する。 5 本部長（市長）は、必要に応じ、災害対策本部員会

きる体制とする。		議を招集する。 6 現地本部長は、支部管内の情報を収集及び本部長（市長）への報告をするとともに相互の連絡を密にし、応急措置を行う。
----------	--	--

③ 緊急非常配備

配備内容	配備時期	活動要領
1 災害対策本部の全力をもって災害応急対策活動ができる体制をとり、状況により、災害応急対策活動に従事する。 2 現地本部は、支所全員をもって上記の活動に従事する。	1 市域に相当規模の災害が発生したとき。 2 市内の複数区域に災害が発生したとき。 3 または上記のような事態の発生が予測されるとき。 4 市域において、震度6弱以上の地震が発生したとき。 5 その他必要により本部長（市長）が当該配備を指令したとき。	当該配備が指令された後、及び被害が発生した後は、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、随時その活動状況を本部長（市長）に報告する。

2 動員職員の配備計画

(1) 動員配備計画表の作成

各部長は、年度当初に非常配備体制に係る動員計画について一日三交代を基本とした計画表を作成し、災害対策本部が設置された場合は、応急対策を決定するまでの間に人事課長に報告するものとする。

(2) 職員の動員

各部長は、普段より職員の参集方法について、事前に周知を図るものとする。

職員は、直ちに参集する必要がある場合において、交通事情等により定められた参集場所へ行けない場合は、最寄りの本庁・支所へ参集するものとする。

この際、参集後、防災用IP無線等で災害対策本部へ連絡するものとする。

3 職員の動員及び配備

職員の動員計画は、あらかじめ各部長より提出された動員配備計画表に基づき、人事課長が所掌する。

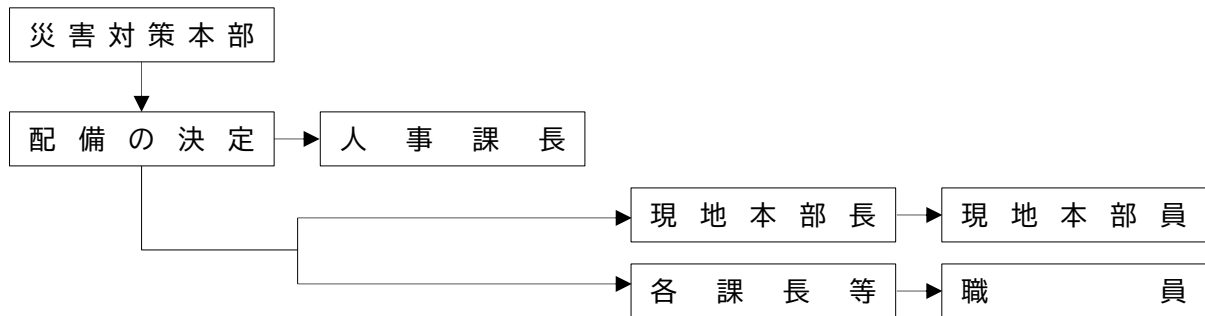
また、人事課長は、本部長（市長）の指示により、動員職員のうち災害の内容に応じ、各部各課へ応援する職員の適切な配置を行うものとする。

4 報告

各部各班員は、本部長（市長）の非常配備体制の指令に基づき配備体制を整えたときは、各部長を通し速やかにその旨を人事課長に報告するものとする。

5 動員の伝達系統及び方法

(1) 動員の伝達

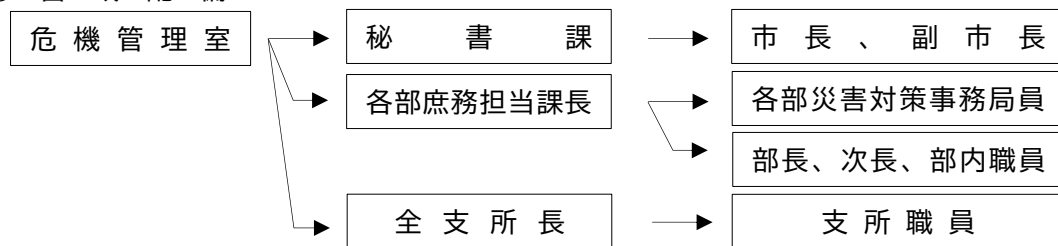


- ・伝達は、庁内放送、防災用IP無線または口頭、その他適切な方法により行う。
- ・上下水道局（上水道事業）の動員伝達は、水道事業管理者の定める伝達系統による。
- ・消防本部の動員伝達は、消防本部の定める伝達系統による。
- ・各員までの動員伝達については、各課長等及び各現地本部長が行う。

6 一般災害（地震以外、水防本部含む）連絡体制

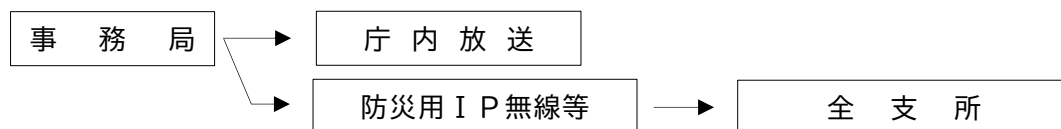
(1) 勤務時間外

① 警戒配備



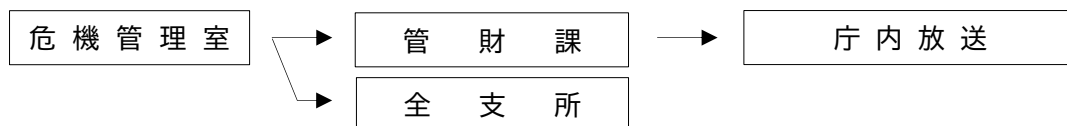
*支所に参集した場合は危機管理室へ連絡

② 災害対策本部配備及び緊急非常配備



*支所に参集した人員を災対事務局へ連絡

(2) 勤務時間内



- ・消防本部は、消防本部の定める伝達系統による。
- ・上下水道局（上水道事業）は、水道事業管理者の定める伝達系統による。

第4 応援の要請

各機関等への応援要請は、危機管理室長が本部長(市長)の指示に基づき行う。

なお、各機関等からの応援職員を受け入れるため、福島市災害時受援計画に基づき、受援体制の整備に努めるものとする。

1 県への応援要請等

災害時において、市単独で対処できないと判断された場合は、県知事（災害対策課）に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）又は、応援のあつせんを行う。

また、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援・協力を求めるものとする。

市が県知事又は、他の市町村長の応援又は、応援の斡旋を求める場合、次に掲げる事項について口頭又は、電話をもって要請し、後日、文書により処理する。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を要請する機関名
- (3) 応援を要請する職種別人員、物資等
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) その他必要な事項

2 市町村に対する応援要請

- (1) 災害時応援協定の優先

災害対策基本法第67条により、災害が発生した場合は各市町村に対して応援を要求することができるが、この場合、災害時応援協定を締結した市町村への要請を優先するものとする。

- (2) 他市町村に応援を求める場合に要請する事項は、下記による。ただし、締結した協定に別の定めがあるときは、それに従う。

また、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理をするものとする。

- ① 災害の状況及び応援を求める理由
 - ② 応援を要請する職種別人員、物資
 - ③ 応援を必要とする場所、期間
 - ④ その他必要な事項
- (3) 知事の指示にかかる応援に従事する者は、市長の指揮の下に行動する。協定により応援に従事する者は、協定に基づく協議により、指揮権を設定するものとする。

3 指定地方行政機関の長に対する応援要請

- (1) 本部長（市長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。

指定地方行政機関

- ・ 東北農政局 ・ 福島森林管理署 ・ 福島地方気象台 ・ 福島労働基準監督署
- ・ 東北地方整備局福島河川国道事務所 ・ 東北運輸局福島運輸支局

- (2) 本部長（市長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。
- (3) 指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する場合は、次に掲げる事項について記載した文書によって行う。

また、本部長（市長）が知事に対して、指定地方行政機関の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。

- ① 派遣を要する理由
- ② 派遣を要する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする場所

- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取り扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

4 指定地方公共機関等への応援要請

- (1) 指定地方公共機関等の応援のあつせんを県に求める場合は、県災害対策課に対し、文書をもって依頼する。急を要する場合は、電話、県防災行政無線で依頼し、後日文書をもって行う。

なお要請は、以下に掲げる事項を明らかにして行う。

- ① 応援の要請：その理由、応援を希望する機関名、必要とする期間、物資、資材、器具等の品名、必要とする場所・活動内容、その他必要な事項
- ② 職員の派遣の要請：その理由、斡旋を求める職員の職種別人員数、必要とする期間、派遣される職員の給与その他の勤務条件、その他参考となるべき事項
- ③ 緊急放送の要請：その理由、放送事項、希望する放送日時・送信系統、その他必要な事項

(2) 手続き

本部長（市長）は、指定公共機関または指定地方公共機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。また、本部長（市長）が県知事に対して指定公共機関または指定地方公共機関の職員の派遣のあつせんを求めるときも同様である。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、市は、派遣された身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

5 公共的団体等への協力要請

市は、区域内における公共的団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行うものとする。

- (1) 異常現象、災害による被害箇所及び危険箇所を発見したときの通報
- (2) 避難行動要支援者の把握、介助等に対する協力
- (3) 災害に関する予警報その他の情報を地区住民に伝達することへの協力
- (4) 災害時における広報広聴活動への協力
- (5) 災害時における出火の防止及び初期消火への協力
- (6) 避難誘導、指定避難所内被災者の救援業務への協力
- (7) 被災者に対する食料品、飲料水、その他物資の配分作業への協力
- (8) 被災状況の調査に対する協力
- (9) 被災区域内の秩序維持に対する協力
- (10) 被災者の安否確認、遺体の搜索、受入、身元確認に対する協力
- (11) 罹災証明書交付事務への協力
- (12) 被災建築物の使用制限の調査に関する協力
- (13) その他の災害応急対策の実施に対する協力

① 民間団体への協力要請の方法

各対策部が作業を行うため民間団体の協力を必要とするときでこの計画に定めのない場合については、危機管理室長が本部長(市長)の指示に基づき、その責任者に対して要請するものとする。

② ボランティアへの協力要請の方法

大規模災害時は、本部長(市長)の指示に基づきそれぞれ所管する部長が協力要請を行う。

また、市外からのボランティアについては、健康福祉部長が本部長(市長)の指示に基づき協力要請を行うものとする。

要請の際に明らかにすべき事項

ア 活動の内容

イ 協力を希望する人数

ウ 調達を要する資機材等

エ 協力を希望する地域及び期間

オ その他参考となるべき事項

6 他都道府県等に対するヘリコプターの派遣要請

本部長(市長)からの要請により、県知事は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、他都道府県等が所有するヘリコプターの派遣要請を行う。

第2節 気象情報等の収集及び伝達

気象業務法（昭和27年法律第165号）の規定に基づき福島地方気象台が行う気象に関する予報・警報及びその他の気象に関する情報の収集とその伝達を迅速かつ的確に行うものとする。

第1 気象警報・注意報等の定義と発表基準

1 定義

- (1) 予報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。
- (2) 特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報。
- (3) 警報：大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により重大な災害が発生するおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報。
- (4) 注意報：大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。
- (5) 情報：気象の予報等について、経過や予想、防災上の注意を解説するもの。

2 特別警報・警報・注意報等の種類や発表基準

(1) 特別警報・警報・注意報

概要及び発表基準は（資料編 資料4-1）のとおりである。

(2) 情報

- ア 福島県気象情報
- イ 土砂災害警戒情報
- ウ 記録的短時間大雨情報
- エ 竜巻注意情報
- オ キキクル（危険度分布）
 - ・土砂キキクル
 - ・浸水キキクル
 - ・洪水キキクル
- カ 指定河川洪水予報（阿武隈川上流・荒川）

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。阿武隈川上流（釈迦堂川・笹原川・松川・摺上川・広瀬川を含む）・荒川については、東北地方整備局福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同で発表する。

- (ア) 氾濫注意情報（洪水注意報）は、氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。
- (イ) 氾濫警戒情報（洪水警報）は、一定時間後に氾濫危険水位に達することが予想されるとき、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の目安とする。
- (ウ) 氾濫危険情報（洪水警報）は、氾濫危険水位に達したとき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり避難指示の発令の判断の目安とする。

(工) 氾濫発生情報(洪水警報)は、氾濫が発生したときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。

阿武隈川上流(釈迦堂川・笹原川・松川・摺上川・広瀬川を含む)及び荒川の基準表は下記のとおり。

〈予報区間〉

・荒川

区域：左岸 福島県福島市佐原字山神前3番地の1地先から阿武隈川合流点まで

右岸 福島県福島市荒井字地蔵原61番地先から阿武隈川合流点まで

・阿武隈川上流

区域：左岸 福島県西白河郡矢吹町中沖727番1地先の県道橋下流端から福島・宮城県境まで

右岸 福島県石川郡玉川村大字小高字石場37番7地先の県道橋下流端から
福島・宮城県境まで

・釈迦堂川

区域：左岸 福島県須賀川市中宿96の1番地先から阿武隈川合流点まで

右岸 福島県須賀川市字古屋敷108号地先から阿武隈川合流点まで

・笹原川

区域：左岸 福島県郡山市安積町荒井字道場67番地の4地先から阿武隈川合流点まで

右岸 福島県郡山市安積町笹川字広町28番の1地先から阿武隈川合流点まで

・松川

区域：福島県福島市本内字松川畑2番の4地先の国道橋から阿武隈川合流点まで

・摺上川

区域：福島県伊達市字諏訪前1番地先の道路橋から阿武隈川合流点まで

・広瀬川

区域：左岸 福島県伊達市梁川町字上川原16番地の1地先から阿武隈川合流点まで

右岸 福島県伊達市梁川町字鶴ヶ岡16番地の1地先から阿武隈川合流点まで

基準地点と基準水位

・阿武隈川上流

観測所名	水防団待機水位(m) (指定水位)	氾濫注意水位(m) (警戒水位)	避難判断水位(m) (特別警戒水位)	氾濫危険水位(m) (危険水位)	計画高水位(m)
玉城橋	3.60	4.80	5.20	6.10	6.500
須賀川	3.50	4.50	7.10	7.70	7.991
阿久津	4.00	5.50	6.80	7.90	8.675
本宮	4.00	5.00	6.30	7.90	9.293
二本松	5.50	6.50	10.10	10.40	13.179
福島	3.00	4.00	5.10	5.40	6.559
伏黒	3.00	4.00	4.50	5.00	7.269

・荒川

観測所名	水防団待機水位(m) (指定水位)	氾濫注意水位(m) (警戒水位)	避難判断水位(m) (特別警戒水位)	氾濫危険水位(m) (危険水位)	計画高水位(m)
八木田	0.50	1.20	1.30	2.00	3.464

・松 川

観測所名	水防団待機水位(m) (指定水位)	氾濫注意水位 (m) (警戒水位)	避難判断水位 (m) (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (m) (危険水位)	計画高水位 (m)
清 水	2.00	2.50	3.60	3.85	4.420

キ その他

火災気象通報

連絡系統は本節第4のとおり

3 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ

線状降水帯は、次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる強い降水をともなう雨域で、これにより大雨災害発生の危険度が急激に高まることがある。

線状降水帯による大雨の可能性のある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、福島県気象情報のなかで府県単位を基本に線状降水帯発生の可能性について言及する。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況が観測された場合には、「顕著な大雨に関する福島県気象情報」を発表し、「線状降水帯」というキーワードを使って解説される。

The diagram illustrates the disaster response coordination system in Fukushima Prefecture. On the left, a vertical bar represents the 'Fukushima Prefecture Meteorological Agency' (気象庁又は福島地方気象台). On the right, a vertical bar represents 'General Citizens' (一般市民). The central flow of information and coordination is as follows:

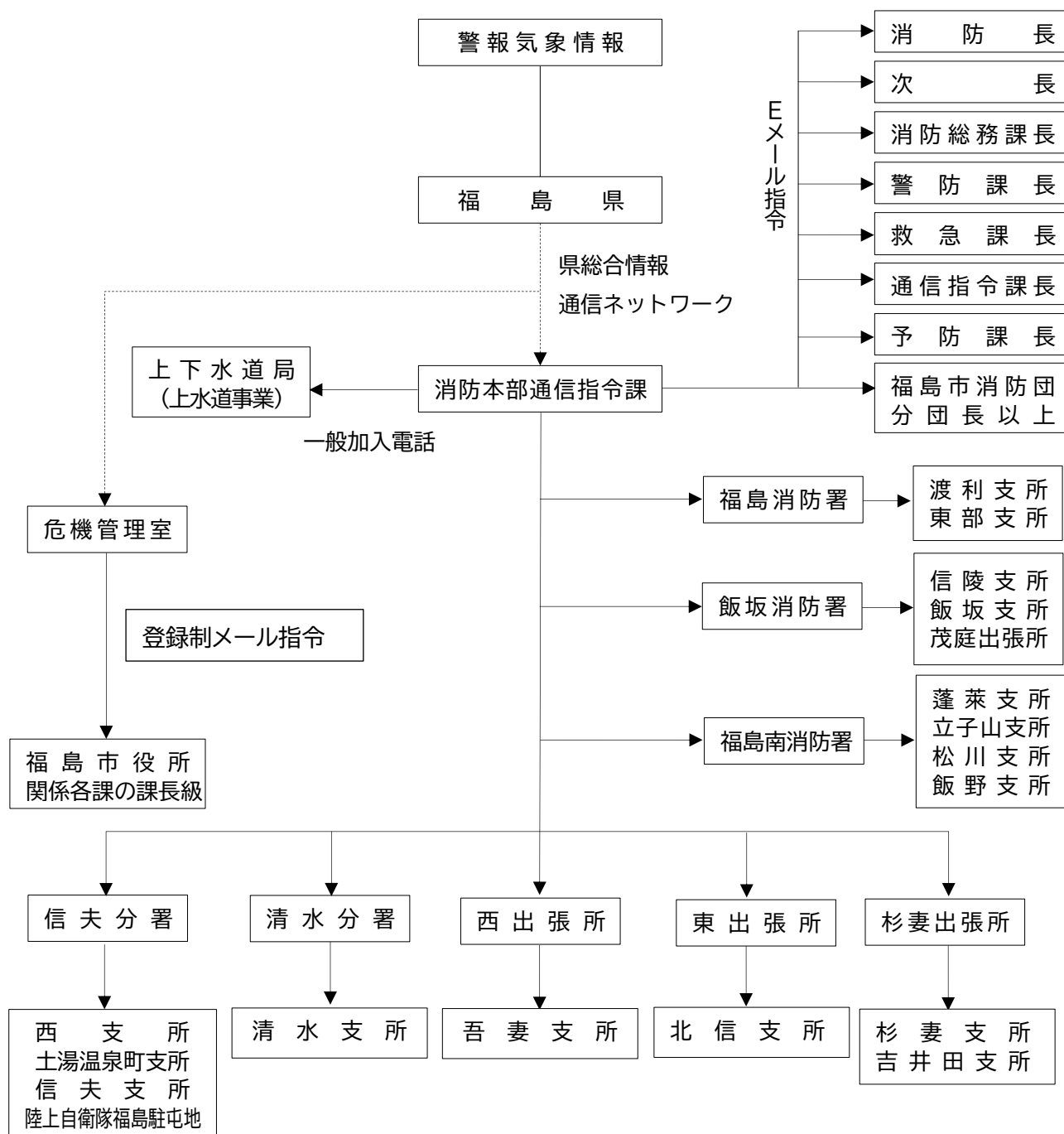
- Fukushima Prefecture Meteorological Agency** (気象庁又は福島地方気象台) provides input to several entities:
 - Fukushima Prefecture Police Headquarters** (福島県警本部)
 - Fukushima Prefecture** (福島県)
 - Fukushima Fire and Disaster Management Agency** (消防庁)
 - East Japan Telecom Co., Ltd. or West Japan Telecom Co., Ltd.** (東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株))
 - NHK Fukushima Broadcasting Station** (NHK福島放送局)
 - Reporting Organizations (excluding NHK)** (報道機関 (NHK除く))
 - Ministry of Land, Infrastructure and Transport, Northeast Regional Development Bureau, Fukushima River and National Road Office** (国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所)
 - Ministry of Land, Infrastructure and Transport, Northern Land Development Bureau, Aino River Office** (国土交通省北陸地方整備局 阿賀川河川事務所)
 - Fukushima Maritime Security Department** (福島海上保安部)
 - 44th General Support Squadron, Ground Self-Defense Force, Fukushima Garrison** (陸上自衛隊福島駐屯地第44普通科連隊)
- Fukushima Prefecture** (福島県) is connected to **Fukushima City (Fire Department Headquarters)** (福島市 (消防本部)) via the **Countywide Information Communication Network** (県総合情報通信ネットワーク).
- Fukushima City (Fire Department Headquarters)** (福島市 (消防本部)) receives **J-Alert** (Jアラート) from the **Fukushima Fire and Disaster Management Agency** (消防庁) and provides input to **Dispatching Office Station** (交番派出所 駐在所) and **Water and Sewerage Bureau (Water Supply Business)** (上下水道局 (上水道事業)).
- Fukushima City (Fire Department Headquarters)** (福島市 (消防本部)) also provides input to **General Citizens** (一般市民) via **Branch Office** (支所).
- Dispatching Office Station** (交番派出所 駐在所) provides input to **General Citizens** (一般市民).
- Water and Sewerage Bureau (Water Supply Business)** (上下水道局 (上水道事業)) provides input to **General Citizens** (一般市民).
- NHK Fukushima Broadcasting Station** (NHK福島放送局) and **Reporting Organizations (excluding NHK)** (報道機関 (NHK除く)) provide direct input to **General Citizens** (一般市民).

(注) 二重線は、気象業務法第 15 条の二によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

- 92 -

第3 市における気象等の警報の伝達

1 平常勤務時における伝達

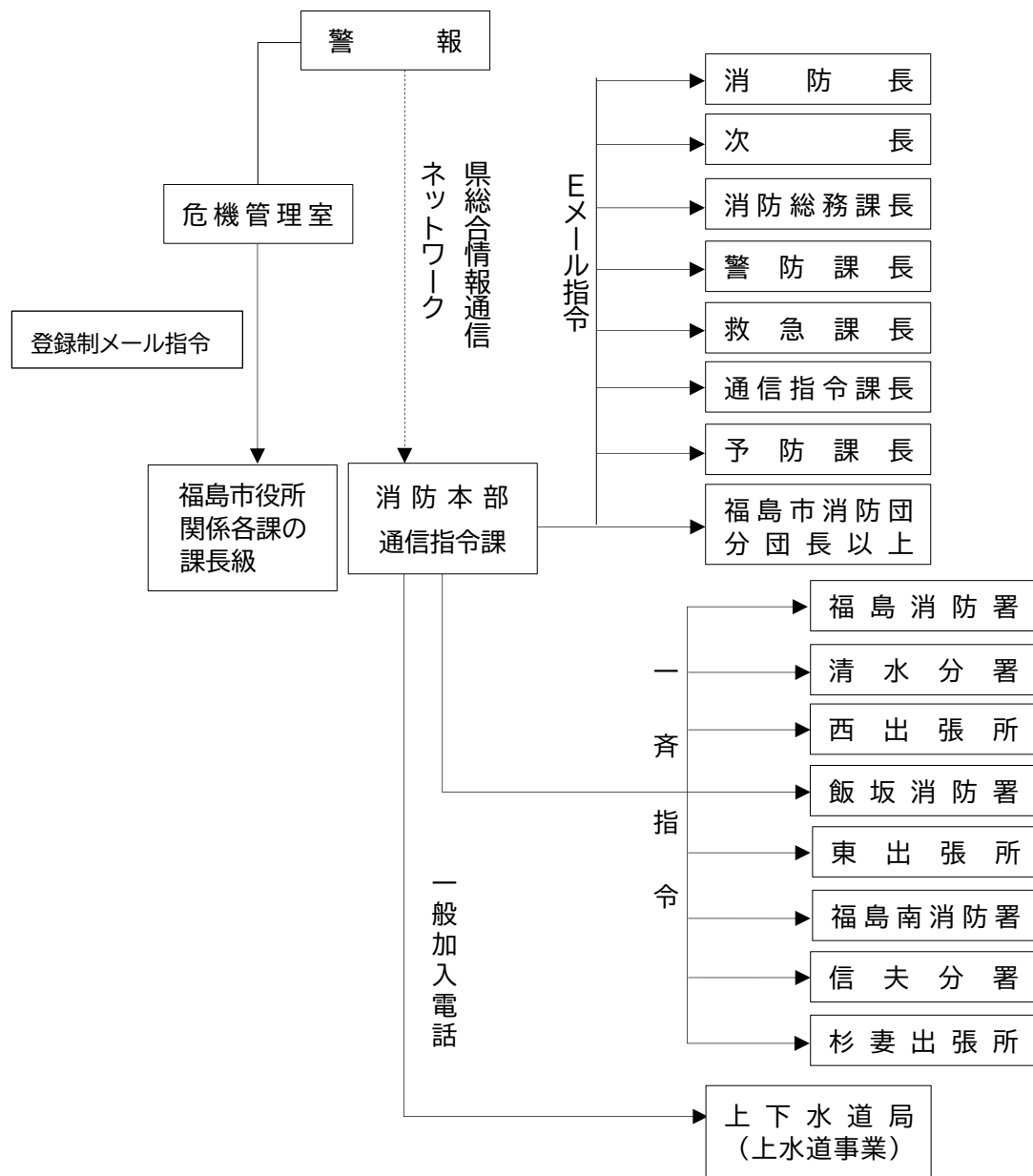


(注) (1) 警報については、状況に応じ関係課等に直接伝達する。

(2) 気象情報については、その内容に応じ関係各課の課長級に登録制メールにより伝達する。

2 休日及び勤務時間外における伝達

警報のみ伝達するものとする。



第4 消防法第22条に定める火災警報の伝達

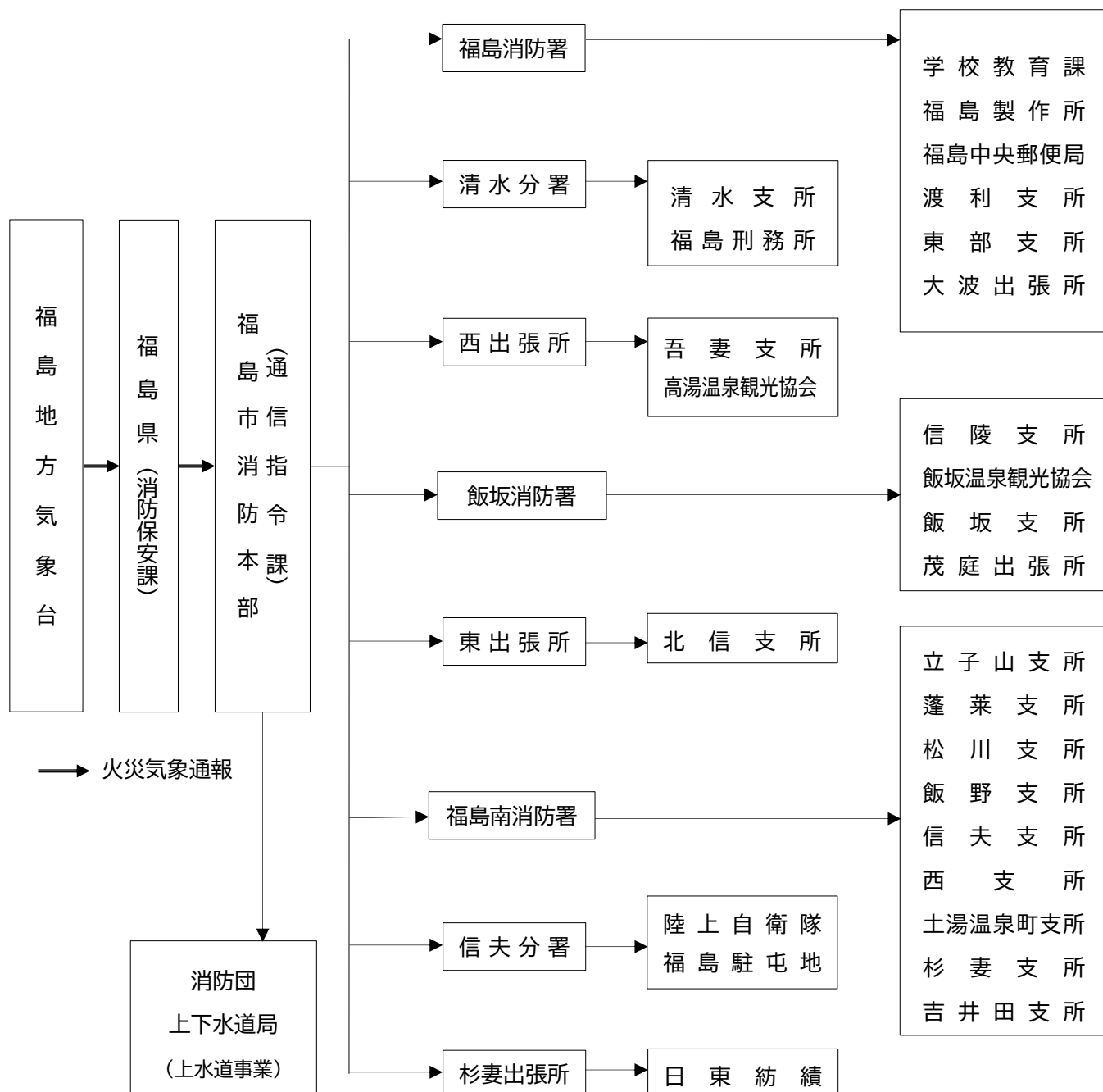
消防法第22条第1項の規定に基づく気象状況の通報

【乾燥】の基準・・・・・・・・乾燥注意報の基準に該当する気象状況の場合。

【強風】の基準・・・・・・・・強風注意報の基準に該当する気象状況の場合。

【乾燥・強風】の基準・・・・・・・・乾燥注意報及び強風注意報の基準に該当する気象状況の場合。

※上記の通報を受けた場合は、消防法第22条第3項の規定に基づき火災警報を発令できるものとする。



第3節 災害情報収集・伝達

災害発生時の災害状況の調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本情報であることから迅速・的確に行えるよう体制を整備する。

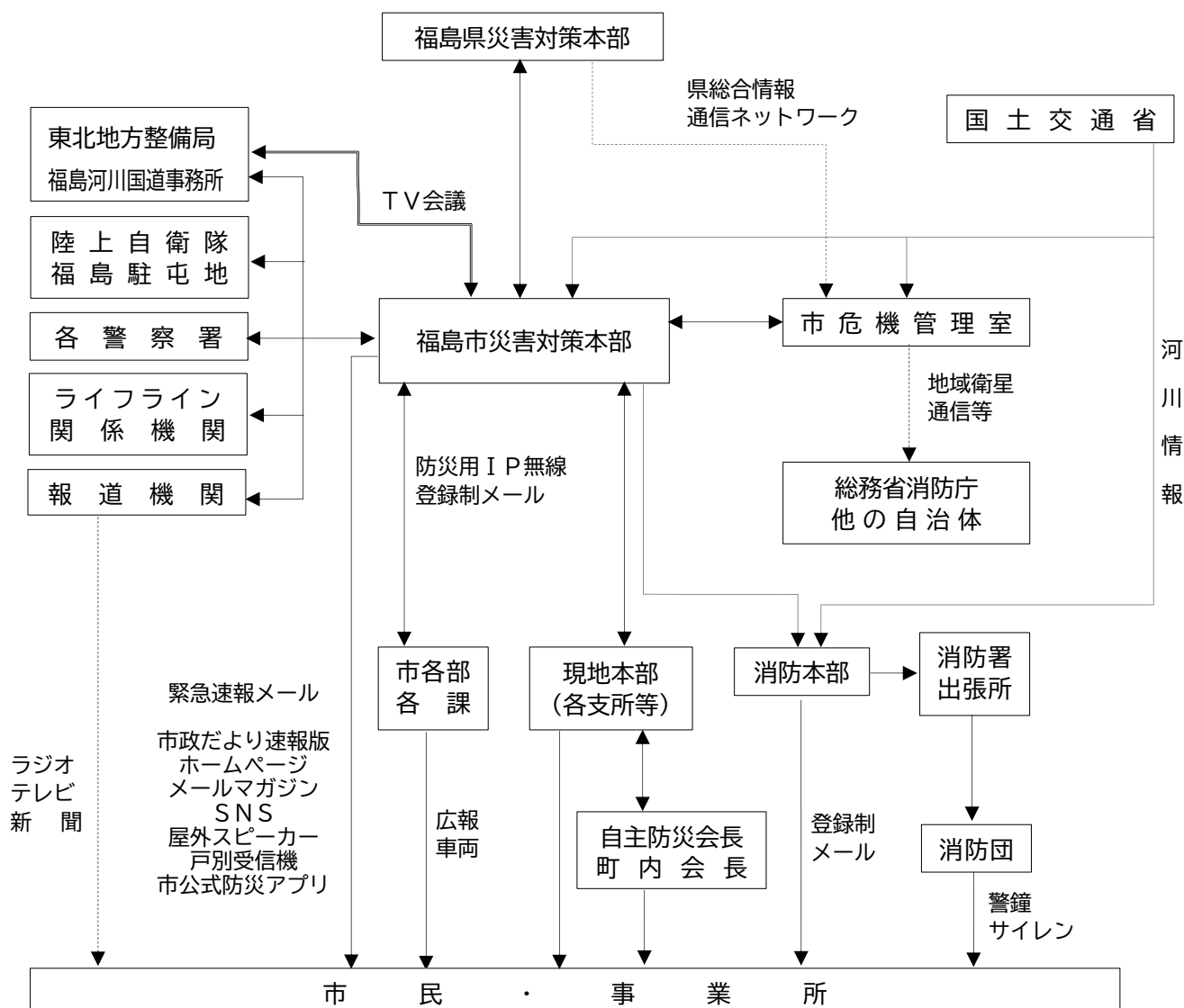
第1 ICTを活用した災害情報の収集・伝達

【担当 各 部 等】

1 初動期の情報収集・伝達

災害の初動期には、人命救助、避難、医療救護及び自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請など災害対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、各部長及び災害対策現地本部長（支所長等）は、迅速かつ的確に情報収集を行い、その情報を災害対策本部事務局に報告するものとする。

（災害情報の収集・伝達体系）



(1) 初動期に収集する情報

情 報 の 区 分	主 な 情 報 内 容
気象等に係る情報	・ 警報、注意報等の発表状況 ・ 河川の水位状況
人命に係る情報	・ 死者、負傷者及び要救助者の発生状況
被害拡大に係る情報	・ 火災の状況 ・ 崖崩れなど二次災害発生の危険性
応急活動上必要な情報	・ 市役所等災害活動拠点の被害状況 ・ 道路等の活動上重要な施設の被害状況

(2) ICT を活用した情報収集の方法

- ① 気象等に係る情報については、福島県総合情報通信ネットワークの端末機等により受信し取得する。
また、河川の現況については、河川水位予測システム、(財)河川情報センターからの「川の防災情報」、東北地方整備局福島河川国道事務所から配信される定点河川監視画像及び水防団等の巡視結果に基づく報告により把握するものとする。
- ② ICT 活用により市内主要河川における水位予測等を通して、氾濫の危険性を速やかに把握する。
- ③ 人命に係る情報については、市内の警察署、消防本部から入手する。
- ④ 被害拡大に係る情報の中で、火災の状況については、消防本部から入手し、崖崩れなど二次災害発生の危険性については、各所管部が住民等から収集する。
- ⑤ 応急活動上必要な情報の中で、市役所等災害拠点の被害状況については、市庁舎関係は管財課において、また、防災関係機関への照会により収集する。
道路等の活動上重要な施設の被害状況については、各所管部の調査及び各関係機関への照会により、各部が収集する。
- ⑥ 夜間及び休日等勤務時間外に災害が発生した場合、各部及び各災害対策現地本部は、参集職員からそれぞれ地域ごとに情報を収集し、関係する部及び各災害対策現地本部に連絡するものとする。
- ⑦ 機動的な情報収集のため、無人航空機（ドローン）の活用にも努めるものとする。

2 市が行う情報収集

(1) 各部及び各災害対策現地本部の情報収集

各部及び各災害対策現地本部は、次表に定める情報収集担当表に基づき、情報を収集し、災害対策本部事務局に報告する。

また、他の各部及び各災害対策現地本部または防災関係機関に関わる情報を入手したときは速やかに関係部及び災害対策現地本部もしくは防災関係機関に連絡するものとする。

情 報 区 分	主 な 情 報 内 容
気象等情報	・ 警報、注意報等の発表状況 ・ 水防警報の発表状況 ・ 河川の水位状況
人的被害	・ 発生場所、原因及び被害者数 ・ 被害者の住所、氏名等 ・ 負傷者の負傷程度及び受入先
建物被害	・ 被災棟数、被害程度

情 報 区 分	主 な 情 報 内 容
	・ 建物の名称、所在地
建物被害	・ 罹災世帯、罹災者数
公共施設被害	・ 被害棟数、被害程度 ・ 施設の名称、所在地 ・ 入所者の被災状況、避難状況 福祉施設、清掃施設、教育施設ほか
土木施設被害	・ 被害箇所、被害程度 ・ 応急措置等の対応状況 ・ 道路の交通状況 道路・橋梁・公園・河川等
農業関係被害	・ 被害箇所、被害程度 農林水産業関係
ライフライン情報	・ 被害箇所、被害程度 ・ 応急措置等の対応状況 ・ 断水状況 下水道関係、水道関係
消防情報	・ 119 番通報の状況 ・ 火災の発生状況 ・ 救助、救急事案の発生、対応状況 ・ 危険物施設の被害状況 ・ ガス漏れ等の発生状況
避難情報	・ 自主避難の状況 ・ 高齢者等避難、避難指示の発令状況 ・ 高齢者等避難、避難指示対象世帯、避難世帯数、避難者数 ・ 指定避難所の設置状況
医療・救護情報	・ 医療施設の被害状況、医療機関の診療状況 ・ 応急救護所等の設置状況
その他の情報	・ 被害箇所、被害程度 障害物関係、車両、その他

(2) 防災関係機関からの情報収集

災害対策本部事務局、各部及び災害対策現地本部は、状況に応じて、防災関係機関から次のような情報を収集するものとする。

収 集 担 当	収 集 情 報	収 集 先
災害対策本部事務局	・ 県下の被害状況等	福島県
	・ 気象情報等	福島地方气象台、日本気象協会
	・ ライフライン被害（停電戸数、通信不能回線数）と復旧状況等	東北電力ネットワーク㈱福島電力センター 東日本電信電話㈱福島支店
	・ 鉄道施設の被害と復旧状況	東日本旅客鉄道㈱東北本部福島支店、福島交通㈱、阿武隈急行㈱

収 集 担 当	収 集 情 報	収 集 先
保健総務課	・ 医療施設の被害と診療状況等	福島市医師会
建設部	・ 国管理道路（東北中央自動車道含む）、 橋梁の被害と復旧状況等	東北地方整備局 福島河川国道事務所
	・ 県管理道路、橋梁の被害と復旧状況等	県北建設事務所
	・ 東北自動車道の被害と復旧状況等	東日本高速道路(株) 福島管理事務所
	・ 磐梯吾妻スカイラインの被害と復旧状況等	県北建設事務所
	・ 国管理河川の被害と復旧状況等	東北地方整備局 福島河川国道事務所
	・ 県管理河川の被害と復旧状況等	県北建設事務所
災害対策本部事務局 各現地本部 建設部	・ 死者、行方不明の状況 ・ 交通規制の状況等	福島警察署 福島北警察署

3 被害の認定基準

災害による人及び建物等の被害の認定基準は、資料編 資料4－3「被害の認定基準」によるものとする。
また、被害報告に使用する用語の定義は、資料編 資料4－4「被害報告に使用する用語の定義」によるものとする。被害報告に当っては、適正な判定により行うものとする。

第2 非常通信の確保及び無線通信設備の運用

【担当 危機管理室】

災害発生時の情報連絡体制は、最優先で確立される必要がある。

そのため、市及び防災関係機関はあらかじめ連絡責任者を定め、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統括させるとともに、緊急用電話を確保し、通信従事者の配置、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による、迅速かつ円滑な通信連絡体制の確立に努めるものとする。

1 災害対策本部と災害対策現地本部、防災関係機関との通信連絡に利用する有線通信手段

原則として以下の順位により、確保する。

- (1) ファクシミリ等の優先利用
- (2) 非常・緊急電話の利用
- (3) 警察・消防通信の利用

2 指定電話・連絡責任者の指定

(1) 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。指定電話は、原則としてNTT登録の「災害時優先電話」を充て、一般業務での利用を制限する。

(2) 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の各機関相互の通信連絡を確保するため、おのこの連絡責任者を定める。
なお、連絡責任者は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属の機関との連絡にあたる。

3 有線通信網の利用方法

ファクシミリ等の優先利用（資料編 資料4－5 参照）

市災害対策本部・同現地本部、市出先機関、防災関係機関間の指令の授受伝達、報告等の通信連絡については、原則として公衆回線のファクシミリによる文書連絡によることとする。これは、混乱時においても伝達内容の確実性と記録性を確保するためである。

4 有線通信が途絶した場合の措置

有線通信が途絶または混乱している場合は、以下の方法による。

(1) 県・隣接市町村および防災関係機関との連絡

福島県総合情報通信ネットワークを利用して行う。

なお、一斉通信に関しては、県災害対策課あて依頼する。

(2) 市災害対策本部と同現地本部、市出先機関との連絡

防災用 I P 無線により行う。（資料編 資料2－3－2「防災用 I P 無線機配備先一覧」）

また、必要に応じ消防無線、警察無線等の利用についても、各機関に依頼して行う。

(3) アマチュア無線の利用

民間アマチュア無線局の協力を得て「非常通信」を行う。

(4) 伝令による連絡

通信機器の配備のない場所、または確実性を必要とする場合は伝令による。

この場合、携帯ラジオ、あるいは無線機等を携帯するものとする。

※ 市の無線系統は、消防無線、水道事業用無線からなり、資料編 資料2－3「市の無線設備・無線系統図」のとおり。

第3 県への報告

1 報告の担当者

県への報告は、本部長（市長）の指示に基づき、危機管理室長が行う。

2 報告の手順

(1) 危機管理室長は、各部及び現地本部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整する。

(2) 県への報告に当たっては「福島県総合防災情報システム」により行うことを基本とし被災等によりシステムが利用できない場合は、電話・FAX・電子メール等により行う。なお、いずれの場合においても県へ報告できない場合は、国（総務省消防庁）へ報告を行うこととする。

(3) 「確定報告」は、災害の応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって行う。

(4) 報告の内容、種類及び様式

県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を報告する。その報告には、概況報告（被害即報）、中間報告、確定報告があり、規定された報告様式により行う。

(5) 被害状況の報告先

県〔県北地方振興局県民環境部県民生活課、災害対策課〕

国〔総務省消防庁 応急対策室〕

第4節 災害広報

【担当 危機管理室、総務部、政策調整部】

風水害は、多くの場合、被害発生に至るまでに時間の余裕がある。この特性をふまえ、市民（特に危険が予想される地域の住民）及び報道機関等に対し、正確な情報を提供し、広報活動を行い、人心の混乱や被害の軽減を図る。

地震災害は、発生予測が困難であることから、一般市民及び企業等に対し日常的に減災・防災に関する啓発活動を行うとともに、地震が発生した場合には正確な情報の提供等を行う。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生に伴う北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合は、地震発生後1週間程度、巨大な地震の発生に注意する広報活動を行い、後発地震への備えを徹底する。

このため、各機関・自主防災組織等と、災害発生時及び発生のおそれがある場合の広報内容や広報手順につき、あらかじめ調整しておくものとする。

第1 広報活動

所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し、広報車、ホームページやSNS、携帯電話への緊急配信メール、屋外スピーカー、戸別受信機、市公式防災アプリ、テレビ・ラジオ、臨時災害FM局の開設、さらに既存のコミュニティFM放送局を活用し、以下の事項について広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②指定避難所設置段階、③指定避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けることが必要である。

1 市が広報する内容

- (1) 地域の被害状況に関する情報
- (2) 避難に関する情報
 - ① 避難情報に関すること。
 - ② 受入施設に関すること。
 - ③ 指定された指定避難所以外に避難した被災者への支援情報
- (3) 地域の応急対策活動に関する情報
 - ① 救護所の開設に関すること。
 - ② 交通機関及び道路の復旧に関すること。
 - ③ 電気、水道の復旧に関すること。
- (4) 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報
- (5) その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）
 - ① 給水及び給食に関すること。
 - ② 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
 - ③ 防疫に関すること。
 - ④ 総合相談窓口の開設に関すること。
 - ⑤ 被災者への支援策に関すること。
 - ⑥ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生に伴う後発地震注意情報に関する情報、及びその後に

取るべき防災対応に関すること。

2 警察署

警察署は、市災害対策本部、消防署その他関係機関と協力して、災害時の広報計画に基づき実施する。

- (1) 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動状況に関すること
- (2) ライフライン、交通機関の稼働状況及び交通規制に関すること
- (3) 犯罪防止等の住民の不安解消に関すること
- (4) その他必要と認められる事項

3 東日本電信電話(株)福島支店

東日本電信電話(株)福島支店は、災害のため通信が途絶したとき、もしくは利用の制限を行ったときはトークキーによる案内、広報車、窓口掲示、ホームページ等の方法によって、利用者に対して広報活動を実施する。

- (1) 通信途絶、利用制限の理由・内容
- (2) 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期
- (3) 通信利用者に協力を要請する事項
- (4) 代替的に利用可能な通信手段
- (5) 地図による障害エリアの表示

4 東北電力ネットワーク(株)福島電力センター

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、インターネット、パンフレット、チラシ等により広報を行う。

- (1) 電力施設被害状況、復旧状況、復旧見通し
- (2) 断線・電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故
- (3) 電再開に伴う電気火災等の二次災害未然防止

5 福島ガス(株)

災害によりガス設備に被害が生じた場合には、二次災害を防止するため、サービス巡回車による広報、消防署、警察署、報道機関への協力要請等の手段により、需要家に対して広報活動を実施する。

- (1) ガス供給停止、使用制限の理由・内容
- (2) 災害復旧の措置及び復旧見通し
- (3) 需要家に協力を要請する事項
- (4) ガス供給再開時に関する事項

6 地区住民組織

自主防災組織（未結成の地区にあっては町内会等）は、市・防災関係機関・団体等から、避難情報の広報があったときは、地域の各世帯にただちに伝達する。このため、あらかじめ防災担当者及び情報伝達の連絡網を定めておくものとする。

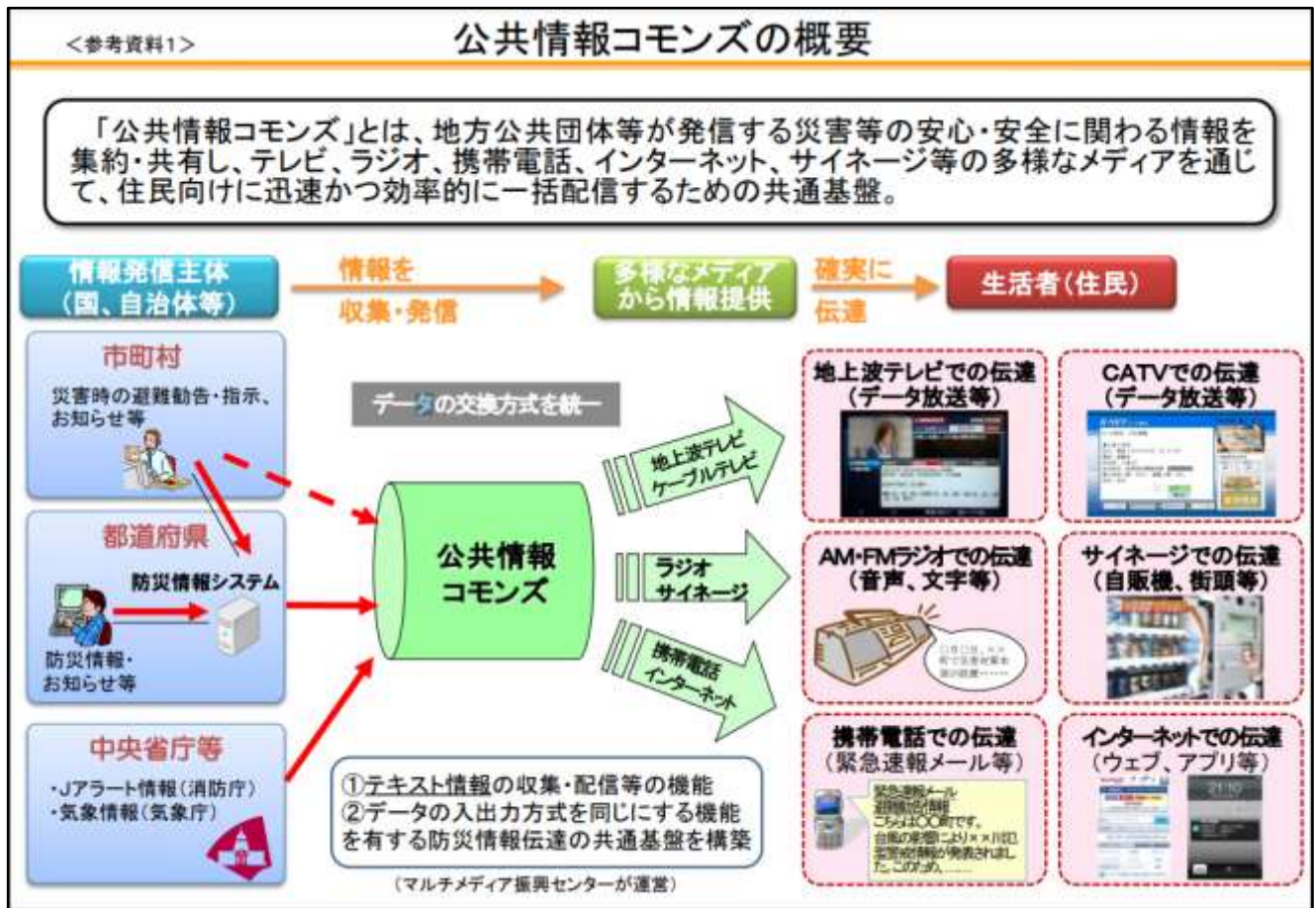
第2 災害広報手順

1 災害情報等の収集

総務課長並びに広報課長は、危機管理室長が収集した災害情報を基に被害状況を調査する担当班と連絡を取り、被害現場の状況及び推移を的確に把握するものとする。

2 広報の方法

- (1) J-ALERT(全国瞬時警報システム)の情報から自動的にコミュニティFM、携帯電話の緊急速報メール、ホームページなど多様なメディアに連動するシステムにより防災情報を住民に提供する。
- (2) 広報車による広報を行う。この場合、確実に災害情報を伝達できるよう巡回方法やアナウンス方法等についてマニュアルを作成する。
- (3) 専用電話の設置と人員の配置により市民からの問い合わせに対応する。
- (4) テレビ、ラジオを利用した広報を行う。
- (5) コミュニティFMを利用した災害放送を行う。
- (6) 「市政だより速報版」を迅速に作成し配布する。配布は、配送、FAX送信などにより支所・学習センター・指定避難所等に送付・張り出しを行い、安定した情報提供に努める。
- (7) インターネットやSNSを利用した広報を促進する。
- (8) 携帯電話を活用した広報を行う。(緊急速報メール、市公式防災アプリ、メールマガジン、ホームページ携帯版の活用)
- (9) Lアラート(公共情報コモンズ)を活用する。
- (10) 屋外スピーカー、戸別受信機など、多様な媒体により速やかに住民へ情報を伝達する。



【総務省情報流通行政局地域通信振興課】

3 インターネットを利用した広報の留意点

インターネットを利用して広報等を行う場合、以下の点に留意する。

- (1) 災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、アクセス集中による閲覧障害を回避するような対策を行う。
- (2) 受け手が必要な情報を選別して入手できるよう、重要な情報や優先順位の高い情報を分かりやすく提供するように努めるものとする。
- (3) 住民自らが情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等、個人用情報端末の活用について周知するものとする。
- (4) 市のwebサーバーが被災しホームページの立ち上げができなくなった場合の対策を行う。

第3 災害記録映像の撮影及び収集と提供

- (1) 広聴広報課長は、災害現場を写真等で撮影するとともに、各班の被害状況調査に際して撮影した写真等を収集するものとする。
- (2) 広聴広報課長は、収集した写真等について報道機関等から求めがあったときは、必要に応じて提供するものとする。

第4 災害広報活動計画の整備

広聴広報課長は、次の項目につき、あらかじめ広報活動計画を定めておくものとする。

- (1) 災害情報等を収集するための班員、写真等撮影のための班員等。
- (2) 各課・支所・学習センター等が管理する車両で、災害広報に使用できる車両の把握及び人員等の運用計画の整備。
- (3) 公共放送機関との連絡体制の整備。

第5 報道機関への発表・協力要請

1 市の発表

- (1) 本部設置前
市長もしくは危機管理監の指示により、広聴広報課長が記者クラブを通じて報道機関に対して、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。
- (2) 本部設置後
広聴広報課長が直ちに共同会見所を設置し、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。
発表は原則として本部長（市長）の決定に基づき共同記者会見方式で行うが、その際、内容の相違を避けるため、関係機関とあらかじめ連絡協議して被害状況の統一に努めるものとする。
- (3) 発表の形式の統一化
発表にあたっては、的確に事実を伝えられるよう、広報文例を予め整備しておくものとする。

2 緊急放送等の要請

市は、緊急時における情報連絡手段として、関係機関の協力によりラジオ、テレビの放送機能を有効に活用する。

第5節 避難

【担当 危機管理室、市民・文化スポーツ部、健康福祉部、教育委員会、消防本部】

「避難行動」は、数分から数時間後に起こる可能性がある自然災害から「命を守るための行動」とする。

災害の発生又はその危険が切迫して安全を脅かされている市民や来訪者については、すみやかに危険地域から安全な場所に避難させなくてはならない。より確実で円滑に避難できる体制を整備するためその手続きについて記すものである。

また、災害により一定期間以上住居に戻れない市民や来訪者のために、一時的な滞在場所（指定避難所）を提供し、避難受入を行う。

第1 避難情報の発令

地震発生による火災、山崩れ、崖崩れ、火山噴火等の災害から人命、身体のプロテクト又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、避難情報の発令を行う。

1 避難の実施機関

(1) 実施の責任者及び基準

避難情報の実施責任者は次のとおりであるが、高齢者等避難、避難指示を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。なお、避難のために屋外を移動することが危険な場合もあることから、災害の性質や発災時の状況によっては、必要に応じて屋内での待避その他屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

避難情報については、避難情報の判断基準をもとに、空振りをおそれず出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、夕方の明るい時間等、早めに情報の発令等を検討する。

区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難 (レベル3)	市 町 村 長 (災害対策基本法第 56 条)	一般住民に対する避難準備、要配慮者に対する避難行動の開始	災害の発生するおそれがある場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難指示 (レベル4)	市 町 村 長 (災害対策基本法第 60 条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害の発生するおそれが高い場合において、急を要すると認められるとき。
緊急安全確保 (レベル5)	市 町 村 長 (災害対策基本法第 60 条)	高所や堅固な建物、建物の開口部から離れた場所などに緊急的に退避	すでに災害が発生しているか、または状況が急激に切迫して安全な避難が困難な場合において、緊急と認められるとき。 ※必ず発令される情報ではない。

区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難指示	知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害の発生により、市町村の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められたとき。
	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者(水防法第29条)	立退きの指示	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	市町村長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	海上保安官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	市町村長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

① 「指示」は拘束力が強く、居住者等を避難のため立退かせるためのものである。

② 「指示」は、災害応急対策の第一次的責任者である本部長（市長）のみが行うことができる。

その他の者は、いずれも本部長（市長）の指示による場合、もしくは緊急避難的な措置として「指示」を行う。そのため、本部長（市長）以外の者が緊急避難的な措置として「指示」を行った場合、実施後ただちにその旨を本部長（市長）に通知しなければならない。

③ 本部長（市長）が不在で、かつ連絡が取れない場合、下記により直ちに次順位の者が避難情報を発令するものとする。

順位 避難情報の発令者

第一順位 市長

第二順位 副市長 ※副市長の順位については、危機管理室所管を優先する。

第三順位 危機管理監

④ 市職員（消防職員含む）が補助執行機関として避難情報の発令を行った場合も、実施後ただちにその旨を本部長（市長）に報告する。

⑤ 上記機関職員が現場におらず、危険が切迫していて消防団長や団幹部が避難のため立ち退きを指示する必要が生じたときは、連絡が取れる場合、本部長（市長）に危険の実状を報告し指示を仰ぎ、本部長（市長）からの指示内容によって関係住民の安全が図られるように適切な避難処置を行う。処置後は、その経過と処置状況を本部長（市長）に報告して了解を得るとともに、事後の指示を受けるものとする。

(2) 避難情報の要否を検討すべき情報

① 洪水

洪水に関する避難情報の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報・警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報・警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、この他に府県気象情報、記録的短時間大雨情報がある。阿武隈川及び荒川等については、氾濫注意情報が発表された場合に浸水想定区域に対して「高齢者等避難」を、氾濫警戒情報が発表されたら「避難指示」の発令を

検討することが基本となる。

その他の河川については、氾濫注意水位を超え（水位周知河川のみ）かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超える場合に、洪水警報の危険度分布により赤色となった河川を対象に「高齢者等避難」を、紫色となった河川を対象に「避難指示」の発令を検討することが基本となる。

② 土砂災害

土砂災害に関する避難情報の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報・警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、大雨特別警報（土砂災害）、土砂災害に関するメッシュ情報がある。これらの情報が発表された場合に、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）により赤色となった領域内の土砂災害警戒区域等に対して「高齢者等避難」を、紫色となった領域内の土砂災害警戒区域等に対して「避難指示」の発令を検討することが基本となる。

(3) 指定行政機関等による助言

避難情報を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（河川港湾班、建設事務所）に対し助言を求める体制を構築する。

各災害に関する避難情報を発令する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおり。

- ・ 水 害 福島地方气象台、河川管理者（県河川港湾総室、建設事務所等）、福島河川国道事務所
- ・ 土砂災害 福島地方气象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、建設事務所等）、福島河川国道事務所

2 避難情報の伝達方法

(1) 伝達の方法

避難情報を発令した場合は、直ちに次の方法により伝達するものとする。

① 市・消防・警察等の行政、又は消防団による伝達

- ア 広報車による広報伝達
- イ 携帯電話への緊急配信
- ウ 消防自動車のサイレンによる伝達
- エ 警鐘又はサイレンによる伝達
- オ ラジオ、テレビによる伝達
- カ ホームページやSNSによる伝達
- キ 職員又は団員による口頭伝達（自主防災組織又は町内会等の防災担当者へ伝達）
- ク 屋外スピーカー、戸別受信機、スマートフォンアプリによる伝達

② 住民組織による伝達

自主防災組織又は町内会等の連絡網による伝達（地域各世帯へ伝達）

(2) 伝達事項

- ① 避難対象地域
- ② 避難先及びその場所
- ③ 避難経路
- ④ 避難情報の理由
- ⑤ 避難に際しての注意事項

(3) 関係機関への連絡

市長が避難情報を発令したとき、また、警察官等から避難指示を行った旨の通報を受けたときは、次の要領により必要に応じて関係機関等に対し連絡する。

- ① 県の関係出先機関、警察署又は交番等に連絡し、協力を求める。
- ② 指定避難所として利用する学校、学習センター、集会所、公共機関の施設等、その施設の管理者等に対し連絡し協力を求める。
- ③ 他市町村への連絡
避難のため他市町村の施設を利用する必要がある場合、又は避難の誘導、経過等によって協力を求める必要がある場合は、当該他市町村に対し必要な事項を連絡し協力を求める。
- (4) 県への報告
避難のための立退きの指示、立退き先の指示又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
また住民が自主的に避難した場合も同様とする。
 - ① 避難指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示の有無
 - ② 避難指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示の発令時刻
 - ③ 避難対象地域
 - ④ 指定緊急避難場所及び避難経路
 - ⑤ 避難責任者
 - ⑥ 避難世帯数、人員
 - ⑦ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等避難及び屋内での待避等の安全確保措置の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
- (5) 住民への周知
市は、自らの避難指示及び屋内での待避等の安全確保措置の指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、地域防災計画に基づき迅速に住民へ周知する。
なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

- (1) 市長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条）
- (3) 消防吏員又は消防団員（消防法第28条）
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条、(1)～(3)の者が現場にいない場合に限る。）
- (5) 知事（災害対策基本法第73条、市町村が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。）

2 指定行政機関等による助言

警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方公共機関又は県（河川港湾班、建設事務所）に対し助言を求めることができる。

3 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

第3 避難の誘導

1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され、また危険が迫ったとき行うもので、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次的責任者である市長及び避難等を発令した者が、その措置に当たるものとする。

2 避難誘導

(1) 避難誘導者

避難の誘導は、消防吏員又は消防団員及び本部長（市長）が命じた本部班長、班員、現地本部員が、警察等関係機関と協力して行うものとする。

(2) 避難の誘導

指定避難所に誘導するときは、市民が混乱しないよう、避難経路の広報を行うとともに、迅速に誘導するものとする。

(3) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとするが、平常時より、おおよそ次のようなものを目途とする非常用袋を用意しておくよう啓発に努める。

- ① 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- ② 非常食、水、タオル、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- ③ 服装は軽装として素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具
- ④ 貴重品以外の荷物は携行しないこと

(4) 避難の誘導及び移送時に留意する事項

- ① 避難の誘導は、傷病者、高齢者、乳幼児、障がい者、その他単独で避難することが困難な者を優先するとともに、できるかぎり早めに事前避難させるよう努める。また、一般輸送業者の協力を求めるなど、あらゆる手段を講じ移送するものとする。
- ② 選定した避難路に重大な障害があり容易に取り除くことができない時は、建設部に対して、障害物の除去等により避難道路を確保することについて要請する。

3 避難に関する報告

避難が行われたときは、避難情報の有無、避難情報の発令時刻、避難地区名、指定緊急避難場所、避難責任者、世帯数、人員、経緯、状況、避難解除時刻等を県知事あて報告するものとする。

第4 指定避難所の開設

1 指定避難所となる施設

指定避難所は、各地域の至近の小学校、中学校、幼稚園、高等学校、学習センター、その他の市の施設、また必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても災害に対する安全性を確認の上、管理

者の同意を得て避難所として開設する。(資料編 資料2-6「指定緊急避難場所・指定避難所として使用する施設一覧」)(資料編 資料2-7福祉避難所として使用する施設一覧)

高等学校ほか、県有施設については、県に要請し施設管理者の協力を得て、受入の用に供する部分を明示のうえ、その一部の提供を受けることができる。

指定避難所を開設した場合は、速やかに地域住民に周知するとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやSNS、市公式防災アプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

また、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、県、警察署、自衛隊等に連絡する。

なお、夏季においては、避難所内での熱中症予防対策を講じる必要があることから、冷房設備を備えた施設を優先的に開設するなど、臨機応変な対応に努める。

2 指定避難所における措置

指定避難所で実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者の受入
- (2) 被災者に対する給水、給食措置
- (3) 負傷者に対する医療救護措置
- (4) 被災者に対する生活必需物資の供給措置
- (5) 被災者への情報提供
- (6) 被災者及び同行・同伴した動物(ペット)に対する支援措置
- (7) その他被災状況に応じた応援救援措置

3 開設の担当者

本部長(市長)、現地本部長(支所長)がそれぞれの施設に複数の職員を派遣し施設管理者や避難住民等と連携して指定避難所の運営を行う。

ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者、勤務職員、または最初に到着した市職員(非常参集職員)が実施する。

4 指定避難所の運営及び役割

(1) 避難所運営職員

本部長(市長)は、指定避難所を開設し住民を受入したときは、指定避難所ごとに指定避難所及び避難住民の管理並びに災害対策本部との連絡を行うための避難所運営職員を置くものとする。避難所運営職員は、災害対策本部及び災害対策現地本部の職員のうちから本部長(市長)が命ずるものとする。

指定避難所の対応にあたっては、総則編第2章第8節安全避難の環境整備第1. 10に記載の指定避難所運営マニュアル等を利用する。

(2) 指定避難所の運営

- ① 指定避難所の運営については、自主防災組織、町内会等の地域組織、防災士、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て行う。なお、学校が指定避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等を含めた人的支援体制を確立し、指定避難所の運営を行う。
- ② 自主防災組織、町内会等の地域組織、防災士、ボランティア、外部支援者等は、指定避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活の維持に努

める。

- ③ 被災者が自主的、自発的に指定避難所の運営組織を立ち上げ、指定避難所生活のルール作りや生活環境を向上するための活動を行えるよう、市や施設管理者が支援を行う。自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者、障がい者、乳幼児を抱えた家族、性的マイノリティの方等の様々な避難者の意見を反映できるものとする。
- ④ 指定避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、電気自動車等を活用した非常電源確保に努めるとともに、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、運営を行う。
- ⑤ 災害時において、感染症の発生や拡大がみられる場合は、保健所とも連携し、避難所において必要な感染症対策を講ずるものとする。
- ⑥ 夏季の災害時において、酷暑による熱中症のリスクが高まるおそれがある場合は、保健所とも連携し、避難所において必要な熱中症予防対策を講ずるものとする。
- ⑦ 指定避難所におけるペットの避難スペースを確保するとともに、獣医師会等関係団体から必要な支援を受けられるよう連携に努める。

5 住民の避難先の情報把握

大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

6 指定避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(1) 設備の整備

指定避難所の設置者は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じる。

- ① 畳、マット、カーペット
- ② 間仕切り用パーティション
- ③ 冷暖房機器
- ④ 洗濯機・乾燥機
- ⑤ 仮設風呂・シャワー
- ⑥ 災害用トイレ
- ⑦ テレビ・ラジオ
- ⑧ インターネット情報端末
- ⑨ 簡易台所、調理用品
- ⑩ その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

避難の長期化に伴うニーズに対応し、仮設トイレ、マンホールトイレ、災害用簡易トイレ等により、快適なトイレの設置に配慮するよう努めるとともに、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、授乳室、避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所等を設置するなど、避難者の人権に配慮した環境作りに努める。

さらに、夏季における熱中症を予防するため、避難所として開設する学校体育館への冷房設備の設置を進める。

7 避難状況の記録及び報告

避難が行われたときは、避難所運営職員は直ちにその状況を、避難所記録簿等により記録するとともに、本部長（市長）あて報告するものとする。

8 整備帳簿類

指定避難所を開設したときは、各指定避難所に次の帳簿を備え、避難所運営職員は、その整備を行うものとする。

- (1) 避難所記録簿（様式5）
- (2) 避難者名簿（世帯／個人）（様式6）
- (3) 避難所受入者調書（様式7）
- (4) 避難所用施設及び器物借用記録簿（様式8）

9 災害救助法が適用された場合の実施基準

- (1) 指定避難所受入対象者
 - ① 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること。
 - イ 自己の住家に被害を受けないが災害に直面し、応急的にいるところがない者であること。
 - ② 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難指示が出た場合。
 - イ 避難指示は発せられないが緊急に避難することが必要である場合。
- (2) 指定避難所設置基準
 - ① 指定避難所設置費（実施基準表による）
 - ② 設置費目
 - ア 「指定避難所」設置・維持・管理のための人夫賃
 - イ 消耗器材費（ゴザ・床又は間切り用の板・釘・ローソク・清掃用具等）
 - ウ 建物器物等使用謝金
 - エ 燃料費
 - オ 仮設設置費（仮設炊事場及び便所を含む。）
- (3) 指定避難所開設期間
災害発生の日から7日以内

第5 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者の避難にあたっては、総則編－第2章－第16節「要配慮者の安全確保」に定める避難計画等及び本節－第3「避難の誘導」に基づいて行うとともに、特に以下に配慮するものとする。

1 情報伝達体制

- (1) 在宅対策
市は、自主防災組織等の協力を得て、電話や電子メール、訪問等により、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。
- (2) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、予め定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、入所者に対して過度に不安を抱かせることの無いよう配慮する。

(3) 病院等入院患者対策

病院等施設管理者は、予め定めた避難計画等に基づき、職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては患者に過度の不安を抱かせることの無いよう配慮する。

(4) 外国人に係る対策

① 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、災害時における避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、市や県の国際交流協会と連携して、日本語理解が十分ではない外国人にも配慮した生活情報の提供に努める。

② テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

外国人への的確な情報伝達のため、多言語対応の市防災ウェブサイトやメールマガジンをはじめ、テレビ、ラジオ、ホームページ、SNS等を活用して、外国語による情報提供に努める。

2 避難及び避難誘導

(1) 在宅者対策

市は、自主防災組織等の協力を得て、指定避難所に誘導する。避難誘導にあたっては避難行動要支援者の持つ特性を理解し行う。

(2) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、予め定めた避難計画等に基づき職員が入所者を指定避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

(3) 病院等入院患者対策

病院等施設管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。必要に応じ、他の病院等から応援を得て、患者を避難誘導する。避難誘導にあたっては、患者の実態に即した避難用具等を使用し、指定避難所については、患者に配慮した施設をあてるものとする。

(4) 外国人に係る対策

市は、外国人の避難誘導にあたり、言語ボランティアの協力を得ながら、広報車による多言語での広報活動を実施する場合なども想定し、日頃から市や県の国際交流協会との連携強化に努める。

3 一般の指定避難所における配慮等

(1) 指定避難所のバリアフリー化等

高齢者や障がい者、女性等の生活面での障害が除去されユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を指定避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう速やかに多目的トイレやスロープ等の仮設に努める。

また、一般の指定避難所に高齢者、乳幼児、障がい者等の避難行動要支援者が避難することになった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、環境の整備に努める。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するものとする。

(3) 健康相談、指導などの支援

保健・衛生・医療班の健康支援チームは、指定避難所で生活する避難者に対し、県・医師会・関係機

関等の協力を得ながら、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によるメンタルヘルスケア（相談）を行うものとする。

保健師、管理栄養士、薬剤師等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、慢性疾患や精神疾患を持つ者、在宅で医療機器を必要としている者等避難行動要支援者の健康管理や療養上の生活について状況を把握し、避難生活による健康被害や疾病の悪化防止を図る。

(4) 栄養・食生活支援の実施

管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県（健康衛生班）や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

(5) 施設・設備の整備

高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

4 福祉避難所の開設・運営

福祉避難所を開設するときは、「福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき開設・運営にあたる。

(1) 福祉避難所の開設

福祉避難所の開設が必要と判断された場合は、災害対策本部の指示により、NCVふくしまアリーナ等に拠点的な福祉避難所を開設する。

また、災害の種類や規模などに応じて順次、社会福祉施設等による福祉避難所（二次的福祉避難所）を開設する。

(2) 福祉避難所の運営体制の整備

避難行動要支援者支援チームのリーダーは、運営担当者を派遣する。

また、専門的な人材・ボランティア等の応援派遣、物資・器材の提供を関係機関に迅速に要請する。

(3) 福祉避難所の運営

運営担当者は、避難行動要支援者支援チームのリーダーの指示のもと、避難者名簿の作成・管理、食糧・飲料水の配給、必要な物資・福祉機器等の配給・管理等の運営にあたる。

(4) 福祉避難所における避難行動要支援者の支援

保健・衛生・医療班の健康支援チームは、避難者の健康状態、災害発生前に受けていた福祉サービス及び医療等について把握し、継続的に福祉サービス等が提供できるようきめ細かな対応に努める。

また、福祉避難所での避難生活が困難な避難者については、緊急入院や緊急ショートステイ等により適切に対応する。

第6 指定避難所以外の被災者への支援

1 在宅被災者及び車中泊避難者への支援

指定避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者及び車中泊避難者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、指定避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

2 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば指定避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（市庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。

第7 広域的な避難対策

1 他市町村への避難

市民が、他市町村へ避難する場合には、市は、県に要請し避難先市町村の指定を受ける。市は、同一地域コミュニティ単位で指定避難所に入所できるよう、避難先の割り当てを行い、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

また、開設した指定避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

2 他市町村からの避難の受入

県の調整によって他市町村からの避難を受け入れる場合は、被災市町村と協力して指定避難所の開設や運営を行う。

第8 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないように配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認められるときは、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。

(1) 安否情報照会に必要な要件

- ① 照会者の氏名、住所、（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- ② 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ③ 照会をする理由
- ④ ①に係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

- ① 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
- ② 被災者の親族（①以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況
- ③ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

3 安否不明者の氏名等公表

安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県が実施する公表のために情報提供をする。

第6節 救 急 ・ 救 助

【担当 危機管理室、消防本部】

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは最優先されるべき課題であり、市は、人員・資機材等を優先的に投入するとともに、状況によっては防災関係機関・団体の協力を得ながら、救助・救急活動を実施する。

また、市民及び各自主防災組織においても自主的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する関係機関に協力することが求められる。

1 実施機関

被害者の救助は、本部長（市長）が行うが、災害の規模、被災者の数に応じ関係機関等に応援を求め実施する。

災害救助法が適用された場合は知事が行うこととなっているが、被災者の救出については、災害救助法第13条第2項により市長は、知事が行う救助を補助するものとされている。

2 救助の実施

(1) 実施担当

災害対策本部においては、消防署長が担当する。

(2) 活動及び出動の原則

- ① 救助は救命処置を必要とする者を優先救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて、救出を行う。

ただし、多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先して実施する。

- ② 火災延焼の危険性のある場所の救助を優先する。
- ③ 傷病者の救急搬送は、救命を必要とする者を優先として、受入医療機関に搬送する。
- ④ 軽傷の者は、消防団員、自主防災組織等による自主的な応急手当てを行わせる。
- ⑤ 傷病者の救急搬送にあたっては、軽傷者の割り込みにより救急車が占有されることのないように毅然たる態度で活動する。

(3) 救助の方法

救助活動は、消防署長が主体となり必要に応じ救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を投入して救助活動を行うものとする。

また、警察機関、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して救助活動を実施するものとする。

(4) 応援の要請

- ① 現地の救助班は警防課と連絡をとり、救助に必要な車両、その他資機材の調達及び応援者の派遣を要請するものとする。
- ② 災害が甚大となり、又は救助活動が困難な場合は、県、防災協定締結市町村に対し協力を要請するものとする。必要に応じ、自衛隊の派遣要請も考慮する。またDMAT（災害派遣医療チーム）の派遣要請も併せて考慮する。（参照：第2章－第23節「応援協力の要請」、第24節「自衛隊派遣要請」）

(5) 救助活動状況の記録及び報告

- ① 救助活動を実施したときは、消防署長は、救出活動記録簿（様式9）により活動状況を記録し、その内容について消防長を経て本部長（市長）に報告するものとする。
- ② 本部長（市長）は、救助の状況について逐次、報告する。

3 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 救出対象者

① 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者

ア 火災の際に火中に取り残されたような場合

イ 地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合

ウ 水害の際に流失家屋と共に流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合又は、山津波により生き埋めになったような場合

② 災害のため、生死不明の状態にある者

ア 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される場合

イ 行方は判っているが生命があるかどうか明らかでない場合

(2) 救出の期間

発災から72時間

4 広域応援

大規模災害発生時に、消防本部のみで救助・救急活動が困難である場合は、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じて県を通じ、消防庁長官に対して、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。

第7節 災 害 警 備

災害発生後に予想される社会的混乱を防止し、公共の安全と秩序を維持するため被災地等の警備体制を整備する。

第1 震災時に予想される混乱

- (1) 電話の輻輳、断線等による混乱
- (2) 情報の不足・混乱、デマ・流言飛語による混乱
- (3) 避難行動に伴う混乱
- (4) 帰宅行動に伴う混乱
- (5) 自動車による交通の混乱
- (6) 買い出し、旅行者等による混乱
- (7) 燃料不足による混乱

第2 警察の任務

地震等災害発生直後における警察活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被害の実態把握
被害の調査を速やかに実施し、被害実態について把握する。
- (2) 被災者の避難誘導
市町村と緊密な連携を図りながら、被災地域、災害危険箇所等の現況を把握した上で、安全な避難路を選定し、避難誘導を行う。
- (3) 災害発生直後の交通規制措置及び交通秩序回復のための応急措置
道路管理者と連携して、必要な交通規制を実施し交通秩序の回復を図るため、以下の応急措置を行う。
 - ① 交通危険箇所の表示と迂回路の設定
 - ② 交通情報の提供
 - ③ 車両等の使用自粛の広報
- (4) 被害の拡大防止
災害危険箇所について市町村災害対策本部等に伝達するとともに、危険箇所への立入りを制限するなど、被害の拡大防止を図る。
- (5) 被災者の救出及び負傷者の救護
消防本部等防災関係機関と連携し、被災者及び負傷者の救出救護活動を行う。
- (6) 遺体の検視及び行方不明者の調査
市町村と協力し、迅速・的確な遺体検分、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡しに努める。また、行方不明者の検索を実施する。
- (7) 被災地及び指定緊急避難場所等の警戒並びに各種犯罪の予防・取締まり
被災地及び指定緊急避難場所等におけるパトロール等を実施し、社会秩序の安定に努める。
- (8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

第3 警備体制

(1) 初期運用

初期の部隊運用にあつては救助活動、避難誘導、交通規制及び被害の拡大防止措置等を重点とし、必要により警備部隊を集中あるいは分散し運用する。

(2) 第2次運用

初期運用を終了したときはおおむね次の事項を重点とし、現有力、被害の状況等を勘案して適切な配備運用を図る。

〈第2次運用における重点警備事項〉

- ① 木造家屋密集地域等の大火災又は延焼予想地域、危険物施設及びその周辺における危険予防のための避難誘導の警戒活動
- ② 交通検問所における交通規制、検問活動
- ③ 住民避難後の留守家屋等に対する警戒活動
- ④ 流言飛語の防止その他民心の安定活動を図るための広報活動
- ⑤ 防災機関の行う民生安定活動に対する支援活動
- ⑥ その他秩序維持に必要な諸活動

第8節 緊急輸送

災害時における被災者、避難者及び災害対策要員の移送並びに災害救助物資等の緊急輸送の迅速、確実を期し、応急対策の円滑な実施を図るものとする。

第1 輸送手段の確保

【担当 財務部、消防本部、上下水道局（上水道事業）】

1 実施機関

災害時における緊急輸送は、市においては本部長（市長）が行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として本部長（市長）が行うこととなる。

災害対策本部においては、管財課長が担当する。

2 輸送の範囲

- (1) 被災者の避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救援用物資の運搬のための輸送
- (6) 遺体の搜索のための輸送
- (7) 遺体の処理のための輸送
- (8) その他特に応急対策上必要と認められる輸送

3 緊急輸送活動の対象

(1) 第1段階

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

第1段階に加えて下記のもの

- ① 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ② 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

第2段階に加えて下記のもの

- ① 災害復旧に必要な人員及び物資
- ② 生活必需物資

4 輸送にあたっての配慮事項

輸送活動を行うにあたっては、次のような事項に配慮する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

5 被災者輸送のための指定公共機関等への要請

被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人及び運送すべき場所、期日を示して、被災者の運送を要請することができる。

6 集積場所及び要員の確保

物資の集積・配分業務を円滑に行うため、集積場所の設定並びに要員（市職員）の派遣を行うものとする。

(1) 車両の確保

① 市有車両の配車

管財課長は、災害応急措置に従事する各班長から配車の要請があった場合は、被災地の状況及び輸送人員等を勘案し、使用車両を決定し直ちに配車するものとする。

② 一般営業用車両の確保

被災地の状況及び輸送人員等により、市有車両では輸送できない場合、あるいは市有車両のみでは輸送しきれない場合は、市内の一般輸送業者等に配車を要請するものとする。（資料編 資料4-19、4-23 参照）

借上げ可能な輸送業者等については、あらかじめ協定等を結び、おおよその調達可能台数を把握しておくものとする。

③ 緊急輸送のための燃料確保対策

市有車両その他災害応急対策実施のための燃料については事前に業者等と協定を行い、その確保に努めるものとする。

④ 緊急輸送車両の範囲

緊急輸送車両として確認される車両は、災害対策基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者、又はその委任を受けた者が使用する車両とする。

⑤ 確認手続等

緊急輸送車両であることの確認、標章、証明書の交付は、管轄警察署または県において行う。

なお、緊急通行車両確認標章等の交付を事前に受けられることについて、輸送協定を締結した民間事業者等をはじめ幅広く周知・普及を図るものとする。

- (2) 上記の(1)で対応が困難な場合は、市長（本部長）が、県、他市町村等に協力要請する。

7 車両以外による輸送

ヘリコプターによる輸送

地上輸送がすべて不可能となった場合、あるいは山間地へ緊急輸送する場合は、ヘリコプター輸送によるものとし、県、自衛隊等に対してヘリコプターの応援要請を行う。

集積場所及び要員の確保は、陸上輸送に準じて行うものとする。

第2 輸送拠点・集積場所

【担当 危機管理室、商工観光部、農政部】

災害時において調達した物資等や他市町村からの救援物資を受け入れ・保管し、さらに市内各地域へ配布するための仕分け等を行う大規模物流施設として、公設地方卸売市場等、また、物資等を効率的に輸送するための中継物流施設として、旧市内、東、西、南、北にそれぞれ1か所ずつ設置するが、発生した災害の場所、種別等に応じて、臨機の対応をとるものとする。

第3 緊急輸送道路等の確保

【担当 財務部、建設部、消防本部】

1 緊急輸送道路の確保

(1) 道路の優先順位

建設部長は、応急対策を円滑に実施するため、被害を受けた道路を次により確保する。

- ① 本部長（市長）の指示に基づき、あらかじめ指定している路線から順次確保する。
- ② 地域によって指定の路線から確保することが困難な場合、もしくは応急対策上重要となる路線については、必要に応じその他の路線を確保する。

(2) 道路確保作業の内容

建設部長は、本部長（市長）の指示があった場合は、次のとおり緊急輸送路の確保のための作業を実施する。

- ① 緊急輸送路の被害状況を関係機関等の協力を得ながら確認し、本部長（市長）に報告する。
- ② 人員、車両、資機材等に不足がある時は、他の部又は県、自衛隊等他の機関等に応援を要請する。

2 緊急航空機の離発着場の確保

(1) 緊急航空機への離着陸場における対応

応急対策を円滑に実施するため、自衛隊・県警・消防それぞれの航空隊からの要請を受け、ふくしまスカイパークを航空機の防災対応拠点とする。

また、市外での防災活動においても広域連携を図るため、緊急航空機の中継拠点としての体制をとる。

(2) 臨時ヘリポートの開設

臨時ヘリポートの開設の決定は、県からの指示又は本部長（市長）の指示によるものとする。

財務部長は、本部長（市長）の開設の指示に備えて臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ把握しておくものとする。（開設要件等は、資料編 資料2-9、2-10、2-11 参照）

臨時ヘリポートの開設にあたっては、以下について配慮する。

- ① 離着陸地帯への立入禁止措置
- ② 散水車等の配車

臨時ヘリポートのうち学校の校庭等、離着陸場表面が土の場所においては砂ぼこりが立つので、消防本部に消防ポンプ車、建設部に散水車等の出動を要請する。

第9節 緊急道路交通対策

【担当 危機管理室、建設部】

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において道路交通の確保、安全と施設の保全を図るため、応急措置を行うものとする。

また、災害に伴う混乱防止のための警備を警察機関が実施する場合には、市はこれに協力する。

第1 実施機関

交通規制等の交通応急対策は、次の種別及び根拠によって各実施機関が行う。

区 分	実施責任者	主 な 実 施 内 容	根拠法令
道路管理者	○国土交通大臣 (福島河川国道事務所)	1 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持・修繕し、一般交通に支障を及ぼさないように努めるものとする。	道路法 42 条
	○知 事 (土木部、建設事務所)	2 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、通行の禁止又は制限を行う。この場合、道路標識を設置し、迂回路を明示する。	道路法 46 条 " 48 条 " 68 条
	○市 長 (建設部道路保全課)	3 非常災害時には災害現場の土地、土石などを使用収用し、またやむを得ない場合は、付近の者を防御に従事させることができる。	
警 察 機 関	公安委員会 警察署長 警察官	1 交通事情の実態把握と隣接警察署との連絡 2 緊急輸送を行う車両以外の通行禁止、制限 3 所定の表示設置、緊急輸送車両の確認、所定の標章及び証明書の交付	道路交通法 第4、5、6条 災害対策基本法 第76条

第2 主要交通路の確保

- (1) 道路保全課長及び道路整備課長は、主要な道路、橋梁の実態を巡回調査等により常に把握して交通の確保に努めるとともに、災害発生状況に応じて随時迂回路の確保に努める。
- (2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等の障害物が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合は、道路管理者が自ら車両の移動等を行うものとする。

第3 交通支障箇所の連絡

道路保全課長、道路整備課長及び路政課長は、道路・橋梁等の被害状況について調査し、交通に支障のある箇所について災害対策本部に報告するとともに、市道以外の道路については、各道路管理者に通報する。

第4 応急措置

1 通行規制、交通禁止

道路保全課長は、道路施設の被害等により危険な状態が予想され又は発見したとき、あるいは通報により連絡を受けたときは、危機管理室長に協力を求め、警察機関など関係機関と連絡をとり所定の道路標識を設置するなどにより、必要な範囲の規制及び交通禁止の措置を行うものとする。

2 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

- (1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨げとなることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (2) 前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を除去することができる。
- (3) 警察官がその場にいない場合に限り、上記(1)及び(2)を、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、その機関の使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

3 応援要請

道路整備課長及び路政課長は、被害の拡大を防止するための応急措置が必要であり、かつ大規模な対策が必要と認められるときは、その旨を本部長（市長）に報告し、本部長（市長）は県または自衛隊の応援について要請するものとする。

4 応急復旧

道路保全課長及び道路整備課長は、災害応急対策に要する輸送を円滑に実施し得るよう被害箇所を速やかに復旧するとともに、その復旧状況を本部長（市長）に報告するものとする。

緊急な道路交通の確保にあたっては、病院、浄水場、医療救護所、指定避難所等との有機的な連携を考慮し、災害対策活動の円滑化を図るものとする。

5 仮設道路の設置

道路保全課長及び道路整備課長は、道路、橋梁が大部分損壊し他に交通の方法がない場合は、各道路管理者と協議し、仮設道路、仮設橋梁の設置等の応急措置を行い、交通の確保を図るものとする。

6 復旧資機材等の確保

道路保全課長は、復旧資材、機械及び作業員等を把握し、応急復旧に対処する体制を確立するとともに、各道路管理者が相互に協力するものとする。

第10節 障害物の除去

【担当 危機管理室、建設部、都市政策部】

災害時に際して、土、石、立木及び災害を受けた工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路を確保し、応急対策措置を迅速的確に実施できる体制を整備する。

1 障害物の除去

(1) 住宅関係障害物の除去

① 実施機関

災害時における障害物の除去は、本部長（市長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として本部長（市長）が行うことになる。

② 障害物除去の対象

災害によって、宅地内に運ばれた土砂・竹木などの障害物で、次のいずれかに該当する場合。

ア 住民の生命・財産の保護のため除去を必要とする場合

イ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

ウ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

③ 実施方法

宅地内の障害物の除去については、各戸が市災害対策本部において指定した場所に搬出する。

ただし、自ら搬出することができない程度の障害物については災害対策本部において搬出する。

その場合、市が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力、機械力が不足する場合は、近接市町村又は県に派遣（応援）要請を行うものとする。

(2) 道路関係障害物の除去

① 実施機関

道路の障害物は、道路保全課長及び道路整備課長が除去するほか、応急復旧協力の協定先等と連携しながら実施する。

② 実施方法

道路の交通に著しい被害を及ぼしている物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）は、市及び協定先等の所有している機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

さらに、労力、機械力が必要な場合は、国・県の道路管理者、警察、消防、自衛隊の協力も得ながら除去する。

③ 東北道路啓開計画（福島県版）との関連

東北道路啓開計画（福島県版）に位置付けられた路線の啓開に伴う協力の依頼等があった場合は、必要に応じた対応を行う。

(3) 河川関係障害物の除去

① 実施機関

河川の障害物は関係機関の協力を得て、河川課長が除去する。

② 実施方法

河川管理者は河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。

水防管理者、水防団長又は消防長は、水防法第21条の規定による緊急措置を行うものとする。

(4) 下水道関係障害物の除去

① 実施機関

下水道の障害物は、下水道管理課長及び下水道整備課長が除去する。

② 実施方法

市の保有している機械、器具、車両等の確保により速やかにこれを除去する。

(5) 集積場所の指定

障害物の集積場所は、次の点を考慮し、災害対策本部が指定するものとする。

① 交通に支障がなく、国・県・市等の公共用地を選定する。

② 適当な公共用地が確保できない場合は、民有地を使用することとするが、所有者との間の補償(使用)契約を締結するものとする。

(6) 工作物等の保管

工作物等を除去したときは、市は当該工作物を一時保管するものとする。

(7) 関係機関との連携及び応援の要請

① 除去作業は第一次的には市が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、県(県北建設事務所)、災害時応援協定締結市町村に派遣(応援)要請を行うものとする。

② 併せて、災害時における応急対策業務の支援に関する協定締結団体に資機材・労力の提供等の協力を求めるものとする。

③ ボランティア等の支援を得て、除去活動を行う場合は、社会福祉協議会等とも連携し作業内容を調整・分担の上、効率的に搬出を行うものとする。

④ 被害が甚大となり除去活動が困難な場合は、本部長(市長)は県を通じ自衛隊に応援を要請する。

2 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 障害物除去の対象者

① 住家は、半壊又は、床上浸水した者であること。

② 居室、台所、玄関、便所等の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者であること。

(日常生活に欠くことができない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。)

③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者であること。

(2) 障害物除去の方法

災害によって住居等に運びこまれた障害物は、作業員或いは技術者を動員して除去し、住み得る状態にする。

(3) 除去(救助)対象世帯の調査・選定

① 半壊及び床上浸水した全世帯(被災世帯)を明らかにして、それぞれの世帯人員数、職業、年収、世帯状況^{*1}、市民税課税状況、被害状況等を調査する。

^{*1}：被保護世帯、身障世帯、老人世帯、母子世帯、要保護世帯の別

② 上記調査に基づき、(1)の資格を満たす災害救助対象世帯を選定する。

(4) 障害物除去の実施期間

災害発生の日から10日以内

第11節 食 料 供 給

【担当 財務部、市民・文化スポーツ部、教育委員会】

災害時における食料を確保し、被災者に対し炊出しその他による応急的な食料の供給を行い、食生活の保護を図る。

第1 実施機関

災害時における食料供給は、本部長（市長）が行う。

なお、災害救助法が適用された場合についても、その権限は本部長（市長）に委任される。

市のみで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、自衛隊、その他関係機関の応援を要請する。

第2 供給対象者

被災により炊飯のできない被災者に対し、炊出しその他による食品の供給を行う。

なお、供給対象者は災害救助法の基準に準じる。

第3 供給方法

(1) 実施担当

炊出しその他による食料の供給は、市民課長、スマート窓口推進課長、国保年金課長、納税課長及び教育施設管理課長が担当する。

(2) 供給内容

応急的に供給する食料は、市が備蓄する保存食（アルファ化米等）、炊き出しによるもの及び調達による米穀、パン、弁当等の主食のほか、必要に応じて緊急調達の協力依頼機関（業者）、百貨店、スーパー等から副食を調達する。

また、乳児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルクとする。

さらに、普通食を食せない高齢者等に対しては、おかゆ、流動食等を確保する。

また、食品アレルギー体質を持つ者に対しては、アレルギー対応食を確保し、腎臓病などの疾病を持つ者に対しては、病態別対応食を確保する。

(3) 供給方法

食料の供給は、市内の米穀取扱業者等の協力を得て実施するほか、炊出しによるものとする。なお、具体的な供給方法、その他供給の手続等については、別に定めるところによる。

① 炊出しの方法

炊出し食料の煮炊きは、市学校給食センター（資料編 資料4－6）において行い、また必要に応じ、次の者に協力を求めるものとする。

ア 米飯業者

イ 旅館等

ウ 自主防災組織

エ 町内会

オ 日赤奉仕団等

② 炊出し現場責任者

炊出しを行う現場には、本部長（市長）が任命する現場責任者を配置する。現場責任者は、教育施設管理課長の指示により、炊出し食料を供給する。その際、次の様式により記録するとともに本部長（市長）に報告するものとする。

様式 10 炊出し給与簿

様式 11 炊出し食料等受払記録簿

様式 12 炊出し用物品等借用記録簿

③ 特殊食料の管理

おかゆ、流動食、アレルギー対応食、病態別対応食等の特殊食料については1箇所に集約し数量等を管理する。

第4 災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法が適用された場合の炊出しその他による食料の給与についても本部長（市長）が行う。その場合の災害救助法により実施される基準は次のとおりである。

(1) 食料給与対象者

- ① 指定避難所に受入された者
- ② 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
- ③ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等も炊出しの対象とすることができる。

(2) 食料給与算出費目

- ① 主食費（米穀、弁当、パン、乾パン、うどん・インスタント食品等）
- ② 副食費（調味料を含む）
- ③ 燃料費
- ④ 雑費、器物（炊飯器、なべ、やかん、しゃくし、バケツ等）の使用謝金、借上料、握飯を包む包装紙類、茶、箸、紐等の購入費

(3) 食料給与期間

災害発生の日から7日以内

第5 食料の調達、斡旋

本部長（市長）は、炊出しその他による食料の供給について、食料の調達が必要と認めた場合及び災害対策現地本部から要請があった場合は、その調達、斡旋を行うものとする。

なお、調達、斡旋を行う食料は以下のとおりとする。

- (1) 主食となる米穀
- (2) 生鮮食料品（野菜類、漬物類、海産物類）
- (3) パン、調味料、缶詰類
- (4) 粉ミルク
- (5) その他の食品

第12節 給水計画

【担当 上下水道局（上水道事業）】

災害により給水施設が破壊される等の被害を受けたときにおいて、応急飲料水の供給を迅速かつ的確に実施するものとする。

本市は、給水拠点及び供給ブロックを設定、的確な搬送体制により対応していくものである。

第1 実施機関

応急飲料水の供給は、本部長（市長）が行う。市だけで措置できないときは、他市町村等に応援を要請する。（市水道事業の内容は、資料編 資料4－8のとおり。）

第2 応急対策

災害対策本部においては水道部（上下水道局（上水道事業））が「福島市水道局防災計画」に基づき応急対策を講ずるものとする。

(1) 上下水道局（上水道事業）災害対策本部の設置

水道事業管理者が上下水道局（上水道事業）災害対策本部を設置する。上下水道局（上水道事業）災害対策本部長は水道事業管理者とする。

(2) 被害状況の調査及び報告

給水施設の被害の状況を調査し、次の事項について本部長（市長）に報告するものとする。

- ① 配給水施設の被害状況と応急措置の概要
- ② 応急復旧工事の所要箇所数と応急復旧の見込
- ③ 応急給水の措置概要
- ④ その他必要な事項

(3) 応急飲料水の確保

被災者に対する応急飲料水確保の場所及び供給ブロックの範囲（予防計画第10節－第1－給水体制の整備）を定め、円滑な搬送給水ができるよう行うものとする。

（非常用給水ブロック・給水拠点は、資料編 資料4－11のとおり）

(4) 補給給水源の確保

大規模地震が発生した場合、上下水道局（上水道事業）は受水池・配水池に貯留を図るほか、その他の市自主水源を活用し応急給水用の水を確保する。

またこのため、給水量、給水区域、給水方法等についてあらかじめ定めておく。

(5) 給水の方法

- ① 給水は、原則として地域防災拠点となる各支所等に給水所を設定し、給水車等による浄水の運搬供給による給水方式で行う。（上下水道局（上水道事業）保有車両一覧及び給水器具は資料編 資料4－9、4－10）
- ② 被災地区に対する搬送給水は、迅速かつ的確に行うものとする。
- ③ この場合において必要に応じ、消防署等の保有する給水具等の使用も考慮するものとする。
- ④ 医療機関・福祉施設等への給水

人命にかかわる医療施設を最優先とし、福祉施設等を優先給水所とし、車両等により給水を行う。

(6) 自衛隊派遣要請

被災地域が広範となり自衛隊の派遣を要請する必要がある場合は、「第24節 自衛隊派遣要請」に基づき要請するものとする。

(7) 給水状況の報告

給水車等による搬送給水の状況について、飲料水供給記録簿（様式15）により本部長(市長)に報告するものとする。

第3 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 飲料水供給対象

災害のため現に飲料水を得ることができない者であること。

(2) 給水方法

飲用水中に直接投入する浄水剤の交付等の方法による。

(3) 給水量基準

1人1日最大おおむね3リットル

(4) 給水費目

- ① 給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費（自動車、給水車、ポンプ、バケツ、樽、瓶、水のう等）
- ② 浄水用の薬品及び資材費（被災者各人が飲料とする水を直接浄水するもの）

(5) 給水期間

災害発生の日から7日以内

第4 災害時の広報

災害発生後は、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を周知し、混乱を防ぐために最大限の広報活動を行う

(1) 広報担当

市、警察、消防の協力を得て、「福島市水道局防災計画」に基づき、広報を実施する。

(2) 広報内容

- ①水道施設の被害状況及び復旧見込
- ②給水拠点の場所及び応急給水方法
- ③水質についての注意事項
- ④その他必要な事項

第13節 生活必需物資供給

【担当 危機管理室、商工観光部】

被災者に対する衣料、生活必需品、その他の物資を確保し、給与又は貸与を行い、被災者の応急的な日常生活の確保を図るものとする。

また、本市の卸・小売業等の集積力をいかし、協力を得ながら対応するものとする。

第1 実施機関

衣類、寝具、生活必需品、の給与又は貸与は、本部長（市長）が行う。

なお、災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から委任された場合、又は知事による救助のいとまがない場合は、知事の補助機関として本部長（市長）が行う。

本市のみで措置不可能の場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

第2 給与又は貸与の対象者

住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品をそう失又はき損し、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して行うものとする。

第3 給与又は貸与の方法

(1) 物資調達の担当

物資の調達は、産業雇用政策課長、にぎわい商業課長、観光交流推進室長、企業振興課長が担当する。

(2) 調達物資品目

- ① 寝 具 類 …… 毛布、布団等
- ② 外 着 …… 洋服、作業着、子供服等
- ③ 下 着 …… シャツ、パンツ等
- ④ 身のまわり品 …… タオル、靴下、サンダル、傘等
- ⑤ 調理道具 …… 鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等
- ⑥ 食 器 …… 茶わん、皿、箸等
- ⑦ 日 用 品 …… 石けん、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、上敷ゴザ等
- ⑧ 光 熱 材 料 …… マッチ、ローソク、プロパンガス、石油等
- ⑨ 衛 生 用 品 …… 介護用紙オムツ、乳幼児用紙オムツ、生理用品等
- ⑩ そ の 他 …… 電池、懐中電灯

(3) 調達物資の集積場所及び輸送

調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所及び輸送は、被災現場の状況に応じ災害対策本部において定める。

(4) 物資給与又は貸与は、商工観光部長が被災地域ごとに物資支給責任者を定め、他の部及び町内会長、民生委員等の協力を求め、迅速、的確に行うものとする。

(5) 物資支給責任者

物資支給責任者は、被災現場において、被災状況及び給与又は貸与の対象者を把握し、物資の管理、給与、貸与を行うとともに、その状況を生活必需物資受払記録簿（様式13）及び生活必需物資給（貸）与簿（様式14）により記録し、本部長（市長）に報告するものとする。

第4 物価の安定、物資の安定供給

市は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行うものとする。

第5 災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法が適用された場合は、生活必需物資の供給は知事が行うが、被災者に対する配分は、補助機関として市長が行うこととなる。

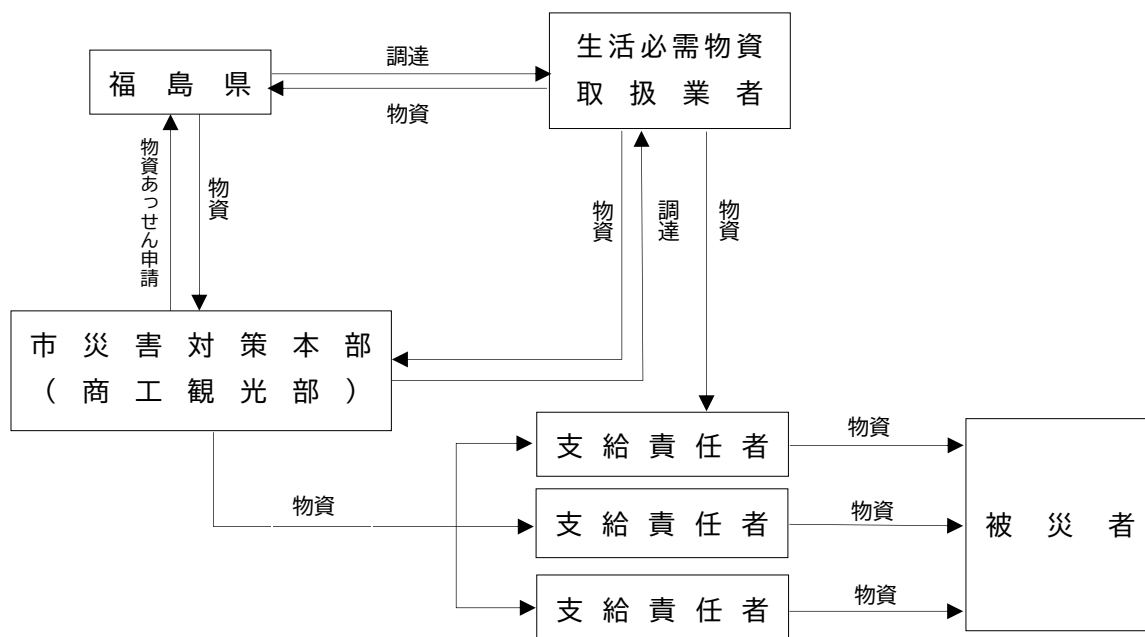
(1) 給（貸）与品目

- ① 寝 具……毛布、布団等
- ② 外 着……洋服、作業着、子供服等
- ③ 下 着……シャツ・パンツ等
- ④ 身のまわり品……タオル、靴下、サンダル、傘等
- ⑤ 調理道具……鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等
- ⑥ 食 器……茶わん、皿、箸等
- ⑦ 日用品……石けん、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、上敷ゴザ等
- ⑧ 光熱材料……マッチ、ローソク、プロパンガス、石油等
- ⑨ 衛生用品……介護用紙オムツ、乳幼児用紙オムツ、生理用品等
- ⑩ そ の 他……電池、懐中電灯

(2) 物資給（貸）与期間

災害発生の日から10日間以内

物資調達系統



第14節 ライフライン施設

災害によりライフライン施設が被害を受け、そのサービス機能を停止させた場合の市民に与える影響は重要であることから、各機関が行う初動体制、施設機能の応急的な復旧措置について計画する。

第1 上水道施設

【担当 上下水道局（上水道事業）】

1 初動体制

本部の設置と動員体制について

水道事業管理者は、災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、災害対策組織体制を指令する。

管理者（水道事業管理者）は、災害対策組織体制を指令したときは、直ちに上下水道局（上水道事業）内に災害対策本部を設置する。

なお、指示・伝達系統、業務分担等は「福島市水道局防災計画」に定めるものである。

2 応急復旧対策

災害発生時における水道施設の応急復旧は、「福島市水道局防災計画」に基づき、応急復旧要員の確保及び資機材を調達して、復旧作業を進める。

(1) 基本方針

受水池及び浄水場等の機能の確保を図り、主要供給所に至る送・配水幹線の復旧、人命にかかわる医療施設を最優先に、福祉施設等の給水拠点に給水することを優先とし、断水区域を最小限にするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

(2) 配水調整

災害時における緊急調達は、被害を受けない配水管を最大限に利用し、断水地域をできるだけ縮小することを基本とし、応急復旧の進行に従って適切な配水調整を行い、順次断水区域の解消に努める。

(3) 応急復旧活動

① 受水池及び浄水場等の応急復旧は、被害箇所発見のための点検、タンク破損による二次災害の防止、受変電設備の復旧、ポンプ廻りの配管及び薬剤注入管の漏えい部分の応急復旧等に努める。

② 配水管の応急復旧は、復旧作業計画に基づき、仕切弁操作を的確に行い、給水の確保を図る。

③ 復旧順位は、被害状況を把握し、復旧の見込みや資材の確保見込み等総合的に考慮して決定する。

(4) 応急復旧用資機材

応急復旧に必要な資機材は、市保有資機材、業者資機材及びメーカーから調達する。

(5) 応急復旧用工具

応急復旧に必要な工器具については、常に点検、整備の万全を期すとともに、協力要請している関係業者の協力により対応する。

3 災害時の広報

災害発生後は、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を周知し、混乱を防ぐために最大限の広報活動を行う。

(1) 広報担当

市、警察、消防の協力を得て、「福島市水道局防災計画」に基づき、広報を実施する。

(2) 広報内容

- ① 水道施設の被害状況及び復旧見込
- ② 給水拠点の場所及び応急給水方法
- ③ 水質についての注意事項
- ④ その他必要な事項

第2 下水道施設

【担当 上下水道局（下水道事業）】

1 初動体制

(1) 本部の設置と動員体制について

- ① 下水道管理者は、災害が発生した場合または発生する恐れがあると認められるときは、災害対策組織体制を指令する。
- ② 管理者は、災害対策組織体制を指令したときは、直ちに上下水道局内に災害対策本部を設置する。
- ③ 連絡系統及び初動体制については、「福島市上下水道局（下水道事業）非常災害対策要綱」により、火災・消火活動、救助活動、各施設点検にあたる。

なお、配備基準、災害発生時の対処（応急措置、被害調査、施設の維持管理等）の詳細については、非常災害対策実施細目による。

〈第1班〉

- ア 本部長（市長）の命ずる事故対策に関すること
- イ 気象情報の収集及び伝達に関すること
- ウ 災害時における職員及び外部動員計画に関すること
- エ 被害情報の収集及び伝達に関すること
- オ 下水道施設の応急対策に関すること。
- カ 終末処理場及び衛生処理場の応急対策に関すること
- キ 救護活動に関すること

〈第2班〉

- ア 本部長（市長）の命ずる事故処理に関すること
- イ 下水道施設（終末処理場、衛生処理場を除く）及び農業集落排水処理施設の応急対策に関すること

2 応急復旧対策

災害が発生した場合には、速やかに終末処理場・ポンプ場・管渠等の下水道施設・農業集落排水処理施設及び衛生処理場等し尿処理施設の被害状況を把握し、関係機関と連携して、被災した施設の応急復旧のために必要な資機材、車両及び人員を確保し、汚水・雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じ、排水に万全を期する。

(1) 終末処理場・ポンプ場・農業集落排水処理施設等の応急措置

- ① 終末処理場・ポンプ場・農業集落排水処理施設等が停電した場合は、直ちに自家発電装置に切り替え、下水処理・下水排除に万全を期する。
- ② 下水道施設・し尿処理施設に浸水をきたした場合には、土のう等により浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行い、下水処理・し尿処理・下水排除に万全を期する。

(2) 管渠の応急措置

- ① 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように移動式ポンプを配置して排水に努

めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講じる。

- ② 幹線の被害は、広範囲にわたる排水機能の停止をまねくおそれがあるので応急復旧を行い、本復旧の方針をたてる。
- ③ 枝線の被害については、直接、本復旧を行う。
- ④ 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール、雨水桝等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑を図る。

(3) 資機材、車両及び人員の確保

- ① 職員の動員・配備は、「福島市上下水道局（下水道事業）非常災害対策要綱」による。
- ② 下水道施設、し尿処理施設の応急復旧にあたっては、関係業者の協力を得て行う。
- ③ 応急復旧は、市及び委託業者が備蓄する資機材及び車両により行う。

災害の規模により多くの資機材もしくは車両を必要とする場合には、指定工事店等所有の資機材等の緊急調達を行う。

3 災害時の広報

下水道施設・し尿処理施設・ポンプ場等の被害状況及び復旧の状況等の広報は、関係機関と連絡を密にして市民に広報する。

また広報の時期については、災害発生直後及び応急復旧対策の進捗状況に合わせてその都度決定する。

第3 電力施設

【担当 東北電力ネットワーク(株)福島電力センター】

1 災害時の復旧体制

(1) 非常体制の区分

防災体制の区分	非常事態の情勢
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、または非常災害が発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

(2) 非常災害対策組織

東北電力ネットワーク(株)福島電力センターに非常災害対策本部を設置する。

(3) 情報連絡ルート

- ① 本店・本社等の社内機関およびテレビ、ラジオ、インターネット等による情報収集
- ② 市災害対策本部、又は市消防本部、警察署等の管内防災機関との情報連絡

2 災害時の応急措置

(1) 要員の確保

防災体制が発令された場合は、対策要員はすみやかに所属する対策組織に出動する。

(2) 資機材の確保

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い非常事態に備える。

① 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達、社内対策組織相互の流用、他電力からの融通により可及的すみやかに確保する。

② 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両、船舶、ヘリコプター等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

③ 資機材置場の確保

災害時において、復旧資材置き場等が緊急に必要となる場合、「災害時の協力に関する協定書」にもとづき、事前に確保している場所、または、この確保が困難と思われる場合は、市災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

(3) 災害時の危険予防措置

電力需給の実態に鑑み、災害時においても事業用電気工作物の保安が確保されている場合は、供給を継続する。但し、警察、消防機関から要請があった場合や事業用電気工作物の保安が確保されない場合など、保安確保が保たれないことが予想される場合には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

3 応急復旧対策

(1) 被害状況の把握及び復旧計画の策定

被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ① 復旧応援要員の必要の有無
- ② 復旧要員の配置状況
- ③ 復旧資材の調達
- ④ 電力系統の復旧方法
- ⑤ 復旧作業の日程
- ⑥ 仮復旧の完了見込み
- ⑦ 宿泊施設、食料等の手配
- ⑧ その他必要な対策

(2) 復旧の順位

復旧計画の策定および実施にあたっては、各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

なお、復旧順位については、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所などを優先する。

送 電 設 備	1 全回線送電不能の主要線路 2 全回線送電不能のその他の線路 3 一部回線送電不能の主要線路 4 一部回線送電不能のその他の線路
変 電 設 備	1 主要幹線の復旧に関係する送電用変電所 2 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 3 重要施設に配電する配電用変電所 4 その他の変電所

配電設備	1 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁用などの公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給回線 2 その他の回線
通信設備	1 非常災害用通信回線 2 給電指令回線、監視・制御回線および系統保護回線 3 保安用回線など

4 災害時の広報

「一般災害対策編 第2章 第4節 災害広報」のとおり行う。

第4 都市ガス施設

【担当 福島ガス㈱】

1 災害時の活動体制

(1) 災害対策本部の編成

福島ガス㈱は、非常災害が発生した場合には、「緊急出動体制」に基づき特別出動体制をとり、すみやかに本社内に対策本部を設置し、ただちに応急対策措置をとる。

(2) 情報収集、連絡体制

非常災害時には、被災調査担当が被害情報収集にあたる。

災害対策本部は、電話、無線等の通信設備により、本社を中心とした通信連絡体制をとる。

災害対策本部におけるその他外部防災関係機関との通信連絡は、連絡担当があらかじめ定める方法で行う。応急復旧には修繕担当、供給担当が他班の協力を得ながらあたる。

また、ラジオ、テレビ等の報道にも十分注意を払い、通信網、交通網、電力、水道等の被害状況や復旧状況についても把握に努める。

(3) 応急復旧活動用資機材等の備蓄

災害時に当面必要な資機材を備蓄、さらに事業者間の融通、メーカーとの連携により、必要な量の応急復旧資機材の調達が可能である。また、主要な車両には無線を搭載している。

2 災害時の応急措置

(1) 要員の確保

① 勤務時間内

社内連絡により出動する。

② 勤務時間外

要員に電話等により出動を指示する。電話不通の場合は、テレビ、ラジオの情報により判断し、出動する。

③ 工事会社の動員

災害対策本部の指示により、必要に応じて動員を行う。

(2) 資機材の確保

非常災害が発生した場合、もしくは警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

① 初動措置に必要な車両を確保し、配置するとともに、緊急用工具、資機材の点検を行う。

② 非常用の食料、飲料、医薬品等の手配、準備をする。

(3) 施設の保安措置等

① 製造所

- ア ただちに火災等の二次災害に対する防止策を講じるとともに設備点検を行う。
- イ 設備点検の結果、運転継続に支障を及ぼす異常が確認された場合等は速やかに停止措置、安全措置をとる。
- ウ 送出状態を異常と判断した場合は、導管の減圧操作及び緊急遮断等を行う。

② 供給施設

- ア 震度5弱以上の場合は、供給施設の点検を含め緊急時に備え出動体制をとる。
- イ 「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」に基づく特別出動体制を確立、処理にあたる。
- ウ この場合、統括責任者は、状況に応じ供給圧力の減圧、ブロック毎の供給停止及び全面供給停止を速やかに指示し、保安の確保を図る。
- エ 点検を実施する施設、点検方法、点検項目・箇所、措置等は、「緊急巡回点検マニュアル」による。

3 応急復旧対策

- (1) 対策本部の指示に基づき、各班は、有機的な連携を保ちつつ施設の応急復旧にあたる。
- (2) 施設を点検し機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- (3) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- (4) 復旧措置に関して、付近住民及び関係機関等への広報に努める。
- (5) その他、現場の状況により適切な措置を行う。

4 災害時の広報

「一般災害対策編 第2章 第4節 災害広報」のとおり行う。

第5 電話施設

【担当 東日本電信電話(株)福島支店】

1 災害時の活動体制

- (1) 災害対策本部の設置
地震等の非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。
この場合、県、市（市災害対策本部）及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。
- (2) 情報連絡体制
震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

2 災害時の応急措置

- (1) 設備、資機材の点検及び発動準備
大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。
 - ① 電源の確保
 - ② 非常用対策機器（無線機器、移動電源装置等）の発動準備
 - ③ ビル建築物の防災設備の点検
 - ④ 工事用車両、工具等の点検
 - ⑤ 保有する資材、物資の点検
 - ⑥ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

⑦ その他

(2) 応急措置

地震により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- ① 通信の利用制限
- ② 非常通話、緊急通話の優先・確保
- ③ 無線設備の使用
- ④ 非常用公衆電話の設置
- ⑤ 臨時電報、電話受付所の開設
- ⑥ 回線の応急復旧

3 応急復旧対策

(1) 地震により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりとする。

① 応急復旧工事

- ア 電気通信設備を応急的に復旧する工事
- イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

② 原状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復旧する工事

③ 本復旧工事

- ア 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- イ 電気通信設備が全く消滅した場合復旧する工事

(2) 通信疎通に関する応急措置

地震等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた以下の表の順位にしたがって実施する。

順位	復 旧 す る 電 気 通 信 設 備
1	○気象機関に設置されるもの ○水防機関に設置されるもの ○消防機関に設置されるもの ○災害救助機関に設置されるもの ○警察機関に設置されるもの ○防衛機関に設置されるもの ○輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの

順位	復 旧 す る 電 気 通 信 設 備
3	○第1順位及び第2順位に該当しないもの

「一般災害対策編 第2章 第4節 災害広報」のとおり行う。

【担当 東日本旅客鉄道(株)、福島交通(株)、阿武隈急行(株)】

(1) 災害対策本部等の設置

大地震が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動無線機等も利用して行う。

(1) 運轉規制

- 142 -

(2) 乗務員の対応

機関名	乗 務 員 の 対 応
東日本旅客 鉄道(株) 福島交通(株) 阿武隈急行(株)	① 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合はただちに列車を停止させる。 ② 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋りょう上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認のうえ、安全と認められる箇所に列車を移動させる。 ③ 列車を停止させた場合、指令又は最寄りの停車場の駅長と連絡をとりその指示を受ける。

(3) その他の措置

機関名	そ の 他 の 措 置
東日本旅客 鉄道(株) 福島交通(株) 阿武隈急行(株)	① 旅客誘導のための案内放送 ② 駅員の配置手配 ③ 救出、救護手配 ④ 出火防止 ⑤ 防災機器の操作 ⑥ 情報の収集

3 乗客の避難誘導

機関名	避 難 誘 導 方 法
東日本旅客 鉄道(株) 福島交通(株) 阿武隈急行(株)	(1) 駅における避難誘導 ① 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた駅の一時臨時避難場所に混乱を生じないように誘導し避難させる。 ② 自駅の損傷が大きく駅の一時避難場所を提供できない場合は、旅客を広域避難場所へ誘導する。また広域避難場所までの案内図を掲出しておく。 (2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 ① 列車が駅に停車している場合は、指令又は駅長の指示による。 ② 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次の場合による。 ア 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。 イ 特に高齢者・障がい者等に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 ウ 隣接路線を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

4 事故発生時の救護活動

機関名	救 護 活 動 の 内 容
東日本旅客 鉄道㈱ 福島交通㈱ 阿武隈急行㈱	災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策本部に救護班を編成し、救護活動にあたる。

5 災害時の広報活動

機関名	災 害 時 の 広 報 活 動
東日本旅客 鉄道㈱ 福島交通㈱ 阿武隈急行㈱	① 駅では、地震災害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺混乱を招かぬように注意するとともに、地震の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運転状況、駅周辺の被害状況等について、放送案内を行う。 ② 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運転の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。

第15節 医療(助産)・救護

【担当 健康福祉部、消防本部】

災害発生時における負傷者等及び助産処置並びに、その保護を図るため、応急医療・救護計画を定める。

第1 医療(助産)・救護

災害が発生した際は、保健所長は保健・衛生・医療班を設置、連絡調整チーム、医療対策チームを編成する。医療対策チームは、医療機関や薬局等の被害状況、傷病者の状況等を調査し、状況に応じて提供体制を整える。

被害の状況と応急医療提供状況に応じて、保健所長は本部長(市長)と協議し必要と認めた場合は、DMAT等の要請を県保健医療福祉調整地方本部に対して行う。

また、災害の規模に応じて、保健所の保健・衛生・医療班の健康危機管理(マネジメント)が十分に機能するよう、保健所長は本部長(市長)と協議し必要と認めた場合は、県北保健福祉事務所に対し災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣要請をする。

1 初動医療(助産)体制

(1) 応急医療班の設置

保健所長は、本部長(市長)の指示があった場合、又は必要があると認めた場合は、本部に保健所副所長を班長とする応急医療班を、必要と認める支所に支所応急医療班を設置し、それぞれ医療・救護活動に関し指揮にあたる。

(2) 応急医療チーム、医療救護班の編成等

① 応急医療チームの編成

ア 災害が発生し応急医療・救護が必要と認められるときは、班長の指示により保健総務課長は健康づくり推進課長、感染症・疾病対策課長、の協力を得て、応急医療チームを編成し、直ちに被災地に派遣する。

イ 応急医療チームは、医療を要する被災地の区域を数ヶ所に区分し、1つの区域につき5～8名の人員をもってチームを編成する(災害の規模、被災地の状況によっては人員数を増減する)。

ウ 応急医療チームの責任者

各応急医療対策チームには、責任者を定める。

応急医療チーム責任者は同対策チーム員を指揮し、応急医療(助産)対象者の把握、応急のための医薬品等の充足状況の把握、重症患者等の搬送補助等にあたりるとともに保健総務課長に連絡する。

また、医療実施状況、医師の派遣要請の必要性等について保健総務課長に連絡する。

② 医療救護班の出動要請

保健所長は本部長(市長)と協議し、状況に応じ必要と認めた場合、福島市医師会に対し、医療救護班の出動を要請する。

なお福島市医師会は、自ら必要と認めた場合は、本部長(市長)の要請を待たずに受入医療機関の受け入れ体制の確立及び医療救護班の編成・出動を行い、傷病者の医療救護活動にあたる。この場合、福島市医師会は直ちに本部長(市長)に通報するとともに、必要に応じ看護要員、事務・連絡要員等の派遣を要請するものとする。

医療救護班の編成については、福島市医師会が別に定めるところに基づき災害の状況に応じて行う。

③ 救護所の設置

ア 設置場所

保健所長は本部長(市長)と協議し、医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、消防本部、福島市医師会、福島歯科医師会、警察署等の協力を得て、救護所を設置する。

イ 救護所の開設及び運営

救護所の開設及び運営は、保健所副所長の指揮により、保健総務課長が健康づくり推進課長、感染症・疾病対策課長の協力を得て実施する。

④ 医療救護活動

医療救護活動は、原則として医療救護班が救護所において、以下のとおり実施する。

ア 傷病者の傷害等の区分の判別

イ 病院等への移送順位の決定

ウ 傷病者に対する応急処置

エ 死亡の確認

⑤ 助産活動(産院一覧は資料編 資料4-13 参照)

被災地において助産を要する者があるときは、至近の産院に要請する。産院の被災・受け入れ状況や被災地の状況に応じて保健所長は福島県助産師会に助産師派遣を要請するとともに、保健総務課長は、応急医療チームに保健師を加えて助産の支援にあたらせる。

なお、被災地の状況に応じては妊産婦、新生児移送のため、消防本部等に対し救急車の出動を要請するものとする。

(3) 医療救護班との協力

消防本部は応急措置等を行うため、医療救護班と協力し対応にあたる。

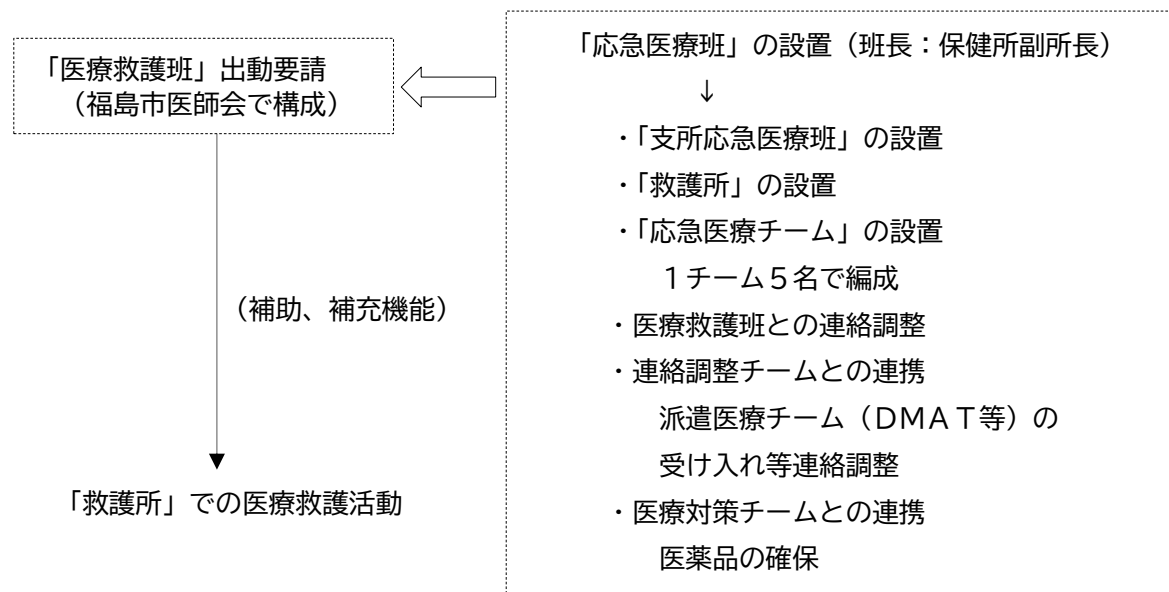
(4) 日本赤十字社救護班等の派遣要請

災害の規模が広範にわたり医療を要する者が多数である等により多数の医師・看護師等を必要とするときは、保健所長は本部長(市長)と協議し必要と認めた場合は、その旨を、県又は日本赤十字社福島県支部等に直接、要請するものとする。

なお、この場合、福島市医師会と連携のもと要請の内容につき、通報するものとする。

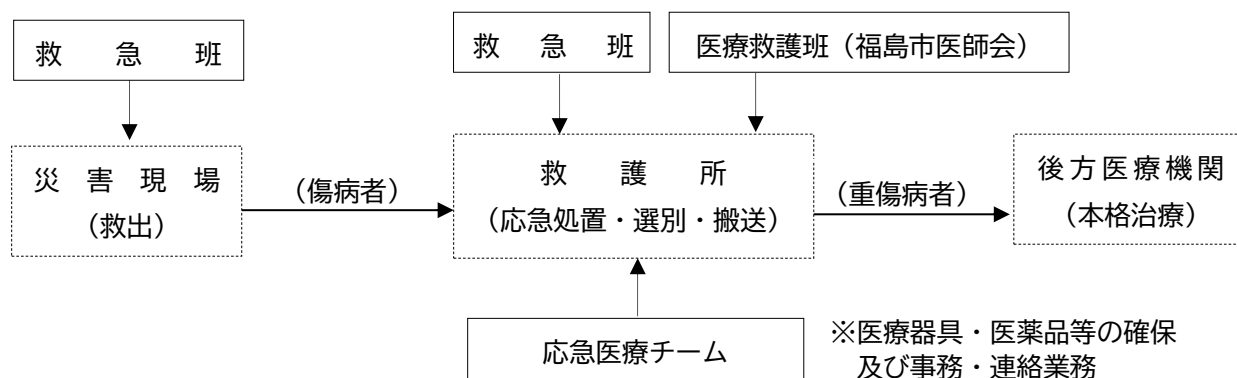
要請の内容等：派遣を必要とする人員(内科、外科、助産等人員)、必要な救護班数(県又は日本赤十字社の救護班をいう)、医療救護活動を必要とする期間、救護所の設置場所、その他必要事項

① 応急医療救護体制



② 大規模災害時の応急医療(助産)救護の活動概要フロー

市における大規模災害時の応急医療救護の活動の流れと役割は、下図のとおりである。



班と役割の概要

救 急 班	消防本部が組織する救急救助隊で、災害現場及び救護所から重傷病者の搬送等を行う。
医 療 救 護 班 (福島市 医師会)	医師会等が組織し災害現場直近の比較的安全な広場等に運び込まれた負傷者の軽・重の選別を行うとともに、災害地域にある学校等に設けられた救護所で緊急医療を施し、後方医療機関での本格的治療に移行させる前の応急処置、あるいは中等程度以下の傷病者の応急治療を行う。
応急医療チーム	保健総務課長が編成し、救護所等において複数名で、医療救護班の事務・連絡及び、その他の応急作業にあたる。
後方医療機関	救護所では対応困難な重傷病者等に対して、高度な治療・処置を行うための設備、医療スタッフを常時備えている受入医療機関をいう。

2 重傷病者の搬送体制

- (1) 災害現場から救護所までの搬送については、原則として救急班が警察官、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て行う。
- (2) 救護所から受入医療機関への搬送については、救急班が応急医療チーム(連絡調整)及び県、自衛隊、その他関係機関の協力を得て行う。
- (3) 災害現場において、直ちに受入医療機関に搬送を要する患者が発生したときは、救護班が、応急医療チーム(連絡調整)の協力を得て行う。
- (4) 消防本部は、隣接市町村を含めて後方医療機関との受入れの連絡に当たる。
- (5) 医療対策班は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、活動救護に携わる要員等の手段の優先的な確保などに努めるものとする。

3 受入医療機関

- (1) 受入医療機関の受け入れ体制の確立

保健所副所長は、広域災害救急医療情報システム(E M I S)等の情報や、福島市医師会の協力を得て、病院等の被災状況と受入可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者の受入医療機関を確保するとともに、体制の確立を要請する。

- (2) 受入可否施設の把握

保健所副所長は、消防長と協力してE M I S情報等により受入医療機関の受入状況を常に把握し、支所応急医療班、救護所、医療救護班及び関係部所に必要な情報を伝達するとともに、可能な限り広範囲の医療機関に重傷病者が振り分けて受入されるよう指示するものとする。

(医療機関については、資料編 資料4-12、4-13)

4 応急対応のための医薬品、資機材の確保

保健所副所長は、医療に必要な医薬品、医療機器、衛生材料等を確保するため、常にその調達先を把握しておくものとし、災害時において必要なときは調達するものとする。

また、人工呼吸器や吸引機等の電力を必要とする医療機器が停電時にも使用可能となるような在宅における電気の確保方法についてチラシを作成しておき相談に対応する。

5 応急医療(助産)実施の報告

応急医療チームの責任者は、応急医療実施については応急医療実施状況記録簿(その1)、(その2)(様式19、20)、助産の場合は助産台帳(様式22)及び医薬品衛生材料受払簿(様式21)により記録するとともに、その概要を保健所副所長に報告するものとする。

保健所副所長は該当報告をとりまとめ、直ちに本部長(市長)に報告するものとする。

6 人工透析の医療機関確保

人工透析については、慢性患者に対し、災害時においても継続して行う必要があることから、保健総務課長は、被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。また透析に使用する水は、各医療機関でも備蓄などの緊急対策を講じるとともに、上下水道局(上水道事業)、消防本部などと確保方法について、あらかじめ計画しておく必要がある。

また、医療機関で使用する車両用ガソリンや自家発電で使用する燃料確保の支援方法について計画してお

く。(医療機関については、資料編 資料4-14)

7 慢性疾患等の医療の継続性の確保

糖尿病、精神疾患等の慢性疾患をもつ市民や在宅で医療機器を使用している市民、障がい等をもつ市民にとって病状の悪化防止のために治療を継続することが必要である。災害前からの治療ができるだけ途切れないう医療を確保する必要がある。保健総務課地域医療政策室長はE M I Sの情報や福島市医師会・福島市薬剤師会等の協力を得て医療機関等の被災状況と受入可能状況を速やかに把握し、市民へ医療が提供できるようにする。

8 医療に関する市民への情報提供

- (1) 救護所、医療救護班、医療対策チーム等の設置と稼働状況
- (2) 医療機関や薬局の稼働状況
- (3) 救護所、医療救護班、医療対策チーム等の撤退後の医療供給体制

9 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 医療対象

災害のため当該地域医療機関の医療機能が停止し、又は診療能力をはるかに超える数の患者、若しくは重症患者が発生したような場合で、応急的医療(助産)を必要とする状態にあるにも拘らず災害のための医療の途を失った者であること。また、助産の対象は以下のとおり。

- ① 災害のため、助産の途を失った者であること。
- ② 現に助産を要する状態の者であること。
- ③ 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分娩した者であること。
- ④ 被災者であると否とを問わない。又本人の経済的能力の如何を問わない。

(2) 医療の範囲

① 医療

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への受入
- オ 看護

② 助産の範囲

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前、分娩後の処置(新生児に対する沐浴を含む。)
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 医療費の限度

① 医療

- ア 救護班(県又は日赤の救護班)、医療救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費支給
- イ 一般病院又は診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内
- ウ 施術者による場合

当該地域における協定料金額以内

② 助産

ア 救護班による場合

使用した衛生材料の実費

イ 産院その他医療機関による場合

使用した衛生材料及び処置費の実費

ウ 助産師による場合

当該地における慣行料金の8割以内の額

(4) 医療実施期間

医療は、災害発生の日から14日以内

助産は、分娩した日から7日以内

第16節 保 健 ・ 衛 生

【担当 環境部、健康福祉部、こども未来部】

災害発生時に市民の健康の維持や疾病の悪化防止、感染症のまん延防止や生活上の衛生を確保するため保健所長は、保健・衛生・医療班を設置し、健康支援を健康支援チームに、食品衛生・生活衛生・感染症対策等を衛生対策チームにあたらせる。

災害の規模に応じて、保健所の保健・衛生・医療班の健康危機管理（マネジメント）が十分に機能するよう、保健所長は本部長（市長）と協議し必要と認めた場合は、県北保健福祉事務所に對し災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣要請をする。

第1 健康支援

健康づくり推進課長は、保健総務課、こども家庭課、長寿福祉課、障がい福祉課等との連携のもと保健師・管理栄養士・薬剤師等の専門職による健康支援チームを編成し、健康状態を調査し被災者の健康管理を実施する。

1 保健活動

災害発生直後より被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士、薬剤師等を派遣し被災者の健康管理のため継続した保健活動を実施する。さらに、避難所の衛生管理、感染症や食品衛生状況を把握し、衛生対策チームや避難所運営担当者と連携して被災者の健康管理を行う。

2 栄養の確保

管理栄養士は保健活動をととして、被災者の食糧確保状況や栄養状態を把握し、栄養士会、食生活改善推進協議会等の協力を得ながら栄養の確保を図る。

栄養に関する要支援者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や調理方法等に関する相談を実施する。

特定給食施設等の被害状況を把握し、給食設備や材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題が生じないよう指導し、給食の早期平常化を支援する。

3 精神保健医療

保健活動をととして被災者の精神的ショックや長期化する避難生活による精神的ストレス等の状況を把握し、必要に応じて受診奨励し、また関係機関やDPATの派遣要請を行う。

4 要医療者等のケア

保健師、薬剤師等は被災者への保健活動をととして、要医療者及び慢性疾患患者等の受療の状況を把握し、医療・保健情報を提供しながら継続ケアを実施する。

第2 衛生活動

衛生課長は、感染症・疾病対策課及び環境衛生課との連携のもと衛生対策チームを編成し、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえた感染症等の発生予防対策を実施する。

感染症予防、食中毒予防等の活動を実施する上で、広域連携が必要な場合には、近隣保健所や県に報告し

連携する。

1 感染症等予防、まん延防止活動

(1) 感染症対策活動

- ア 健康調査
- イ 予防啓発・社会不安防止のための広報活動
- ウ 消毒
- エ そ族・昆虫等の駆除
- オ 飲用水の衛生的処理
- カ 感染症患者の隔離等
- キ 避難所等への予防指導

感染症が発生した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく患者への医療の提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止対策を図る。

感染症等に関する被害状況、防疫活動状況（様式あり）について、県知事に報告する。

(2) 食品衛生対策活動

- ア 炊き出し等の食品の監視指導及び試験検査
- イ 飲料水の簡易検査
- ウ その他飲食に起因する健康危害発生の防止
- エ 食中毒が発生した場合の原因究明及び被害拡大防止

2 保健衛生器材等の備蓄及び調達

(1) 駆除器材

環境衛生課長は、そ族・昆虫等の駆除に要する器材の備蓄及び調達について計画を策定しておくものとする。なお、調達しきれない場合は、県あて斡旋調達の要請をするものとする。

(2) 保健衛生器材

衛生課長及び感染症・疾病対策課長は、保健衛生器材の備蓄及び調達について計画を策定しておくものとする。

なお、調達しきれない場合は、県あて斡旋調達の要請をするものとする。

第3 動物（ペット）救護対策

衛生課長は被災した飼育動物の保護受入、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、県獣医師会や警察等関係機関の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。

第17節 毒物・劇物施設応急対策

【担当 健康福祉部】

毒物・劇物取扱事業者は、災害発生を覚知した場合は、人身被害、施設被害等の状況を把握する。
毒物・劇物の販売、貯蔵等の取扱施設が危険な状態となった場合は、毒物・劇物が飛散、漏れ、しみ出しもしくは流れ出し、または、地下へのしみ込みの防止策を講じる。

毒物・劇物が飛散、漏れ、しみ出しもしくは流れ出し、または、地下へのしみ込みがあった場合には、中和剤・吸収剤等により汚染拡大防止対策を講じる。

保健総務課は毒物・劇物取扱事業者からの被害等の報告をもとに、消防署、警察署等の関係機関と連携し危険防止対策を図る。

第18節 清 掃（ごみ・し尿処理）

【担当 環 境 部】

災害時において、破損・倒壊した家屋のかたづけや、粗大ごみ、汚物、土砂、竹木などが散乱し、あるいは堆積等により衛生環境が悪化し、感染症流行の発端となるような場合の衛生処理、さらにこれらの障害物によって日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図るものとする。

第1 災害清掃の実施

被災地における衛生環境の整備のための清掃は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき実施する。

災害清掃は、ごみ政策課長・廃棄物対策課長・あぶくまクリーンセンター所長・あらかわクリーンセンター所長が担当する。

なお、処理業者には本計画の趣旨の周知を図るとともに、災害時の役割分担につき協議を進めるものとする。

第2 清掃班の編成

災害時における被災地の清掃を迅速かつ的確に実施するための清掃班を編成する。

各清掃班にはそれぞれ清掃班責任者を定める。

清掃班責任者は、清掃班員を指揮し清掃活動を行うとともに、その実施状況等について班長に連絡し、その指示をあおぐものとする。

第3 廃棄物（し尿を除く）の処理

1 ごみ排出量の推定

災害時には通常時の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと推定される。

市では、ごみの種類別に排出量を推定し、平常時における処理計画を勘案しながら、作業計画を策定するものとする。

2 収集体制の確保

市は、被災等における生活環境保全、公衆衛生の緊要性を考慮し、人員を確保し作業体制の確立に努める。

必要に応じ、近隣市町村等からの人員及び機材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなど、方策を講じるものとする。このため、市は予め民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員及び資機材等の確保について、協力が得られるよう協体制を整備しておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整備するものとする。

3 処理対策

(1) 被災各戸の廃棄物の処理

① 廃棄物は、ごみの分類別にあらかじめ指定した集積場所に各戸が搬入する。

② 排出されたごみの中で、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物は、被災地における防疫対策上、収集可能になった時点から優先的に収集する。

- ③ 倒壊家屋等の処理については、本市の収集体系の中では対処できないため、臨時に運搬車両を借り上げる等により収集作業を実施する。
- ④ 廃棄物の処理が市のみで対応ができない場合は、処理業者、他の市町村等の応援・協力を得てこれを行う。

(2) ごみの一時集積

災害の発生により短期間でごみの焼却処分及び最終処分が困難な場合は、ごみの一時集積場を指定し、被災地域からの搬入を行う。

一時集積場の具体的な選定に際しては、環境衛生上他の応急対策事業に支障がないことはもとより、搬入に便利なこと、後に行う焼却、埋め立て等の処理に便利なこと等に留意するものとする。

(3) 建物等から発生したがれき等

がれきの処理については、原則として市またはがれきがある土地の施設管理者が処理することとなるため、国、県、市及び関係者が協力して、処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び中間処理や最終処分先の確保を図る。

県及び市は、建築物等の解体等によるがれきの処理にあたっては、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、県及び市又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

この際、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第4 し尿の処理

1 し尿排出量の推定

大規模災害時には下水道の機能停止により、通常のし尿収集地域だけでなく市内の全域において市が収集処理しなければならない事態となり、し尿量が増加すると予想される。そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場施設においても対処できるよう施設の整備に努める。

2 し尿の収集体制の確保

し尿は、防疫上の観点から、できる限り早急に収集・処理する必要がある。

- (1) 原則として処理は、飯坂地区は伊達地方衛生処理組合、松川地区及び飯野地区は川俣方衛生処理組合で、他の地域は福島市衛生処理場において行う。
- (2) 特に市中心部において大規模な被害により下水道が使用不能となり速やかな処理を行う必要が生じた場合は、他地域担当者の応援を求め収集するものとする。
- (3) 他地域担当者の応援のみで収集が不可能な場合は、隣接市町村の処理業者の応援・協力を求め、これを行うものとする。

3 し尿の処理対策

(1) 指定避難所でのし尿処理

水洗トイレが使用可能である場合には、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して処理する。指定避難所に被災者を受入している期間中は、随時収集するものとする。

災害時における応急し尿収集に要する経費の負担については、別に定める。

環境部長は、大規模災害が発生し速やかな収集、処理が困難な場合は、本部長(市長)の指示等に基づき仮設トイレを早期に設置し対応するほか、マンホールトイレ、災害用簡易トイレ等により快適なト

イレの設置に配慮するよう努める。

設置の箇所は、くみ取り処理地域及び下水道使用不可能地域にある広域避難場所、指定避難所(指定避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合)、その他被災者を受入する施設、高層集合住宅団地、住宅密集地から優先的に設置する。

(2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあっては、洗浄水の断水に対処するため、普段からの水の汲み置きや市民協力井戸を利用する等を指導するようにする。また、水洗トイレを使用している団地等については、災害により使用不能となった場合に対処するため、必要に応じリース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講じるものとする。

第5 清掃運搬用車両等

市の清掃運搬用車両及びし尿運搬車両については、資料編 資料4-15のとおりである。

なお、本市のみで対応が不能と判断される場合は、他の近隣市町村に対し応援を要請するものとする。

第6 応援体制の確保

市は、被災状況を勘案し、その区域内での処理が不可能と思われる場合には、県に支援を要請する。

また、市は、災害時における人員、資機材等の確保に関し、民間の清掃関連業界、し尿処理関連業界及び仮設トイレを取り扱うリース業界に対し、協力が得られるよう体制を整備するとともに、近隣市町村の応援体制の整備を図るものとする。

第19節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

【担当 市民・文化スポーツ部、環境部、健康福祉部、こども未来部、消防本部】

災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、また衛生上、社会心理上の問題を考慮し、遺体の処理、火葬・埋葬を実施する。

第1 実施機関

行方不明者の搜索、遺体の収容・処理及び火葬・埋葬は、本部長（市長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から委任された場合、又は知事による救助のいとまがない場合は、知事の補助機関として本部長（市長）が行うこととなる。

なお、市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、自衛隊等の協力を得て実施する。

災害対策本部において、行方不明者の搜索、遺体の収容については、消防署長が行う。また、処理については災害対策本部特別班の遺体対応班が行い、こども未来部次長がその総括を行う。さらに、埋火葬については環境衛生課長が担当する。

第2 行方不明者搜索の実施及び方法

1 搜索対象

- (1) 行方不明の状態にある者で、周囲の事情からすでに死亡していると推定される場合
- (2) 行方不明の状態になってから相当の時間経過している場合
- (3) 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の指定避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合
- (4) 行方不明になった者が重度の身体障がい者、又は重病人であった場合
- (5) 災害発生後、ごく短時間のうちに引続き当該地域に災害が発生したような場合

2 搜索の実施

行方不明者の搜索は、消防署長が消防団及び警察署、応援機関、地域団体等と相互に協力し実施するものとする。なお、被害が甚大であり、活動に困難をきたしている場合は、他市町村消防団の協力、自衛隊の応援要請についても考慮する。

警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関との連携を密にし、身元確認及び縁故者への連絡を的確かつ速やかに対応する。

3 搜索班の編成

消防署長は、災害の状況に応じ、搜索班を編成する。

(1) 搜索班

搜索班は、被災地において搜索対象者の把握、搜索用機械器具の調達、遺体の収容及び遺体の移送等を行う。

(2) 搜索班責任者

各搜索班には、それぞれ搜索班責任者を定める。

搜索班責任者は、遺体搜索に携わる班員を指揮するとともに遺体搜索の状況について班長に連絡し、その指示をおおぐものとする。

4 県及び他市町村への応援要請

搜索の実施が困難な場合、あるいは遺体が流出等により他市町村に漂着していると推定される場合は、県及び遺体漂着が予想される市町村に対し、搜索協力の要請をするものとする。

5 遺体搜索状況の記録及び報告

遺体搜索を実施したときは、消防署長は、遺体搜索状況記録簿（様式 25）により実施状況を記録し、その内容について消防長を経て、本部長（市長）に報告するものとする（なお搜索班を編成した場合は、搜索班責任者が班長に報告する）。

6 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 搜索対象

- ① 行方不明の状態にある者で、周囲の事情からすでに死亡していると推定される場合
- ② 行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合
- ③ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の指定避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合
- ④ 行方不明になった者が、重度の身体障がい者、又は重病人であったような場合
- ⑤ 災害発生後、ごく短時間のうち引続き当該地域に災害が発生したような場合

(2) 搜索実施期間

災害発生の日から 10 日以内

第3 遺体の収容

1 遺体の搬送

警察官による検視及び医師による検案を終えた遺体を遺体安置所に搬送し収容する。

2 遺体安置所の運営及び遺体の収容

(1) 遺体安置所の開設

- ① 被害現場付近の適当な場所及び協定締結機関が提供する場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体安置所を開設し、遺体を収容する。
- ② 前記安置所に遺体収容のため既存建物が無い場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(2) 遺体の収容

- ① 遺体を収容した場合は、遺体の処理収容状況記録簿（様式 26）により記録し、その状況を本部に報告し、本部長（市長）は県に報告する。
- ② 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めておくものとする。

(3) 身元の判明しない遺体

身元の判明しない遺体については、検視を受けた後、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により生活福祉課長に連絡し、同課長にその処理を依頼するものとする。

3 災害救助法を適用した場合の遺体の処理

災害の際死亡した者についての遺体に関する処理は、以下の事項について行うものとする。

- (1) 遺体の洗浄、縫合、及び消毒等の処理（原則として県が実施）
- (2) 遺体の一時保存
- (3) 検案・身元確認（原則として県が実施）

第4 応急埋火葬

災害のため死亡した者で、本部長（市長）が必要と認めたものについて応急的に埋火葬を行うものとする。なお、埋火葬は原則として火葬を行った後遺骨を埋葬するものとする。本市の斎場が被災して使用できない場合は、緊急時における火葬業務相互援助協定を締結している近隣市町村等に火葬に関する応援を要請するものとする。

1 埋火葬対象

- (1) 災害時の混乱の際に死亡した者であること。
- (2) 災害のため火葬・埋葬を行うことが困難な場合であること。困難な場合とは、
 - ① 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも火葬・埋葬を行うのが困難であるとき。
 - ② 墓地又は斎場が浸水又は流失し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき。
 - ③ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨壺等の入手ができないとき。
 - ④ 火葬・埋葬すべき遺族がいらないか、又はいても要配慮者等で火葬・埋葬を行うことが困難であるとき。

2 埋火葬の実施

埋火葬は、市の斎場において火葬に付する。若しくは市が管理する墓地において、直接埋葬（ただし、新山霊園を除く）に付するものとする。

なお、火葬・埋葬に際しては次の点に留意するものとする。

- (1) 警察機関から引継ぎを受けた後、埋火葬をする。
- (2) 身元不明の遺体の確認及び埋火葬は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により行う。

3 埋火葬実施についての記録及び報告

環境衛生課長は、火葬・埋葬の実施について埋葬台帳（様式 27）により記録するとともに本部長（市長）に報告するものとする。

4 災害救助法が適用された場合の実施基準

- (1) 火葬・埋葬は原則として当該市内で実施する。
- (2) 遺体が他の市町村（法適用地外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則としてその遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施（費用は県負担）するものとする。
- (3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して(2)に準じて実施するものとする。
- (4) 費用・期間等
 - ① 以下の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に火葬・埋葬を実施する者に支給するものとする。

- ・ 棺（付属品を含む）
 - ・ 埋葬又は火葬
 - ・ 骨壺及び骨箱
- ② 支出できる費用
- 福島県災害救助法施行細則第5条第1項による。

第20節 文教対策

【担当 市民・文化スポーツ部、教育委員会】

災害時において、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、災害時における応急対策計画を定める。

また、文化財についても応急対策計画を定める。

第1 実施機関

市立小・中・特別支援学校の応急教育並びに市文教施設の応急復旧対策は、本部長（市長）及び市教育委員会が行う。

災害対策本部においては、教育部長（教育長）が担当する。

第2 学校教育における応急対策

1 学校施設の管理

(1) 事前措置

- ① 校長及び園長（以下「校長」という。）は、地震に備え、危険と思われる施設の補修、常設消火器、防火シャッター等定期的に点検する。
- ② 校長は、電気器具、ガス器具、灯油、ガスの管理等について定期的に点検する。
- ③ 校長は、落下及び転倒の危険がある備品等について、点検と防止措置を講ずる。
- ④ 校長は、地震による火災発生に備え、プール、貯水槽を常時貯水する。
- ⑤ 校長は、指定避難所開設の場合に備え、開設マニュアル及び鍵の保管方法等について所属職員に周知徹底を図る。
- ⑥ 校長は、学校防災計画の中に、勤務時間外に災害が発生した場合を想定した対策や、応急教育対策等を明記する。

(2) 災害発生時の教職員の対応、指導基準（児童生徒等が在校時の場合）

- ① 児童生徒等を安全な教室等を集める。
- ② 児童生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異状の有無等を明確にし、的確に指示する。
- ③ 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ避難誘導させる。
- ④ 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど、十分に配慮をする。
- ⑤ 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。
- ⑥ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- ⑦ 児童生徒等の安全を確保した後、本部の指示により防災活動に当たる。

(3) 応急措置

- ① 災害が発生した場合、校長はその状況を把握し、速やかに被害状況を教育部長に報告する。
- ② 教育部長は、班を組織し、被災校の現地調査を行い、事態に即応した復旧計画を策定する。
- ③ 校長は、勤務時間外に災害が発生したときは状況に応じ、必要な教職員を招集し、参集した教職員の所属、職、氏名を確認し、教育部長に報告する。

- ④ 校長は、被災した地域等からの避難者があった場合は、本部長（市長）に人数、状況等を報告する等緊急に連絡する。

また、校長は、教育部長又は本部長（市長）より指定避難所設置への協力の指示又は要請があった場合、教職員を指揮して指定避難所受入業務その他について万全を期する。

2 応急教育対策

(1) 休校及び避難等の措置

- ① 災害が発生する恐れがあるときは、各校長は教育部長と協議し、必要に応じ休校の措置をとるものとする。

児童生徒等を帰宅させるときは、注意事項を十分徹底させ、また低学年児童にあっては、教員が地区別に付添うなどの措置をとる。

- ② 災害が発生したときは、各校長は直ちに至近な安全な場所へ避難させるものとする。

- ③ 校長は、災害が発生したときは、児童生徒等の安全確認・被災状況の把握に努め、速やかに教育部長に報告する。

(2) 応急教育実施の場所の確保

応急教育実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模、被害の程度によっておおむね次の方法によるものとする。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 実 施 の 大 綱
校舎の一部が被害を受けた場合	1 同一校内の被災をまぬがれた他の施設（特別教室、屋内体育施設等）を利用する。 2 必要に応じ二部授業を行う。
校舎の全部が被害を受けた場合	1 被災をまぬがれた学習センター等の公共施設を利用する。 2 被災をまぬがれた隣接校の余裕教室を利用する。 3 神社、寺院等を利用する。 4 黒板、机、椅子等の確保を図る。
特定の地域全体が相当大規模な被害を受けた場合	1 校舎が住民の指定避難所に充用されることも考慮する。 2 校舎が住民の指定避難所に充用された場合は、隣接校又は学習センター等の公共施設の利用計画を作る。
市内全域が被害を受けた場合	1 災害対策本部において早急な応急復旧を行うとともに、応急仮設校舎を建設する。

(3) 応急教育の予定場所

学校教育課長は、学校毎に、あらゆる災害を想定した応急教育を行う場所の確保について、常に計画を策定するものとする。

(4) 教職員の確保

学校教育課長は、教職員の被災状況を把握するとともに、県教育委員会と緊密な連絡をとり、次により、教職員の確保に努めるものとする。

① 臨時参集

教職員は、原則として各所属に参集するものとする。ただし、交通途絶で登校不能の場合は、最寄りの学校（小・中・特別支援学校の別）に参集する。

ア 参集教職員の確認

各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教職員の学校名、職、氏名を確認して人員を掌握のうえ、人数等を県教育庁へ報告する。

イ 市教育委員会は県教育庁から教職員の配置等につき指示があったときは、適宜所要の措置をとる。

② 退職職員の活用

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来たす場合は、退職教員を臨時に雇用するなど、教員確保の対策を行う。

(5) 他市町村等への協力要請

教育長は、被災児童生徒の一時的な避難に伴う受け入れについて、他市町村等に協力を要請する。

3 教科書及び学用品の調達・支給

災害時における、被災児童生徒に対する学用品の給与は、本部長（市長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として本部長（市長）が行うこととなる。

(1) 教科書、学用品の支給対象者

住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書、学用品を滅失又はき損した者とする。

(2) 支給対象者の調査把握

学校教育課長は、災害が発生した場合は各校長と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査把握し、給与を必要とする学用品の確保を図るための計画を策定するものとする。

(3) 教科書、学用品の調達

教科書、学用品については、被災学校の学校別、学年別使用教科書等毎にその数量を調査し、供給業者等から供給を受けるものとする。

(4) 支 給 品 目

- ① 教科書
- ② 文房具
- ③ 通学用品
- ④ その他被災状況の程度、実情に応じ適宜調達する。

(5) 支給の方法

教科書及び学用品は、各校長を通じて対象児童生徒に支給する。

4 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 学用品給与対象

- ① 災害によって住家に被害を受けた児童生徒であること（全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水）。
- ② 小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）であること。
- ③ 学用品がなく、就学に支障を生じている場合であること。

(2) 学用品の品目

- ① 教科書及び教材（教科書、準教科書）
- ② 文房具
- ③ 通学用品

(3) 学用品給与期間

- ① 教科書 災害発生の日から1ヶ月以内
- ② 文具及び通学用品 災害発生の日から15日以内

5 教科書、学用品の支給記録及び報告

教科書及び学用品の支給を行ったときは、学校教育課長は、教科書及び学用品支給記録簿（様式28）、教科書・学用品受払記録簿（様式29）に記録するとともに、教育長を経て本部長（市長）あて報告するものとする。

6 給食の実施

- (1) 学校が被害を受け応急教育を実施する場合、応急教育を実施する場所における給食は、被害を受けない学校を優先し実施するものとする。
- (2) 教育施設管理課長は、「第11節 食料供給」により応急給食を実施する場合は、応急給食との関連において給食実施計画を作成するものとし、この実態について速やかに教育部長を経て本部長（市長）に報告するものとする。
- (3) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう十分努める。
- (4) 給食の一時中止措置

次のような事態が発生した場合、学校給食の一時中止措置について考慮する。（この場合、速やかに県教育委員会に報告するものとする。）

なお、給食の再開にあたっては、衛生管理に十分注意する。

- ① 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき
- ② 給食施設が被害を受け給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- ③ 感染症その他の危険性が発生し、または発生が予想されるとき
- ④ 給食物資の調達が困難なとき
- ⑤ その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、または給食の実施が適当でないと認められるとき

第3 文化財応急対策

【担当 市民・文化スポーツ部】

(1) 建造物及び搬出不可能な文化財の対策

- ① 文化財の所有者及び管理者は、防災診断を行い、その予防及び応急対策の計画を作成しておくものとする。
- ② 所有者及び管理者は、防災責任者を定める等の防災に関する責任体制を確立しておくとともに、必要に応じ自衛防災組織を編成して防災訓練を行うなど、その保全に努めるものとする。

(2) 搬出可能な文化財の対策

- ① 指定文化財ごとに、その文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定めるなどにより、搬出にあたっての安全に努めるものとする。
- ② 各指定文化財の避難搬出場所を定めておくとともに、搬出用具をあらかじめ準備しておくものとする。
- ③ 各指定文化財の搬出については、災害の種別、規模等に応じた、それぞれの対策を策定しておくものとする。

(3) 史跡、名勝、天然記念物の対策

史跡、名勝、天然記念物の所有者・管理者は、これらの種類に応じた防災対策を策定しておくものとする。

(4) 文化振興課長は、文化財の所有者、管理者等と協議し、災害時における応急対策について計画を作成しておくものとする。

(5) 福島市文化財は、資料編 資料4-20のとおりである。

第21節 住宅対策

【担当 都市政策部】

災害によって住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった者に対し、応急仮設住宅を建設し、及び損壊住宅の応急的修理並びに野外応急受入施設の仮設を行い、居住の安定を図るものとする。

第1 応急仮設住宅の設置

1 実施機関

応急仮設住宅の建設は、本部長（市長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合は県が行うが、知事から委託を受けた場合は、直ちにその設置にあたるものとする。災害対策本部においては住宅政策課長が担当し、公共建築課長の支援を受けて実施する。

2 応急仮設住宅の設置基準

応急仮設住宅は、災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを受入する場合に設置するものとする。なお、設置にあたっては、災害対策本部会議において十分検討した上で設置し、建設の基準については災害救助法による基準に準ずるものとする。

3 応急仮設住宅の建設基準

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 入居対象者

災害により被災し、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については県が行うが、市は県を補助する。

なお、状況に応じて県の事務委託を受け、市が実施する場合がある。

(3) 規模・構造及び費用

① 応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均29.7平方メートル（9坪）とする。

② 応急仮設住宅の設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮し、物理的障壁の除去された（ユニバーサルデザイン）仕様とする。

③ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(4) 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げるものから災害状況により選定するものとする。

- ① 都市計画公園予定地
- ② 公営住宅敷地内空き地
- ③ 公園、緑地及び広場
- ④ 県有施設敷地内空き地
- ⑤ 国、市町村が選定供与する用地
- ⑥ その他適地

なお、建設予定地の選定にあたっては、次の点を考慮する。

- ア 浸水、がけくずれ等の危険がないこと
- イ 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと
- ウ 児童・生徒の通学やその他生活立て直し上の便宜を考慮し可能な限り、罹災者の生活圏内にあること
- エ 交通の便が良いこと
- オ 公有地であること
- カ 敷地が広大であること

(5) 着工及び完成の時期

① 着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。

② 着工時期の延長

大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする。

③ 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内とする。

(6) 建設が遅れた場合の措置

指定避難所生活が相当に長期化しているにも関わらず、応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合には、市営住宅の一時使用等により住宅の供与を行う。

4 応急仮設住宅の建設適地の把握、資材調達

住宅政策課長は、平時においてあらかじめ二次災害の危険のない建設適地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行うものとする。

また、資材の調達及び要員の確保について、必要に応じ、県知事にそのあっせん調達を要請する。

5 賃貸型応急住宅の提供

住宅政策課長は、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害発生時には、県が民間賃貸住宅を借り上げて供与する福島県賃貸型応急住宅の提供を積極的に活用するものとする。

6 公営住宅のあっせん

住宅政策課長は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等（県復興公営住宅を含む）の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

7 応急仮設住宅設置についての報告

住宅政策課長は、災害対策本部の決定に基づき応急仮設住宅を設置するときは、被害状況の資料を基に、応急仮設住宅入居該当者調・応急仮設住宅入居者台帳（様式16、17）に記録し、本部長（市長）あて報告するものとする。

第2 住宅の応急修理

1 実施機関

住宅の応急修理は本部長（市長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合は県が行うが、知事から委託を受けた場合は、市が行う。

災害対策本部においては住宅政策課長が担当し、開発建築指導課長の支援を受けて実施する。

2 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、災害により住宅が半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷又は大規模半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者や雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して実施するものとする。なお、実施基準については災害救助法の基準に準じて行うものとする。

3 応急修理の実施基準

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理に関する基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

① 応急修理の対象者

以下の要件を全て満たす者

ア 災害のために住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

イ 応急修理を行うことにより、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる者。

② 修理の範囲と費用

ア 日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシート等で緊急的に修理し、住宅の損傷が拡大しない範囲とする。

イ 費用は、資材費及び施工費用で災害救助法に定めるところによるものとする。

③ 応急修理の期間

災害発生の日から10日以内に完了すること。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

① 応急修理の対象者

以下の要件を全て満たす者

ア 災害のために住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者は又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

イ 応急修理を行うことにより、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる者。（被災者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば住宅の応急修理の対象として差し支えない）

② 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、台所及びトイレ等生活に欠くことのできない部分で必要最小限度とする。

イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

③ 応急修理の期間

災害発生の日から3箇月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定

する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6箇月以内)に完了するように行うものとする。

4 応急修理についての報告

住宅政策課長は、災害対策本部の決定に基づき応急修理をするときは、住宅の応急修理該当者調(様式18)に記録し、本部長(市長)に報告するものとする。

第3 災害相談対策

【担当 市民・文化スポーツ部】

1 臨時災害相談所の開設

市は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合は、相互に連携して臨時災害相談所を設置し、相談活動を実施する。住民からの苦情や要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努める。

2 臨時相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決めるものとする。

その相談所には、原則として被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずるものとする。

3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- (3) 行方不明者の捜索に関すること。
(被災者の安否の確認に関すること。)
- (4) その他住民の生活に関すること。

第4 応急金融対策の広報等

【担当 市民・文化スポーツ部】

1 金融機関の業務及び金融措置に関する広報

市は、金融機関の現状把握に努めるとともに金融機関の状況及び非常金融措置について、報道機関と協力して速やかにその周知徹底を図るため、テレビ、ラジオによる広報を実施し、人心の安定及び災害の復旧に資するものとする。

第22節 民間救援の受け入れ

【担当 危機管理室、政策調整部、消防本部】

災害時における応急対策の万全を期するため、公共的団体及び住民の自主的な防災組織、さらにはボランティアの活用を図る。

第1 公共的団体及び住民の自主的な防災組織等

技能、職能と組織力を持つ公共的団体、またボランティア意識の高い自主的な防災組織等の協力を得ることによって、災害時の応急措置又は災害復旧を効率的に行うことが期待される。

(1) 公共的団体一覧（資料編 資料4-17 参照）

- ① 福島市医師会、福島歯科医師会、農業協同組合、森林組合、生活協同組合、商工会議所、建設業協会、建築士会、県トラック協会、石油商業組合、乗用自動車協会、個人タクシー連合会、管工事協同組合等の産業経済団体
- ② 老人ホーム
- ③ 青少年団体、女性団体

(2) 自主的防災組織一覧（資料編 資料2-1、4-17 参照）

自主防災組織、町内会、女性防火クラブ等

第2 ボランティアへの対応

大規模災害時の支援においては、特に被災していない他地域からのボランティアが重要な役割を果たす。ボランティアには、自発的な個人及び各種の職能ボランティア団体（医療、建設関係、アマチュア無線、パソコン通信等）、企業組織、社会福祉団体、住民自治組織といった多様な個人、組織の参加が予想される。また、活動需要は、発災、救助・救援、復旧の各時期において量的に流動的であり、同時にその種類と性格も被災住民のニーズによって変化をみていく。さらに、ボランティア自体、経験の有無、短期的なもの、長期的なもの等があり、以下の災害応急・復旧対策を進める上で役割分担と調整が必要となる。

- (1) あらゆる局面で、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するよう努める。
- (2) 大規模災害時の他地域からのボランティアの直接の受け入れ窓口、活動の調整を行う体制、活動の拠点の確保については、市社会福祉協議会と協定締結し対応するものとする。
- (3) 市域内のボランティアについて、社会福祉協議会、地元やNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する。
- (4) 災害時のボランティア活動に係る保険については、原則として活動する者が加入するものとするが、引き続き国の制度化等の情報提供に努める。

なお、共助のボランティア活動と市町村等が実施する救助の調整事務について災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるとに留意する。

第3 民間団体への協力要請

災害の際の応急活動を迅速かつ能率的に処理するためには、災害対策本部の組織に基づく活動に、民間団体の協力がなければ万全を期することはできない。

また、特に避難行動要支援者を災害から守るためには、なによりもその身近にいる市民の協力が必要である。このため、災害対策本部においては公共的団体の特徴と活動内容に応じ、組織としての協力を要請するものとする。

(1) 協力要請の方法

災害時に民間団体及び市民ボランティアへ協力を要請する方法については、主に次のとおりとする。

なお、要請にあたっては、以下の事項を明らかにして行うものとする。

- ① 活動の内容
- ② 協力を希望する人数
- ③ 調達を要する資機材等
- ④ 協力を希望する地域及び期間
- ⑤ その他参考となるべき事項

ア 民間団体への協力要請の方法

各対策部が作業を行うため民間団体の協力を必要とするときにこの計画に定めのない場合については、危機管理室長が本部長（市長）の指示に基づき、その責任者に対して要請するものとする。

イ ボランティアへの協力要請の方法

大規模災害時は、本部長（市長）の指示に基づきそれぞれ所管する部長が協力要請を行う。

また、市外からのボランティアについては、政策調整部次長が本部長（市長）の指示に基づき協力要請を行うものとする。

第4 協力業務

協力を得たい業務には、次のようなものがある。

- (1) 異常現象、災害による被害箇所及び危険箇所を発見したときの通報
- (2) 要配慮者の把握、介助等に対する協力
- (3) 災害に関する予警報その他の情報を地区住民に伝達することへの協力
- (4) 災害時における広報広聴活動への協力
- (5) 災害時における出火の防止及び初期消火への協力
- (6) 避難誘導、指定避難所内被災者の救援業務への協力
- (7) 被災者に対する食料品、飲料水、その他物資の配分作業への協力
- (8) 被災状況の調査に対する協力
- (9) 被災区域内の秩序維持に対する協力
- (10) 被災者の安否確認、遺体の搜索、収容、身元確認に対する協力
- (11) 罹災証明書交付事務への協力
- (12) 被災建築物の使用制限の調査に関する協力
- (13) 被災ペットの救護に対する協力
- (14) その他の災害応急対策の実施に対する協力

第5 公共的団体等との協定締結等

公共的団体等に対しては、特に災害時に協力を円滑に得られるよう、協定の締結や事前協議等を進めるものとする。

第23節 公共施設の応急対策

市庁舎その他の公共施設、道路・橋梁、河川及び内水排除施設、農業施設が災害により被災し、それらの機能を停止もしくは低下させた場合は、災害応急対策及び災害復旧対策の遂行上重大な、あるいは大きな制約を受ける。このため、これらの公共施設が被災し、又は被災する恐れのある場合には、市及び各施設を所管する機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施し、これらの被害状況を把握、二次災害の防止を最優先に応急措置を速やかに講じるとともに関係機関と連携して円滑な応急復旧対策実施のための体制を確立する。

第1 建築物等の応急対策

【担当 財務部、都市政策部】

市庁舎等の多数の者が利用する施設、並びに社会福祉施設等の社会公共施設が災害によって被災した場合、あらかじめ定められた消防計画等の計画に基づき、出火防止措置、利用者の安全対策、避難誘導、施設の点検、被害状況の報告等の応急対策を行うことになる。このための必要事項について定めるものである。

1 本庁舎

以下の事項についてあらかじめ定め、それに基づき実施する。

- (1) 住民、職員等の避難、誘導方法
- (2) 負傷者の措置方法
- (3) 施設建物の保全
 - ① 電気施設の点検及び応急復旧
主要受変電設備の被害状況確認及び応急復旧
 - ② 給排水施設の点検及び応急復旧
 - ③ 電話施設の点検及び修復方法
 - ④ 無線通信施設の点検及び修復方法
 - ⑤ 建築物の点検及び応急復旧

2 公営住宅の応急対策

既設の公営住宅又は付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合は、住民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。

- (1) 公営住宅又は付帯施設の被害状況は、県営住宅については県北建設事務所が、市営住宅については住宅政策課が早急に調査を行う。
- (2) 公営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため住民に周知を図る。
- (3) 公営住宅の応急修理は、災害救助法に準じる。

3 その他の社会公共施設

- (1) 施設利用者・入所者の安全確保
 - ① 避難対策についてはあらかじめ計画を策定しておき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて、所管部又は本部へ速やかに報告する。

- ② 場内放送、職員の案内等により、地震時における混乱の防止措置を講ずる。特にラジオ、テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。
- ③ けが人の発生時には、応急措置をとるとともに本部及び関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- ④ 施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。
- ⑤ 社会教育施設等において、災害が発生した場合の各種事業の続行もしくは中止の決定については、施設の管理者が利用者の安全確保を第一に行う。

(2) 施設建物の保全

① 応急措置

施設建物の保全については、防災活動の拠点となるものを重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査の上、次の措置をとる。

ア 応急措置が可能な程度の被害の場合

- ・危険箇所があれば応急保安措置を実施する。
- ・機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。
- ・電気、ガス、上下水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、本部を通じて関係機関と連絡をとり、応援を得て実施する。

イ 応急措置が不可能な被害の場合

- ・危険防止のための必要な保全措置を講ずる。
- ・防災活動の拠点として重要な建物が業務活動及び機能確保のため必要がある場合は、本部を通じて仮設建築物の建設等の手配を行う。

② その他の留意事項

ア 火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査

特に指定避難所となった施設は、火災予防について十分な措置をとる。

イ 危険箇所への立入禁止の表示

第2 土木施設の応急対策 【担当 建設部、都市政策部、上下水道局（下水道事業）、農政部】

1 道路・橋梁

災害が発生した場合、各道路管理者等は災害の規模に応じた応急対策体制を確立し、所管の道路・橋梁について被害状況を速やかに把握し、以下のとおり道路交通の確保を図る。

- (1) 通行規制等の措置等による利用者の安全策を講じる。
- (2) 必要に応じ迂回路を選定する。
- (3) 必要に応じ広報車等による広報を行う。
- (4) 被害の状況や施設の緊急度等に応じて被災道路・橋梁の応急復旧措置を行う。

なお、応急復旧措置については、「同章第9節緊急道路交通対策」により行うものとする。

2 河川及び内水排除施設

洪水等の災害により河川堤防や護岸施設、内水排除施設等が破損したときは、市及び東北地方整備局福島河川国道事務所、県北建設事務所は、被害状況を速やかに把握し、各施設を所管する機関と協力して応急復旧に努めるとともに、排水に全力を尽くす。

なお、本計画に定めのない事項については、市水防計画及び県水防計画によるものとする。

(1) 市

災害の発生に伴う被害を軽減するため、市域内の水防活動が十分に行える体制を確立し、次のとおり

行う。

- ① 河川課長は、水位測定の見視を強化するとともに、必要に応じて、工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、ただちに国及び県に報告するとともに必要な措置を実施する。
- ② 下水道管理課長及び下水道整備課長は、ポンプ場、水門等施設について、破壊、故障、停電等による運転不能の被害が生じた場合は、土のう、矢板等により応急に締め切りを行うとともに、東北地方整備局福島河川国道事務所及び県北建設事務所に報告し、協力等を要請し、排水作業を継続し、内水による被害の拡大を防止する。
- ③ 河川課長及び下水道管理課長は、低地帯等が河川、内排水路の洪水、越水等により浸水被害が発生した場合は、連絡を密にして市所有の可搬式ポンプを使用して排水に努める。

なお、能力不足のときは、県建設業協会等の応援を要請するものとする。

(2) 国 及 び 県

- ① 県土木部は、市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行う。
- ② 東北地方整備局福島河川国道事務所及び県北建設事務所は、予測される水位等を総合的に判断し、水門、樋門樋管の開閉に関し適切に指示する。

3 農業施設

農林整備課長は災害により、農業用ため池や用排水路、取水堰等の農業施設が破損したときは、速やかに被害状況を把握するとともに応急復旧に努め、二次災害を防止する。

なお、防災重点農業用ため池において決壊のおそれが生じた場合、貯水位の強制低下、崩落箇所の拡大防止等の対策の実施、ため池ハザードマップに基づく浸水想定区域を対象とした住民の避難等について、的確に実施する。

第24節 応援協力の要請・応援要請への対応

【担当 危機管理室、各部署】

災害発生時に被害が甚大かつ広範囲に及ぶ場合、各地方公共団体及び関係機関との応援協定等に基づく相互の連携体制により、適切かつ迅速な受援・応援を行うための体制整備を図るものとする。

第1 応援協力の要請

1 福島県への応援要請

- (1) 本部長（市長）は災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、令和5年10月24日付け県及び県内市町村により締結された「大規模災害時における“ふくしま災害時応援チーム”による相互応援等に関する協定」に基づき、知事（災害対策課）に応援（職員の派遣を含む）又は応援のあつせんを求めることができる。

この場合、知事は県自らの応援についての指示を行うほか、又は防災機関の応援のあつせん、他市町村に対して応援すべきことの指示を行う。

- (2) 知事に職員の派遣、職員の派遣のあつせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請する場合、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理をするものとする。

- ① 災害の状況及び応援を求める理由
- ② 応援を要請する機関名
- ③ 応援を要請する職種別人員、物資
- ④ 応援を必要とする場所、期間
- ⑤ その他必要な事項

2 市町村への応援要請

- (1) 災害時応援協定の優先

災害対策基本法第67条により、災害が発生した場合は各市町村に対して応援を要求することができるが、この場合、災害時応援協定を締結した市町村への要請を優先するものとする。

現在、協定を締結している市町村は別表1～5のとおりである。（資料編 資料4-23 参照）

- (2) 他市町村に応援を求める場合に要請する事項は、上記1の(2)の事項に準ずる。ただし、締結した協定に別の定めがあるときは、それに従う。
- (3) 知事の指示にかかる応援に従事する者は、本部長（市長）の指揮の下で行動する。協定により応援に従事する者は、協定に基づく協議により、指揮権を設定するものとする。

●別表1 「東北地区六都市災害時相互応援に関する協定」

福島市が応援を要請する場合、山形市が応援調整都市になるので、山形市にまず要請を行う。

ただし、山形市も被災し、対応できない場合は、適宜他市に連絡を取ることとする。

市町村名	担当部署
青森市	危機管理室
秋田市	防災安全対策課
盛岡市	危機管理防災課

◎山形市	防災対策課
仙台市	危機管理課
福島市	危機管理室

●別表2 「災害時における相互支援等に関する協定」

支援を要請する場合は、各市の連絡担当部署へ支援要請を行う。

市名	担当部署
福島市	危機管理室
郡山市	防災危機管理課
いわき市	災害対策課

●別表3 「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」(33市町村)

福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定に基づき、応援の要請をする場合は、◎印の各広域圏の「連絡調整市町村」に対し要請をするものとする。

	市町村名	担当部署
福島地方広域行政圏	◎福島市	危機管理室
	◎二本松市	生活環境課
	伊達市	消防防災課
	本宮市	消防防災課
	桑折町	消防防災課
	国見町	住民生活課
	川俣町	住民生活課
仙南地域広域行政圏	◎白石市	危機管理室
	角田市	防災課
	蔵王町	総務課
	七ヶ宿町	総務課
	大河原町	総務課
	大村町	総務課
	柴田町	総務課
相馬地方広域市町村圏	◎丸森町	総務課
	◎相馬市	地域防災対策室
	◎南相馬市	危機管理課
亘理・名取広域行政圏	新地町	総務課
	飯館村	総務課
	◎名取市	防災安全課
置賜広域行政圏	◎岩沼市	防災安全課
	◎亘理町	防災安全課
	◎山元町	防災安全課
	◎米沢市	危機管理室
	◎長井市	危機管理室
	南陽市	総合防災課
	高川町	総合防災課
	白鷹町	総合防災課

	飯 豊 町 小 国 町	総 務 企 画 課 町 民 税 務 課
「◎」の市町村…福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定に基づく、各広域圏の「連絡調整市町村」		

●別表4 「災害時における相互応援に関する協定」

締 結 都 市	担当部署
埼玉県さいたま市	総務局危機管理部防災課
東京都荒川区	区民生活部防災課
山口県山口市	市民安全部防災危機管理課
長崎県長崎市	防災危機管理室

●別表5 「火山災害時における相互応援に関する協定」(吾妻山、安達太良山、蔵王山)

締 結 都 市	担当部署
伊 達 市	市民生活部消防防災課
桑 折 町	総務課
国 見 町	住民生活課
川 俣 町	総務課
飯 館 村	総務課
白 石 市	総務部危機管理課

●別表6 「中核市災害相互応援協定」

福島市が応援を要請する場合、北海道・東北・関東ブロック幹事市へ応援要請書を送付する。

締 結 都 市
全 国 中 核 市

3 指定地方行政機関への応援要請

- (1) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる(災害対策基本法第29条)。

指定地方行政機関

- ・東北農政局 ・福島森林管理署 ・福島地方気象台 ・福島労働基準監督署
- ・東北地方整備局福島河川国道事務所 ・東北運輸局福島運輸支局

- (2) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる(災害対策基本法第30条)。

- (3) 指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する場合は、次に掲げる事項について記載した文書によって行う。

また、市長が知事に対して、指定地方行政機関の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする場所
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について他必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取り扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおり

である。

4 指定地方公共機関等への応援要請

指定地方公共機関等の応援の要請を県に求める場合は、県災害対策課に対し、文書をもって依頼する。急を要する場合は、電話、県防災行政無線で依頼し、後日文書をもって行う。

なお要請は、以下に掲げる事項を明らかにして行う。

- (1) 応援の要請：その理由、応援を希望する機関名、必要とする期間、物資、資材、機械、器具等の品名、必要とする場所・活動内容、その他必要な事項
- (2) 職員の派遣の要請：その理由、あつせんを求める職員の職種別人員数、必要とする期間、派遣される職員の給与その他の勤務条件、その他参考となるべき事項
- (3) 緊急放送の要請：その理由、放送事項、希望する放送日時・送信系統、その他必要な事項

5 防災関係機関との事前協議

市は、災害時に、医療・報道・救援救助など他機関との円滑な協力が得られるよう指定地方公共機関等をはじめ防災関係機関と協定等を締結し、あるいは事前協議等を整えて協力体制を確立していくとともに、災害時には適切な応援協力を要請するものとする。

6 福島市災害時受援計画に基づく受援体制の整備

市は、災害時に各地方公共団体及び関係機関等に適切かつ迅速に応援協力を要請するため、福島市災害時受援計画に基づき、非常時優先業務のうち人員や物資が不足すると見込まれる業務について、災害時の業務の流れや必要な資機材、応援人員算定の考え方等を事前に整理し、受援体制の整備を行う。

その際、応援職員等の適切な執務スペースの確保に配慮するとともに、宿泊場所の確保が困難となる場合を想定して、宿泊場所として活用可能な施設等の把握に努める。

第2 応援要請への対応

平成23年3月に発生した東日本大震災の際、全国各地の自治体より多くの支援を受け、本市は災害復旧の道筋を作ることができた。本市は未曾有の災害を経験し、多大な支援を受けた自治体として、これらの教訓を生かし、協定の有無にかかわらず、全国各地で災害が発生した場合に、職員の派遣や救援物資の送付を迅速に行えるよう、その業務の流れ等について具体化し、応援体制の整備を行う。

1 応援の種類

(1) 災害対策基本法に基づく応援

災害対策基本法第67条に基づく他の市長村長等からの応援要求又は同法第72条に基づく福島県知事からの指示等による応援要求。

(2) 協定に基づく応援

「大規模災害時における「ふくしま災害時相互応援チーム」による相互応援等に関する協定書」をはじめとした各協定に基づく応援要求。

(3) 自治体判断で行う応援

被害が甚大であり、かつ緊急事態と認められる場合で、応援の要求を待たずに本市独自に実施する応援。

第25節 自衛隊派遣要請

【担当 危機管理室】

災害発生時において迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されるよう自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を定める。

第1 災害派遣要請の基準

1 災害派遣要請基準

市長は、災害を予防し、または災害が発生した場合に、人命及び財産を災害から保護するために、自衛隊の派遣を要すると認めるときは、要請者である県知事に対して、部隊の派遣を要請するよう要求するものとする。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、おおむね下表による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として取り扱われる。

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等の捜索援助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援活動などに優先して実施）
水防活動	堤防護岸の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、防火用具による消防機関への協力
障害物の除去	施設の損壊又は障害物がある場合の除去、街路、鉄道線路上の転覆トラック、崩壊土砂等の除去、除雪等（ただし、放置すれば人命・財産の保護に影響すると考えられる場合）
診療・防疫・病虫害防除等の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤は市が準備）
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において、各種有・無線通信支援
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救難物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）
炊飯及び給水の支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。（ただし、譲与は、県、市その他の公共機関の援助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命身体が危険であると認められる場合に限る）
交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における自衛隊車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合の予防派遣
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し決定する。

第2 災害派遣要請の要求要領

1 要求手続

(1) 要求事務

本部長（市長）の命により、市長名をもって危機管理監（危機管理室長）が行う。なお、本部長（市長）と全く連絡がとれず、緊急に要求が必要な場合は、本章－第1節－第3「動員・配備計画」－1非常配備－(4)に定めるところにより、参集した本部員の中で最も上位にある者が、本部長（市長）を代理して要求の命を行うものとする。

(2) 要求（連絡）先

県知事（県北地方振興局長経由、災害対策課あて）

(3) 要求（連絡）方法

下記(4)の事項を明記した文書、2部を送付する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は県総合情報通信ネットワーク又は一般加入電話等により、直接県災害対策課に要求し、事後速やかに文書を提出する。この場合、速やかに県北地方振興局長へ連絡する。

災害状況、派遣要請の要求の判断は、警察署、国・県機関、地方支部長等との連絡を密にし、迅速に行うものとする。

(4) 災害派遣要請の要求をする際に明示する事項

① 災害の状況及び派遣を要請する事由

ア 災害の種類

イ 被害発生場所

ウ 被害発生原因

エ 被害の状況

② 派遣を希望する期間

③ 派遣を希望する区域及び活動内容

④ その他参考となるべき事項

2 市長からの通報

市長からの自衛隊に直接通報できる場合は以下のとおりである。

市長は、前項の要求ができない場合は、本市を災害派遣区とする部隊長に対して災害の状況を通知することができるものとする。この場合は、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

■自衛隊担当窓口 陸上自衛隊福島駐屯地内 第44普通科連隊 第3科

第3 部隊の受入体制

災害対策本部は、派遣部隊の活動が円滑かつ効率的に実施できるよう、次の措置をとるものとする。

(1) 準備

① 危機管理監（危機管理室長）は、県北地方振興局、県災害対策課及び陸上自衛隊福島駐屯地第44普通科連隊と連絡をとり、作業計画とともに必要とする資機材等の調達等の計画をたてる。

② 管財課長は、危機管理監（危機管理室長）の計画に基づき必要資機材を調達する。

- ③ 危機管理監（危機管理室長）は、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- ④ 派遣部隊の宿泊所、車両、機材等の保管場所及びその他受け入れのために必要な措置及び準備を行う。
- ⑤ 人事課長は、危機管理監（危機管理室長）の計画に基づき現地派遣員の割振りを行う。
- ⑥ 自衛隊のヘリコプターの出動があるときは、管財課長は、本章「第8節 第3 緊急輸送道路等の確保」に基づき、臨時ヘリポートを開設する。

(2) 受入れ

- ① 危機管理監（危機管理室長）は、災害地に自衛隊が到着するために必要な誘導を行い、又は警察官等に要請する。
- ② 災害現地には連絡所を設け、その所在地を明確にするとともに災害地の地図等を準備し、作業地区毎に現地連絡責任者を置く。
- ③ 作業実施期間中は派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し、調整の上、作業の推進を図る。
- ④ 現地と災害対策本部との通信連絡は、「第3節 第2 非常通信の確保及び無線通信設備の運用」に定めるところにより行う。

(3) 県への報告

危機管理監（危機管理室長）は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について県北地方振興局を通じ県に報告する。

(4) 派遣部隊の撤収

災害派遣の目的を達し知事から撤収要請があった場合、又は部隊派遣の必要がなくなつたと認められる場合に、速やかに文書をもって知事に対し行うものとする。ただし撤収にあたっては、県及び関係機関と十分な事前協議を行うものとする。

(5) 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。

ただし、その区分を定めにくいものについては、県・市・部隊が相互調整の上、その都度決定する。

① 県・市の負担

- ア 災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材
- イ 宿営に必要な土地・施設の借上料及び損料
- ウ 消耗品
- エ 電気・水道・汲取・通信費
- オ 災害派遣部隊の災害対応中に発生した損失に対する補償料
- カ その他の負担

② 部隊の負担

- ア 部隊の露営
- イ 給食
- ウ 装備、機材、被服の整備、更新
- エ 災害地への往復等の経費
- オ 災害派遣部隊の災害対応中に発生した損失に対する賠償費

第4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、

市職員及び警察官がその場にはない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第26節 消 防 活 動

【担当 消防本部】

災害発生時において、消防の現勢力及び機能を効率的に運用し、災害を警戒し防ぎよして市民の生命身体財産の保護にあたり、被害の軽減を図るもので具体的には、火災の鎮圧、水害の防ぎよ、被災者の救出救護及び避難誘導等の活動を実施する。

1 消火活動

消火活動は、人命安全を優先として火災の早期鎮圧と延焼防止に努めるものとする。

基本的には福島市消防本部警防規程の定めるところにより消火活動にあたるものとする。

2 水防活動

洪水又は浸水などによって被害の発生が予想される場合は、監視、警戒体制をとり情報収集に万全を期するとともに福島市水防計画に基づき活動するものとする。

3 救急、救助活動

救急、救助活動は、救急隊、高度救助隊を主軸として組織的な活動を実施するとともにDMAT（災害派遣医療チーム）をはじめとする各関係機関との連絡を密にして、相互協力体制を確立し、迅速的確な活動を実施するものとする。

4 避難誘導・避難支援

避難情報が発令された場合には、避難の方法、避難道路、指定緊急避難場所の周知徹底を図り、関係機関の協力を得て組織的な誘導及び避難の支援を行うものとする。

第27節 水 防 計 画

【担当 危機管理室、建設部、消防本部】

水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定により福島県知事から水防管理団体として指定された本市の水防活動については、同法第33条の規定に基づき別に定める「福島市水防計画」により行うものとするが、その概要は次のとおりである。

第1 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、県知事から指定（昭和27年9月4日）された指定水防管理団体たる福島市が、同法第33条の規定に基づき、福島市の地域にかかる各河川の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

第2 水防事務の処理

洪水に際し水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、洪水等について水防活動の必要があると認めたときから、その危険が解消されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第3 水防本部の設置及び組織事務分担表

1 水防本部設置基準

以下の(1)から(5)に示す事態が生じたときに設置する。

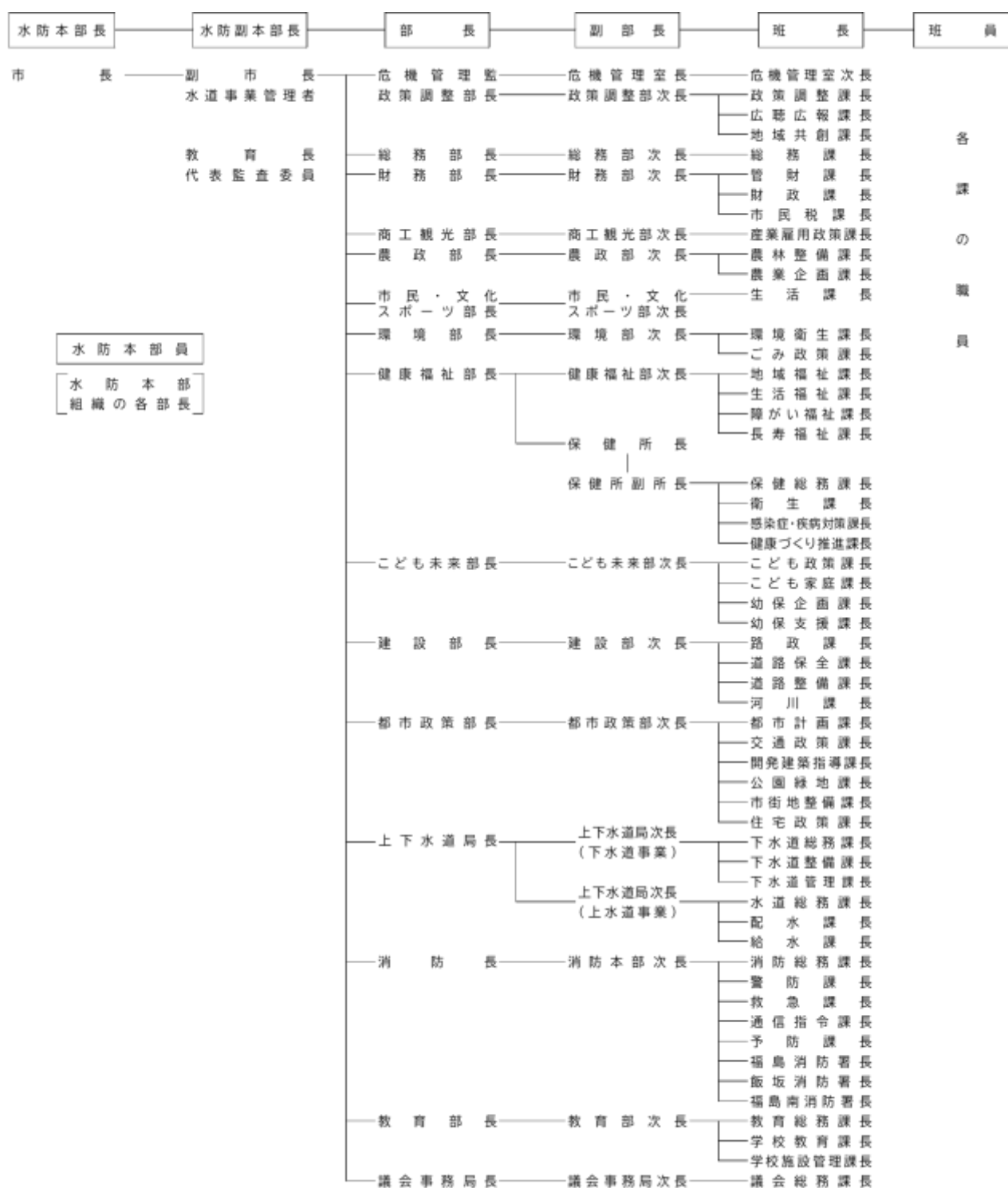
- (1) 以下に示す気象業務法の定めに基づく警報、及び注意報が発表されたとき。ただし、各注意報の場合は、諸状況を判断の上、水防本部長が必要であると認めた場合に限り設置する。

警 報：大雨、洪水の警報

注 意 報：大雨、洪水の注意報

- (2) 水防法第10条第2項による洪水予報が発表されたとき。
- (3) 水防法第16条による水防警報が発表されたとき。
- (4) 市内において震度6弱以上の地震を観測したとき、若しくは震度4以上の地震により、河川等が被災し、水害が発生したとき、または水害の発生するおそれがあるとき。
- (5) その他、水防本部長が必要であると認めたとき。
- ・水防本部は、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部の組織に入り水防事務を処理する。
 - ・水防本部の事務局は市建設部河川課におき、水防本部の組織及び事務分掌は別に定める【本部の組織】、【本部の各部長、副部長、班長の事務分掌】及び【支所長等の事務分掌】によるものとする。

2 本部の組織



3 本部の各部長、副部長、班長の事務分掌

部 長 副 部 長	班 長	事 務 分 掌
危機管理監 危機管理室長	危機管理室次長	1. 各部との連絡調整及び部内各班との連絡調整に関する事。 2. 気象情報の収集及び報告に関する事。 3. 情報の収集及び報告に関する事。
総務部長 総務部次長	総務課長	1. 市議会との連絡に関する事。
政策調整部長 政策調整部次長	政策調整課長	1. 部内の連絡調整に関する事。
	地域共創課長	1. 所管及び関係団体の施設の被害の調査並びに応急復旧に関する事。
	広聴広報課長	1. 広報活動その他広報に関する事。 2. 水害写真の撮影並びに水害現場の記録等に関する事。
財務部長 財務部次長	管財課長	1. 水防資材の調達及びあっせんに関する事。 2. 車両の調達及び公用車の配車に関する事。
	財政課長	1. 水防対策経費の予算措置に関する事。
	市民税課長	1. 水防本部長の命ずる応急対策に関する事。
商工観光部長 商工観光部次長	産業雇用政策課長	1. 所管及び関係団体の施設の被害の調査並びに応急復旧に関する事。
農政部長 農政部次長	農業企画課長	1. 農業災害の状況の調査及び応急復旧に関する事。
	農林整備課長	1. 農林業施設の災害状況の調査及び応急復旧に関する事。
市民・文化スポーツ部長 市民・文化スポーツ部次長	生活課長	1. 所管及び関係団体の施設の被害の調査並びに応急復旧に関する事。
環境部長 環境部次長	環境衛生課長	1. 被災地の環境整備に関する事。
	ごみ政策課長	
健康福祉部長 健康福祉部次長 保健所長 保健所副所長	共生社会推進課長	1. 所管及び関係団体の施設の被害の調査並びに応急復旧に関する事。
	生活福祉課長	1. 所管及び関係団体の施設の被害の調査並びに応急復旧に関する事。
	障がい福祉課長	
	長寿福祉課長	1. 所管及び関係団体の施設の被害の調査並びに応急復旧に関する事。 2. 水害の際の避難行動要支援者の避難及びその計画に関する事。
	保健総務課長	1. 保健・衛生・医療の統括に関する事。 2. 被災地の応急医療及び助産・救護に関する事。 3. 被災地の感染予防、食品衛生、生活衛生に関する事。 4. 災害時における健康支援に関する事。
	衛生課長	
	感染症・疾病対策課長	
こども未来部長 こども未来部次長	健康づくり推進課長	
	こども政策課長	1. 所管及び関係団体の施設の被害の調査並びに応急復旧に関する事。 2. 水害の際の幼児・児童の避難及びその計画に関する事。
	こども家庭課長	
	幼保企画課長	
建設部長 建設部次長	幼保支援課長	
	道路保全課長	1. 道路橋梁の被害の調査及び応急復旧に関する事。 2. 交通不能箇所の調査に関する事。
	道路整備課長	1. 所管に係る施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。
	河川課長	1. 水防本部事務局に関する事。 2. 情報の収集及び報告に関する事。 3. 河川の被害の調査及び応急復旧に関する事。
	路政課長	1. 交通不能箇所について交通管理者と協議、報告すること。
	都市計画課長	1. 所管に係る都市計画施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。
	交通政策課長	1. 所管に係る都市計画施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。
	開発建築指導課長	1. 水防本部長の命ずる応急対策に関する事。

部 長 副 部 長	班 長	事 務 分 掌
	公 園 緑 地 課 長	1. 所管に係る都市計画施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。
都 市 政 策 部 長 都市政策部次長	市街地整備課長	1. 所管に係る都市計画施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。
	住 宅 政 策 課 長	1. 所管に係る施設の被害調査及び応急復旧に関する事。
上 下 水 道 局 長 上下水道局次長 (下水道事業)	下 水 道 総 務 課 長	1. 室内の連絡調整に関する事。
	下 水 道 整 備 課 長	1. 下水道施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。
	下 水 道 管 理 課 長	1. 下水道管理施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。
上 下 水 道 局 長 上下水道局次長 (上水道事業)	水 道 総 務 課 長	1. 所管の施設の被害の調査及び応急復旧の総括に関する事。
	配 水 課 長	1. 所管の施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。
	給 水 課 長	1. 飲料水の確保に関する事。
消 防 長 消防本部次長	消 防 総 務 課 長	1. 消防団員の非常招集に関する事。 2. 命令従事者の損害補償に関する事。
	警 防 課 長	1. 消防職員の全体の招集に関する事。 2. 水防活動に関する事。 3. 水防本部との連絡調整に関する事。
	救 急 課 長	1. 救急救命に関する事。
	通 信 指 令 課 長	1. 気象情報の収受及び伝達に関する事。 2. 非常通信に関する事。
	予 防 課 長	1. 被害現場の情報収集に関する事。 2. 避難及び誘導に関する事。 3. 自主防災組織との連絡、指導に関する事。
	消 防 署 長 (福島・飯坂・福島南)	1. 救急救助活動に関する事。 2. 消防署員の非常招集に関する事。 3. 避難の指示及び誘導に関する事。 4. 応援隊の編成及び活動に関する事。
教 育 部 長 教育部次長	教 育 総 務 課 長	1. 教育施設の被害の調査及び応急復旧の統括に関する事。
教 育 部 長 教育部次長	学 校 教 育 課 長	1. 児童生徒の避難及びその計画に関する事。 2. 教職員の動員に関する事。 3. 指定緊急避難場所に指定している学校との連絡に関する事。
	教育施設管理課長	1. 教育所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。
議 会 事 務 局 長 議会事務局次長	議 会 総 務 課 長	1. 市議会議員との連絡調整に関する事。

※各部局の庶務担当課は、部局内の連絡調整に関する業務を行う。

4 支所長等の事務分掌

各 支 所 長	1. 管内における情報の収集及び報告に関する事。
飯坂・松川・信夫・吾妻 支所の次長	1. 管内における情報の収集等に関する事。 2. 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関する事。

第4 水防本部の係員の非常参集

水防本部の業務開始の指令を受けたときは、事務分担する係員は、直ちに本部に参集し水防本部長の指揮を受けるものとする。

第5 水防団

水防事務を処理するための水防法第5条の規定による水防団については第5条2項の規定により、消防機関（消防組織法第9条）が水防事務を十分に処理することができると認められるため、水防団は置かない。

消防団が行う水防活動については、団長の統括のもとに「福島市消防団の水防計画」により行うものとする。

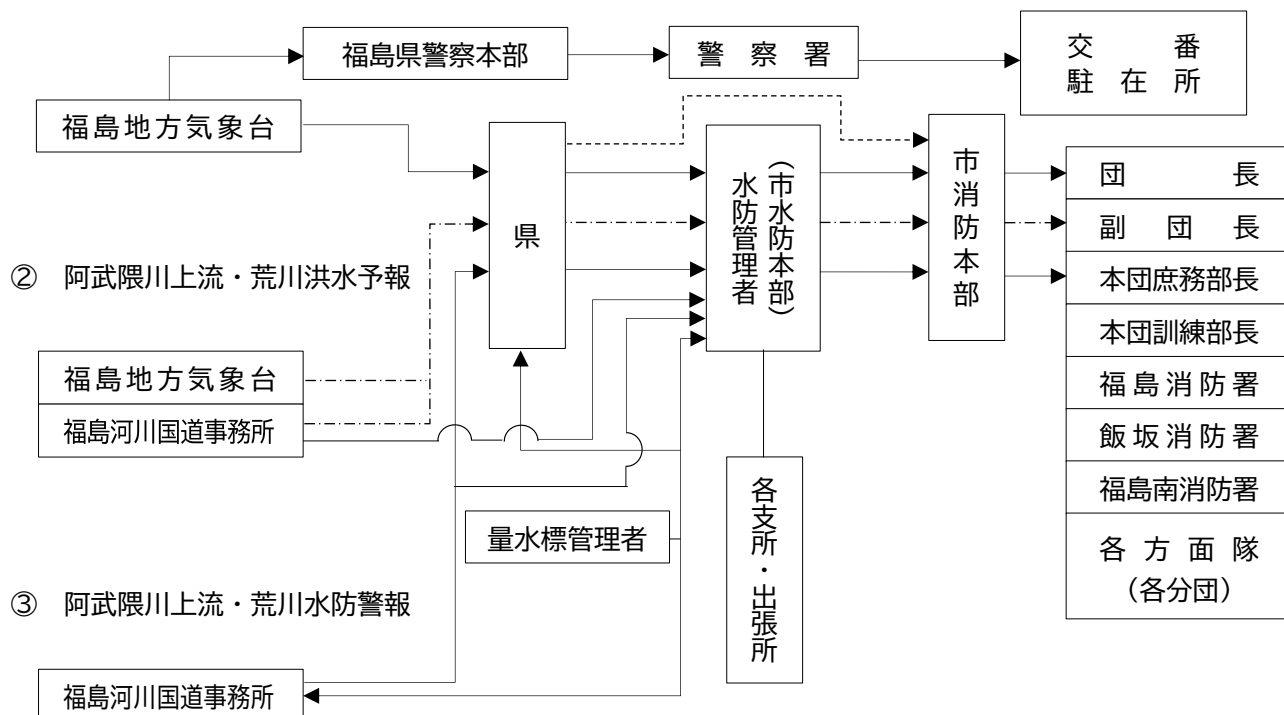
第6 福島市消防団の水防計画

1 消防団の活動

消防団は、洪水に際し、水害を警戒し及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第16条の規定による水防警報が発表されたとき、所轄河川等が氾濫注意水位に達したとき、その他水防本部長が必要であると認めたときから、水防上の危険が解消されるまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

2 水防に関する連絡系統図

① 気象注意報、警報、情報



第28節 災害救助法の適用

【担当 危機管理室、各部】

災害により被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく（国及びその補助機関としての県知事の）救助の実施の決定を求める。

これにより、罹災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。

なお、災害救助法に基づく救助活動の事務については、危機管理監が所管し行う。

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用は県知事が行う。なお、災害救助法施行令第1条に定める適用基準は、次のとおりとする。

区 分	被災世帯数	摘 要
1号適用	100世帯	
2号適用	50世帯	県下の被害世帯数が1,500世帯以上に達し、本市の被害世帯数が、左記の世帯数に達した場合
3号適用	—	(内閣総理大臣への事前協議が必要となる) ・県下の被害世帯数が7,000世帯以上に達し、かつ市内の多数の世帯の住家が滅失したとき ・災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ市内の多数の世帯の住家が滅失したとき
4号適用	—	(内閣総理大臣への事前協議が必要となる) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

※世帯数は、滅失した住家の世帯数である。

第2 滅失（罹災）世帯の算定基準

1 滅失（罹災）世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により、以下のとおりみなし換算を行う。

滅失住家	被 害 状 況	換算世帯数
1世帯	全壊（全焼・流失）の住家	1世帯
	半壊（半焼）の住家	2 "
	床上浸水・土砂の堆積等により、一時的に居住できない状態になった住家	3 "

（注）床下浸水、一部破損は換算しない。

2 滅失（罹災）等の認定

滅失、半壊等の認定は、資料編 資料4-3「被害の認定基準」による。

第3 災害救助法の適用手続き

1 災害救助法の適用要請

災害に際し、本市の市域内の災害が災害救助法のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法適用を県知事に要請する。その場合には、県北地方振興局を経由して県知事（災害対策課）に対し次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする機関
- (5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (6) その他必要な事項

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処理に関して県知事の指揮を受けなければならないものとする。

第4 災害救助法による救助の内容等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は資料編 資料4-24のとおりである。

なお、費用の限度額等については、毎年度改正が行われる。

第29節 土砂災害応急対策

【担当 危機管理室、建設部】

県と福島地方気象台から、土砂災害警戒情報の発表を受け、土砂災害発生の危険性が高まったときには、市は、避難指示の判断を行う。

第1 土砂災害警戒情報

1 情報の伝達について

市は、国、県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難指示発令の時期や区域等を判断し、迅速かつ的確に伝達する。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合は、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。住民は、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、町内会や近隣住民等と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

2 土砂災害警戒情報の発表

(1) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに市長が防災活動や住民等への避難指示の災害応急対応を適時適切に行えるように支援する。

また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(2) 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、気象業務法により福島県と福島地方気象台が共同で作成・発表する。

(3) 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- ① 県と気象台が共同して作成・発表する情報である。
- ② 市長が避難指示を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。
- ③ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。
- ④ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。
- ⑤ 対象とする土砂災害は、降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。
- ⑥ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があることから、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県や国土交通省が設置した雨量観測所の雨量情報等を活用する。

(4) 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

① 発表基準

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、避難にかかる時間を考慮して2時間先までに基準（土砂災害発生危険基準線）に到達すると予測されたとき、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険」（紫）が出現したときに県と気象台が共同で発表する。

② 解除基準

土砂災害発生危険基準線（以下「CL」という。）を下回り、かつ短時間で再びCLを超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議の上基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、土砂災害警戒情報を解除する。

(5) 利用にあたっての留意点

- ① 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。
- ② 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。
- ③ 市が行う避難指示の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難指示の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難指示の発令を行うものとする。

(6) 情報の伝達体制

災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）、第55条（県知事のお知らせ）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条により県から市長に伝達される。

- ① 市へ県から土砂災害警戒情報を県総合情報通信ネットワーク等により伝達される。
- ② 市は、本計画第2編第2章第3節に基づいた土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。
- ③ その他関係機関は、必要な伝達等の措置をとる。

第2 土砂災害・斜面災害応急対策

1 応急対策の実施

- (1) 市は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、県と迅速かつ確かな情報の共有化を図り、応急対策を実施する。速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。
- (2) 市は、住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための指示及び避難誘導等を実施する。
- (3) 住民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。

2 要配慮者に対する配慮

- (1) 市は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、自主防災組織等に、迅速かつ確かな避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

3 土砂災害等の調査

- (1) 市は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

- (2) 市は、土砂災害緊急情報、被害概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

4 応急対策工事の実施

- (1) 市は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

5 避難指示等の実施

- (1) 市は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための指示及び避難誘導等を実施する。異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

第3 土砂災害緊急情報

1 土砂災害緊急情報

- (1) 市への情報の伝達について

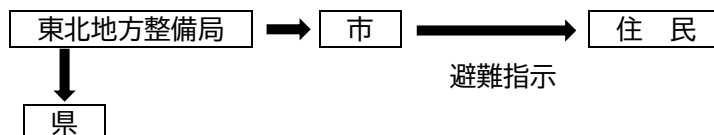
市は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難指示発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、住民は、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

- (2) 土砂災害緊急情報の伝達フロー

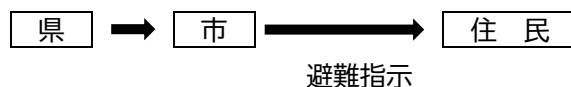
① 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



② 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



(一般災害対策編)

第3章 災害復旧対策計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

【担当 各 部 等】

災害により被害を受けた公共施設の災害復旧は、応急対策を講じた後に、災害復旧事業の実施責任者において各施設の原形復旧にとどまらず必要な施設の新設又は改良等を行うとともに、さらに関連事業を積極的に取り入れて施行するものとする。

従って各種施設の復旧計画の策定にあたっては、災害の実情に鑑み、その要因となった自然的、社会・経済的諸要因について詳細に検討し、総合的な見地において策定し、重要度、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第1 災害復旧対策計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - ② 砂防施設災害復旧事業計画
 - ③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - ④ 道路、橋梁公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
 - ① 街路災害復旧事業
 - ② 都市下水路施設災害復旧事業
 - ③ 公園施設災害復旧事業
 - ④ 市街地埋没災害復旧事業
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) 中小企業施設復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

第2 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定促進措置

【担当 危機管理室】

著しく激甚である災害（激甚災害）が発生した場合には、市において被害の状況を速やかに調査、把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

1 激甚災害指定の手続き

激甚災害指定の手続は、次のとおりに行われることになる。

- (1) 本部長（市長）は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措

置の概要を県知事に報告する。

- (2) 県知事は、本部長（市長）からの報告内容により必要と認めた時は、内閣総理大臣に報告する。
- (3) 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき必要と認めた時は、中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- (4) この場合、中央防災会議は、「激甚災害指定基準」又は「局地的激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。

2 激甚災害に関する被害状況等の報告

本部長（市長）は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して災害状況等を県知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対しとられた措置
- (6) その他必要な事項

3 特別財政援助額の交付手続き

本部長（市長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の財政援助及び助成

第3 緊急災害査定促進

【担当 財 務 部】

災害が発生した場合には、市は速やかに公共施設の被害と併せて必要な資料を調査し、災害査定の緊急な実施が容易になるよう、所要の措置を講じて復旧事業の迅速が期されるよう努めるものとする。

第4 緊急融資の確保

【担当 財 務 部】

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために起債又は国庫補助等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

第2節 民生安定のための緊急措置に関する計画

災害発生後の社会混乱から民生の安定を図るためには、早期に住民の生活安定を図る必要がある。
災害により独力では克服することが困難な被害を受けた市民・中小事業所・農林漁業従事者等に対して、被災者の生活確保の措置を講じて民生の安定、社会・経済活動の早期回復に努めるものとする。

第1 被災者の生活確保

1 職業のあっせん

【担当 商工観光部】

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業のあっせんについて、県計画では、県が離職者の把握に努め、被災状況を勘案のうえ、被災地域を管轄する公共職業安定所を通じ、被災者のための臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施について定めている。

市は、臨時市民相談所等において離職者の状況を把握し、迅速に県に報告する。

また、早期再就職を促進するために必要と認めた場合は、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。また、災害復旧対策事業を行う場合の雇用者については、積極的に離職した被災者を雇用するよう関係事業所に要請していく。

2 災害援護資金等の貸付

【担当 健康福祉部】

(1) 災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき制定した「災害弔慰金の支給等に関する条例」により貸し付けを実施する。

(2) 生活福祉資金

県が、生活福祉資金貸付制度により、予算の範囲内で災害援護資金の貸付を行う制度である「生活福祉資金」を活用する。

3 公営住宅の建設

【担当 都市政策部】

災害により住居を滅失、又は焼失した低所得者の罹災者に対する住宅対策として市は必要に応じて公営住宅の確保を図るものとする。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、市は、災害住宅の状況をすみやかに調査して県知事を経由して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定早期実施が得られるよう努めるものとする。

4 生活資金及び融資

【担当 健康福祉部、こども未来部】

市は被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他少額融資の貸付資金を確保するため、生活資金等の導入に努める。

5 罹災世帯に対する住宅融資

【担当 健康福祉部、こども未来部】

低所得世帯あるいはひとり親家庭で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し、又は非住宅を住宅に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、住宅資金の導入に努めるものとする。

6 生活保護

【担当 健康福祉部】

被災者の恒久的生活確保の一環として、市は生活保護法に基づく保護の要件を具備した罹災者に対して、その困窮の程度に応じ最低生活を保障して生活の確保を図るものとする。

7 災害弔慰金等の支給

【担当 健康福祉部】

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき制定した「災害弔慰金の支給等に関する条例」により、災害弔慰金、災害障がい見舞金を支給する。

8 被災者生活再建支援

【担当 健康福祉部】

市は、災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給する。

第2 農林業者等に応急融資の確保

【担当 農政部】

天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という）に基づく低利の経営資金の融通並びに既往貸付期限の延長措置等により農林業経営の維持安定を図るため、次の資金導入に努める。

(1) 農業関係

災害により被害を受けた農業者等に対する経営資金（種苗、肥料、薬剤、農機具等政令で定めるものに限る。）の導入に努める。

農地及び農業施設等の災害復旧資金として「農業基盤整備資金」、「農林漁業施設資金」の活用、及び被農家の経営維持安定を図る「農業経営維持安定資金」の長期低利資金の活用を積極的に指導推進する。

(2) 林業関係

林業者及び森林組合等に対する日本政策金融公庫による長期低利融資制度の活用を指導し、森林及び林業施設等の早期復旧を積極的に指導推進する。

第3 中小企業融資の確保

【担当 商工観光部】

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対し要請を行う。
- (2) 銀行、信用金庫及び信用協同組合等の金融機関の中小企業向融資の配慮、信用保証協会の保証枠の確保等の措置を当該金融機関等に対し要請するとともに、当該措置の実施の確保について努力するものとする。
- (3) 中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置を講ずる。

第4 義援物資、義援金の受入れ・配分

一般から搬出された義援物資、義援金を確実、迅速に被災者に配分する。

1 義援物資の受入れ

【担当 商工観光部】

(1) 受入れ

市は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、報道機関等の協力を得て公表するものとする。

この場合、義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに絶えず被災者の物資のニーズの把握に努めるものとする。

(2) 応急対策上、現に不足している物資で義援物資のうち直ちに利用できる物資は本部長（市長）の指示により商工観光部長において有効に活用する。

(3) 義援物資の保管場所

寄託又は送付された義援物資を被災者に配分するまでの一時保管場所として会議室等を使用するほか、教育施設、社会福祉施設及びその他の公共施設に保管する。

(4) 被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ日赤奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に配分する。

2 義援金の受入れ

【担当 健康福祉部】

義援金の配分は、配分委員会を組織し、十分協議の上定めるものとする。

第5 罹災証明書及び被災届出証明書の交付【担当 危機管理室、財務部、消防本部、各支所】

被災者の各種支援措置を実施するため、災害発生後早期に罹災証明書及び被災届出証明書の交付体制を確立するものとする。

- (1) 罹災証明書及び被災届出証明書は危機管理室及び各支所において発行するが、大規模災害時は、総合相談窓口を開設し対応するものとする。なお、被害家屋調査・被害データベースの作成は資産税課が行う。また、災害対策本部は、出来るだけ市関係手続きが一本化出来るよう庁内体制の調整を図る。
- (2) 消防本部は、火災による罹災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

第6 被災者台帳の作成

【担当 危機管理室】

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成する。

1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外に自ら利用し、又は提供することができる。

- ① 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- ② 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者(申請者)は、以下の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ③ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- ④ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- ⑤ 台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

(一般災害対策編)

第4章 火山防災計画

第1節 総 則

この計画は、吾妻山及び安達太良山の火山活動が活発化し、噴火又はそのおそれのある場合で、周辺の観光業者、観光施設業者及び登山者並びに地域住民等に危険があると認められる場合において、その災害の軽減を図るため、連絡、広報、避難及び緊急輸送等の必要な措置について定めるものである。

また、「火山防災マップ」を作成し、積雪期に火山活動が活発化して、泥流等が発生し、またはその危険が生じた場合の連絡、広報、避難等各種防災対策に活用するものとする。

第1 本市の火山の概要

1 概要

全国には111の活火山が存在し、福島県には吾妻山、磐梯山、安達太良山、燧ヶ岳、沼沢の五つの活火山があり、「火と山と湖のくに」の名のとおり、その自然環境は市民生活に限りない豊かさと安らぎをもたらしている。

また、吾妻山、磐梯山、安達太良山は、過去に噴火により甚大な被害をもたらしたことがあることから「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として選定され、気象庁が噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

本市に影響を及ぼす吾妻山と安達太良山の二つの火山は、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターにおいて常時観測・監視している。

2 吾妻山

吾妻山は、玄武岩から安山岩の多数の成層火山からなり、西大巔、西吾妻山、中吾妻山、東吾妻山、高山により構成される南列と、藤十郎、東大巔、昭元山、一切経山で構成される北列の2列に大別される。南列より北列が新しく、それぞれの列では西より東の方が新しく形成された。北列の多くの火山は山頂火口をもち、特に東部の一切経山付近には、五色沼・大穴・桶沼・吾妻小富士など多くの新しい火砕丘・火口がある。有史以降の噴火は北側火口列の一切経山の水蒸気噴火又はマグマ噴火で、その南面から東斜面には噴気地帯が広く分布している。

吾妻山活動記録、噴気孔周辺の施設等と過去の災害状況及び浄土平周辺の施設（資料編 資料5-1、5-2、5-3参照（5-1、5-2福島地方気象台資料））

3 安達太良山

安達太良山は、玄武岩から安山岩の成層火山群で、東西9km南北14kmにわたり、北から鬼面山、箕輪山、鉄山・安達太良山（本峰）、などが南北に連なる。主峰の安達太良本峰の山頂部には溶結火砕岩や沼ノ平火口がある。有史以降の噴火は水蒸気噴火であり、明確な記録のある噴火活動は明治以後に限られる。1900（明治33）年の水蒸気噴火では、沼ノ平火口にあった硫黄精錬所が吹き飛ばされ、死者72名を出した。噴気地帯や硫気地帯が多く存在する。

第2 火山地域市町村

表のとおり8市町村が活火山に近接している。これらの市町村にあつては、国、県及び防災関係機関と平常時から情報を共有し、連携を取りながら火山防災対策を実施することとする。

吾 妻 山	福島市、猪苗代町、北塩原村
安達太良山	福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町

第3 火山災害警戒地域

活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」）に基づき、内閣総理大臣は火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定している。本市は表のとおり警戒地域に指定されている。

火山名	県	市 町 村
吾 妻 山	福島県、山形県	福島市、猪苗代町、米沢市
安達太良山	福島県	福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町

第4 過去の火山災害

吾妻山、安達太良山では、以下の火山災害が発生している。

(1) 吾妻山

1893年（明治26年）6月7日

燕沢で噴火があり、2名が死亡した。

(2) 安達太良山

1900年（明治33年）7月17日

噴火により、72名が死亡、10名が負傷するとともに、沼ノ平内に長径300m、短径150mの火口が形成された。

1997年（平成9年）9月15日

火山性ガス（硫化水素）により、沼ノ平で登山者4名が死亡した。

第5 市及び関係機関等の業務の大綱

火山災害に対する、市及び関係機関等の業務の大綱は、以下のとおりとする。

機 関 等 名	業 務 の 大 綱
福島市	1 災害予防対策及び災害応急対策の計画に関すること。 2 関係機関等との連絡調整に関すること。 3 地方気象台からの火山情報の収集並びに関係機関等及び地域住民、観光者等への連絡通報に関すること。 4 観光客、登山者及び地域住民等に対する避難指示、避難輸送の計画に関すること。 5 自衛隊の出動要請に関すること。 6 火山防災マップ（ハザードマップ）に関すること。 7 観光客、登山者等の安全の確保及び一時避難に関すること。 8 被災地における被災者の救出等に関すること。 9 避難の誘導及び避難輸送に関すること。 10 避難等についての広報に関すること。 11 消防団の非常招集に関すること。 12 「火山防災の日」を活用した防災知識の普及に関すること。
福島県	1 災害予防対策及び災害応急対策の計画に関すること。 2 関係機関等との連絡調整に関すること。 3 火山防災協議会に関すること。
東北地方整備局 福島河川国道事務所	火山噴火に伴う土砂災害の対策等に関すること。
仙台管区気象台 福島地方気象台	1 噴火警報等の発表・伝達・解説及び火山活動の情報収集に関すること。 2 規制区域内への一時立ち入りでの技術的な支援・助言に関すること。 3 噴火活動の監視、観測・関係機関に対する情報提供・噴火時の現地調査
陸上自衛隊 福島駐屯地	避難者搬送及び救助・救出等に関すること。
福島警察署	1 災害警備活動に関すること。
福島北警察署	2 交通規制措置に関すること。
東日本電信電話(株) 福島支店	緊急通信施設の確保及び優先利用の措置に関すること。
日本赤十字社福島県支部	被災地における被災者の救護活動に関すること。
浄土平ビジターセンター 浄土平レストハウス 浄土平天文台	1 火山活動状況の連絡に関すること。 2 浄土平における観光客、登山者等の安全の確保及び一時避難に関すること。 3 被害状況の通報に関すること。 4 登山届の管理・普及に関すること。
福島森林管理署	登山者に対する火山活動の周知に関すること。
福島交通(株)	火山活動状況の周知並びに浄土平における観光者等の安全の確保、及び一時避難に関すること。

県北建設事務所	交通規制に関すること。
高湯温泉観光協会	1 火山情報及び火山活動状況の周知に関すること。 2 高湯温泉旅館協同組合との連絡に関すること。
土湯温泉観光協会	1 火山情報及び火山活動状況の周知に関すること。 2 土湯温泉旅館事業協同組合との連絡に関すること。
飯坂温泉観光協会	1 火山情報及び火山活動状況の周知に関すること。 2 飯坂温泉旅館協同組合との連絡に関すること。
(一社)福島市観光コンベンション協会	1 火山情報及び火山活動状況の周知に関すること。 2 福島市旅館ホテル協同組合との連絡に関すること。
福島市山岳遭難対策協議会	1 登山者に対する火山情報及び火山活動状況の周知に関すること。 2 山岳関係機関団体との連絡に関すること。
ふくしま未来農業協同組合福島南支店、野田支店	1 農家に対する火山情報及び火山活動状況の周知に関すること。 2 農業被害状況の調査及び営農指導に関すること。

火山防災関係機関・団体等一覧は、資料編 資料5-7のとおりである。

第6 市における火山災害対策組織等

1 吾妻山火山災害警戒配備及び安達太良山火山災害警戒配備

(1) 設置の基準

吾妻山火山災害警戒配備	安達太良山火山災害警戒配備
吾妻山火山災害警戒配備は、次の場合のいずれかに該当する場合に設置する。 1 火山活動が活発となり気象台から噴火警戒レベル2(火口周辺規制)が発表され大穴火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性が高まったとき。 2 火山活動が静穏の噴火警戒レベル1(活火山であることに留意)時に、突発的な噴火が発生した場合。	安達太良山火山災害警戒配備は、次の場合のいずれかに該当する場合に設置する。 1 火山活動が活発となり気象台から噴火警戒レベル2(火口周辺規制)が発表され沼ノ平火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性が高まったとき。 2 火山活動が静穏の噴火警戒レベル1(活火山であることに留意)時に、突発的な噴火が発生した場合。

(2) 火山災害警戒配備の組織

① 火山災害警戒配備は、次の関係課等で組織する。

ただし、被害の状況等によっては、この限りではない。

警戒配備課	危機管理室、広聴広報課、総務課、秘書課、人事課、管財課、観光交流推進室、農業企画課、農林整備課、環境衛生課、ごみ政策課、共生社会推進課、保健総務課、路政課、道路保全課、河川課、住宅政策課、都市計画課、交通政策課、下水道総務課、下水道整備課、下水道管理課、水道総務課、警防課、教育総務課
-------	--

2 吾妻山火山災害対策本部

- (1) 設置 下記の設置の基準に基づき設置する。

設置基準	解除基準
対策本部は、次の場合のいずれかに該当し、かつ、本部長（市長）が必要と認めたとき設置する。 1 大規模な噴火が発生したとき及び、これにより災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 噴火警戒レベル2以上が気象庁から発表されたとき。	下記のいずれか該当する場合、本部長（市長）が解散する。 1 当該災害に係る応急対策が概ね完了したとき。 2 予想された災害の危険性が解消されたと認められるとき。

- (2) 組織 第2章第1節に定める「福島市災害対策本部の組織編成」によるものとする。

- (3) 分掌事務 火山災害警戒配備に属する課等については、第2章第1節に定める災害対策本部の各部・各班の分掌事務によるもののほか、「吾妻山・安達太良山火山災害対策本部各部分掌事務」を行うものとする。

その他の火山災害警戒配備に属する課等については、第2章第1節に定める災害対策本部の各部・各班の分掌事務及び災害対策本部長が別に命ずるものとする。

3 安達太良山火山災害対策本部

- (1) 設置 下記の設置の基準に基づき設置する。

設置基準	解除基準
対策本部は、次の場合のいずれかに該当し、かつ、本部長（市長）が必要と認めたとき設置する。 1 大規模な噴火が予想され、安達太良山への入りを全面的に禁止する必要があると認められたとき。 2 大規模な噴火が発生したとき及び、これにより災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3 噴火警戒レベル3以上が気象庁から発表されたとき。	下記のいずれか該当する場合、本部長（市長）が解散する。 1 当該災害に係る応急対策が概ね完了したとき。 2 予想された災害の危険性が解消されたと認められるとき。

- (2) 組織 第2章第1節に定める「福島市災害対策本部の組織編成」によるものとする。

- (3) 分掌事務 火山災害警戒配備に属する課等については、第2章第1節に定める災害対策本部の各部・各班の分掌事務によるもののほか、「吾妻山・安達太良山火山災害対策本部各部分掌事務」を行うものとする。

その他の火山災害警戒配備に属する課等については、第2章第1節に定める災害対策本部の各部・各班の分掌事務及び災害対策本部長が別に命ずるものとする。

4 吾妻山・安達太良山火山災害対策本部の各部分掌事務

部名	課 名	分 掌 事 務
(市長直轄)	危機管理室	1 火山災害対策本部員会議開催 2 気象台、国土交通省、県等関係機関からの情報収集 3 規制範囲の設定 4 市民等への周知（メールマガジン、ホームページ、ラジオ等）火山災害への対応等（降灰、土石流等） 5 規制看板設置 6 降灰後の土石流、融雪型火山泥流被害予想地域への避難情報の発令準備・発令
財務部	管財課	1 公用車の調達（観光客等避難対応）
商工観光部	観光交流推進室	1 各観光協会への情報提供 2 規制看板設置支援 3 観光客等に対する火山災害情報及び取るべき行動の周知
農政部	農業企画課	1 農作物等への被害軽減についての広報や情報提供 2 農作物等被害調査
	農林整備課	1 農業施設や森林、林道等への被害軽減についての広報や情報提供 2 農業施設や森林、林道等の被害調査
環境部	環境衛生課	1 火山降灰の除去に関すること
	ごみ政策課	1 火山降灰の除去に関すること（集積所からの運搬、処分等）
建設部	路政課	1 道路に関する国、県及び関係機関との連絡調整
	道路保全課	1 道路等に堆積した火山降灰の除去及び清掃に関すること
	河川課	1 河川に関する国、県及び関係機関との連絡調整 2 火山降灰後の土石流の警戒及び対応
都市政策部	交通政策課	1 公共交通（鉄道・バス）の運行及び遅延調査 2 交通関係機関との連絡調整
上下水道局 (下水道事業)	下水道管理課	1 火山降灰による下水桝等の詰まり、閉塞の対応 2 場外ポンプ場のポンプ井（せい）での火山降灰処理 3 終末処理場の沈砂地での火山降灰処理
上下水道局 (上水道事業)	水道部 (上下水道局) (上水道事業)	1 水源への影響調査（取水困難、水質変化等）及び対応 2 給水タンク車等による応急給水 3 広報に関すること
消防本部	消防本部	1 人命救助、行方不明者の捜索に関すること 2 消防団員の後方支援活動に関すること 3 広報に関すること 4 消防水利の調査に関すること

5 参集基準

被災状況 (配備) 職員区分	噴火警戒レベル2 (警戒配備)	噴火警戒レベル3・4 (火山災害対策本部配備)	噴火警戒レベル5 (緊急非常配備)
災害対策本部員	参 集	参 集	直ちに参集
警 戒 配 備 課 *内訳 下記	参 集 (必要な職員)	参 集	
災 害 対 策 本 部 事 務 局	参集または自宅待機 (各本部判断)	参 集	
各 支 所	参 集 (必要な職員)	参 集 (必要な職員)	
避難所運営職員	参集または自宅待機 (本部事務局指示)	参 集 (本部事務局指示)	
施設所管各課	参集または自宅待機 (各課長等判断)	参 集 (必要な職員)	
そ の 他	参集または自宅待機 (必要な職員を動員)	参 集 (必要な職員を動員)	

* 火山災害警戒配備課の内訳

警戒配備課	危機管理室、広聴広報課、総務課、秘書課、人事課、管財課、 観光交流推進室、農業企画課、農林整備課、環境衛生課、ごみ政策課、 共生社会推進課、保健総務課、路政課、道路保全課、河川課、住宅政策課、都市計 画課、交通政策課、下水道総務課、下水道整備課、下水道管理課、水道総務課、警 防課、教育総務課
-------	--

※ 参集場所

本庁職員は本庁、支所職員は支所、ただし、休日等で本庁舎へ行けない場合は、最寄りの支所へ参集するものとする。この際、防災用IP無線等で災害対策本部事務局へ連絡すること。

※ 必要な職員

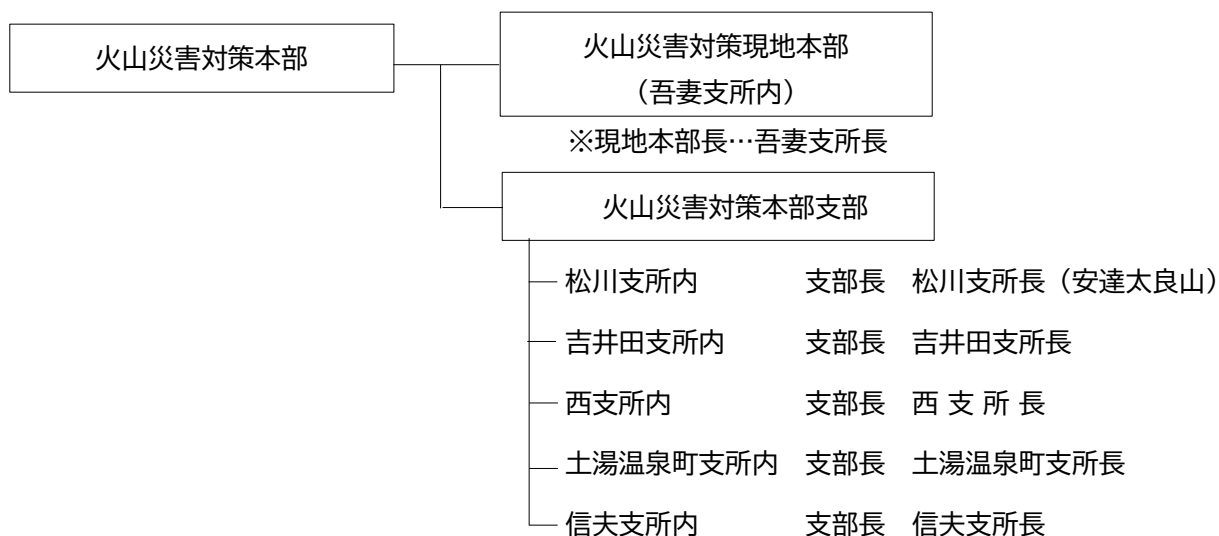
予め課内・支所内等で検討し、決定しておくこと。

6 火山災害対策現地本部及び現地本部支部

(1) 現地本部の設置

災害対策本部が設置された場合、吾妻支所に設置する支部については、「火山災害対策現地本部」とする。

(2) 現地本部及び地方支部の組織



※ただし、融雪型火山泥流により吉井田支所及び西支所が浸水し地方支部としての機能が発揮できない恐れのある場合は、信夫支所に当該支部機能を移し災害対策を講じるものとする。

(3) 分掌事務 第2章第1節に定める災害対策本部、現地対策本部の分掌事務によるものとする。

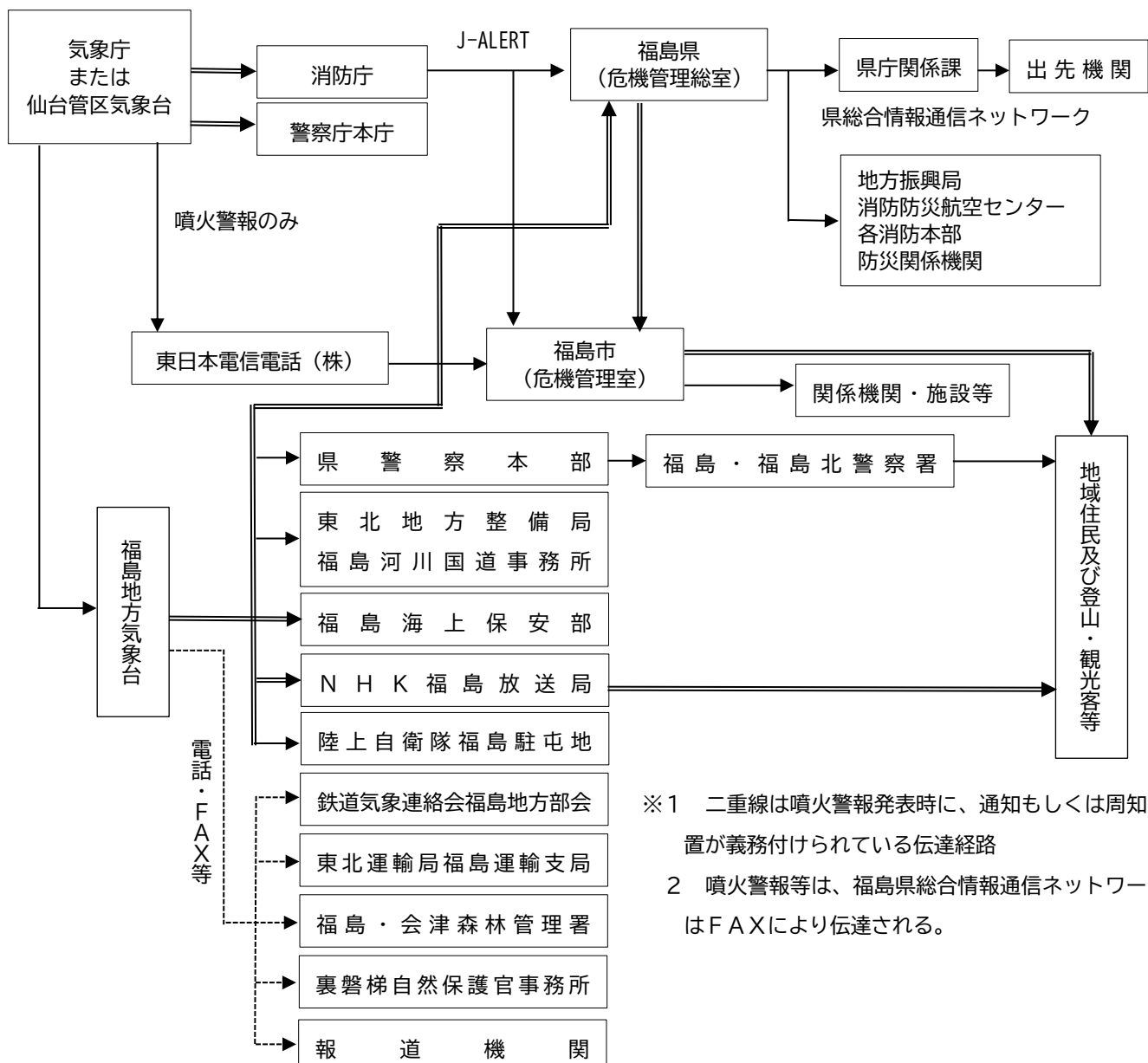
第2節 火山災害予防計画

大規模な火山活動は、多くはその前兆活動があるため、常時観測により活動の活発化を知ることができ、災害に備えることができる。情報の収集は、気象台からの情報収集はもちろん、関係機関及び団体等互いに連絡を取り合い、前兆活動の早期発見に努めるとともに、「火山防災マップ」を作成し、住民への周知徹底を図り火山災害における被害軽減対策に努めるものとする。

第1 噴火警報等の伝達

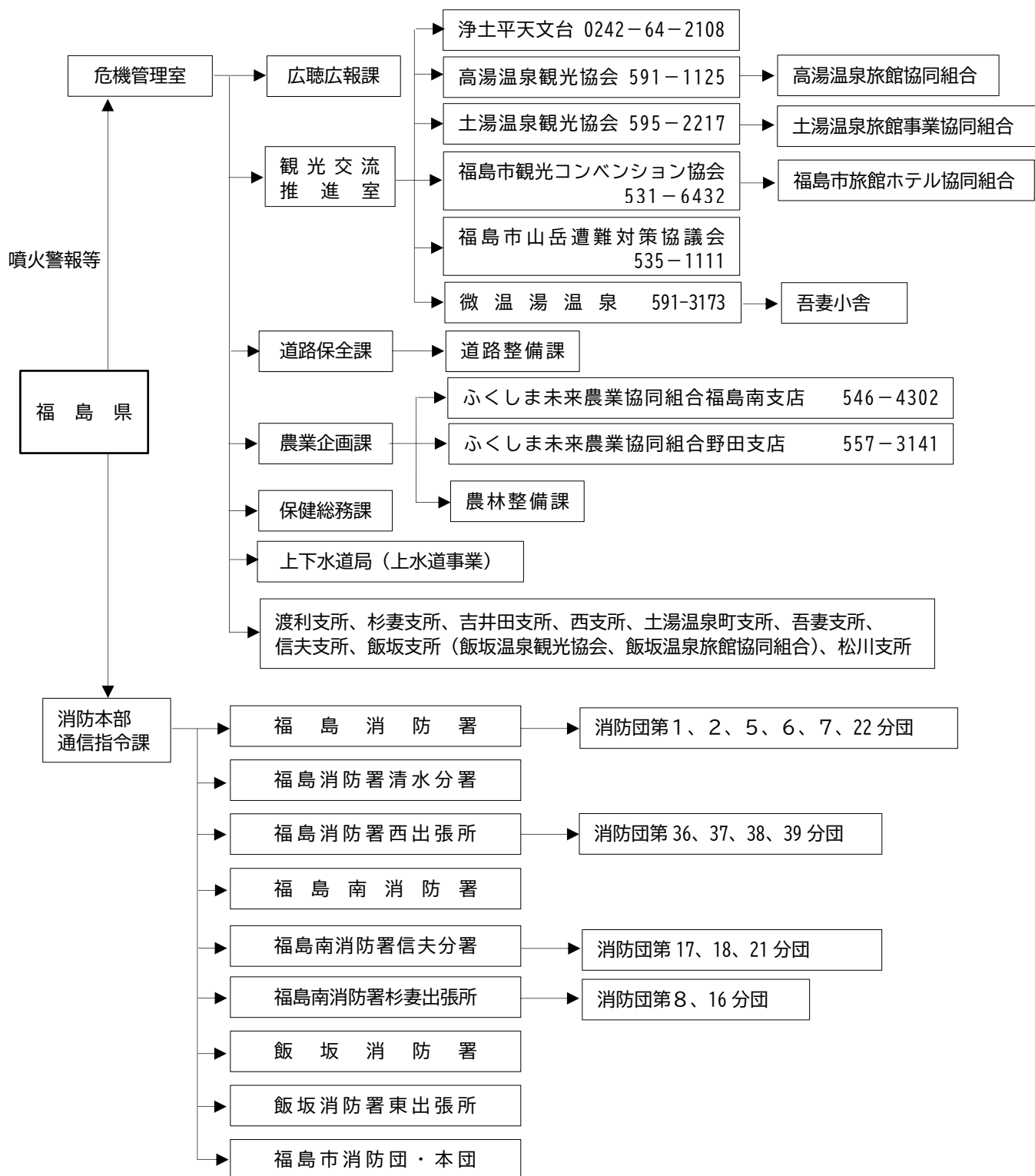
1 噴火警報等の発表と伝達

仙台湾気象台が発表する、噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等（これらを総称して噴火警報等とする）は次により伝達される。

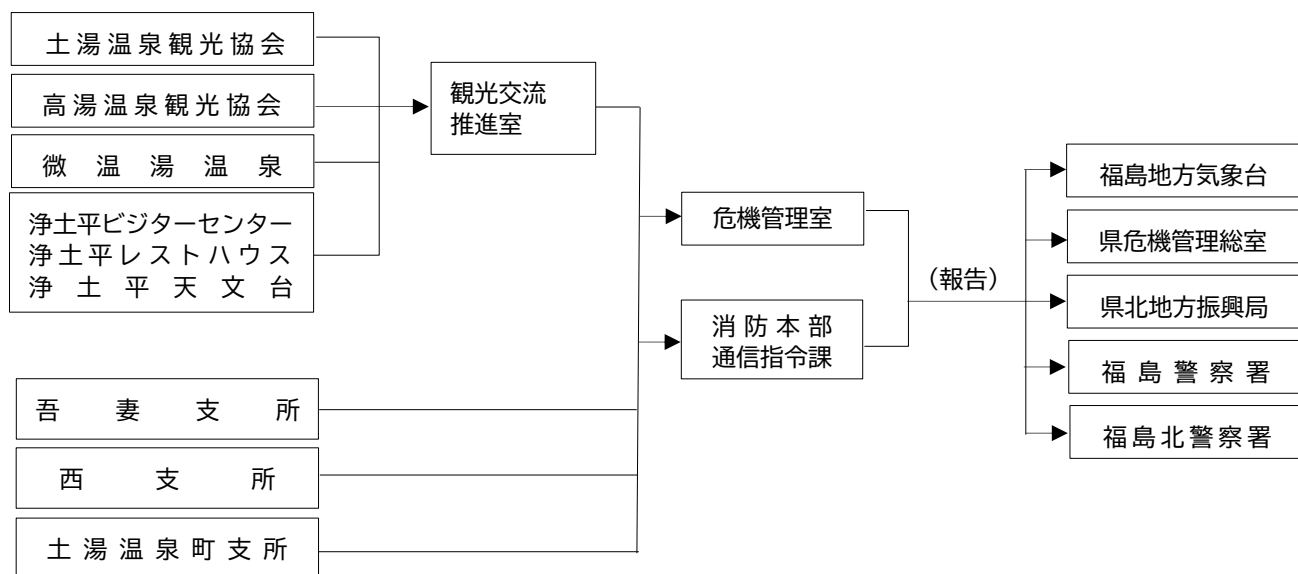


2 庁内伝達体制網《噴火警報等》

電話等（防災用 I P 無線含む）により伝達された噴火警報等は電話により伝達するものとする。



第2 異常現象及び災害発生のお知らせ系統



第3 火山防災マップの作成及び住民への周知等

1 火山防災マップ

(1) 火山防災マップの作成

市は、県、関係市町村及び関係機関と連携して災害の発生が予想される区域を把握し、吾妻山、安達太良山の各火山防災協議会が作成する火山災害予想区域図（ハザードマップ）に基づき、『火山防災マップ』を作成する。

(2) 火山防災マップの修正

市は、当該火山災害予想区域図（ハザードマップ）が新たなシミュレーション等により修正された場合、火山防災マップの修正を行う。

2 火山現象の知識の啓発

市においては、当該火山防災マップを住民に配布するとともに、異常現象や噴火に伴う火山災害が発生した場合の対応等について、周知徹底し防災意識の高揚を図るものとする。

3 訓練の実施

(1) 防災訓練

市においては、防災関係機関及び住民等に参加を求め、火山災害の防止又は軽減を図るため、防災訓練を実施するものとする。

(2) 通信訓練

市においては、火山災害の特殊性を考慮して防災関係機関等に参加を求め、各種情報の収集及び通信等に係る通信体制を確立するため、通信訓練を実施するものとする。

第4 噴火警戒レベルの運用

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。登山者・入山者等への対応については噴火警戒レベル表に

示されるとおりであり、市は噴火警戒レベルに応じて立ち入り規制等を行うものとする。

噴火警戒レベル表：資料編 資料4-2-5 噴火警報等 参照

第3節 火山災害応急対策計画

火山噴火により観光客、登山者等をはじめ融雪型火山泥流等による火山災害予想区域内の住民等が被災し、又は被災するおそれのある場合は、防災関係機関及び団体等の協力を求め、応急の措置を講ずるものとする。

第1 避難対策

火山現象に異常が確認され、噴火警報（火口周辺）が発表され災害が発生するおそれがあると認めるときは、事前に観光客、登山者をはじめ火山災害予想区域内の住民に対して、避難を指示するなど「第2章第5節避難」により実施するものとするが、主な事項は次のとおりとする。

1 避難の情報

(1) 火口周辺規制

市は、噴火警戒レベル2に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合において、各火山防災協議会の構成機関及び関係機関と連携し、観光客、登山者等に対し規制範囲外（火口から1.5km）へ避難誘導するものとする。

(2) 入山規制

市は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合において、各火山防災協議会の構成機関及び関係機関と連携し、登山者に対し規制範囲外（火口から4km）へ避難誘導するものとする。

(3) 高齢者等避難

市は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合において、必要に応じて居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対して避難の準備を呼びかけるものとする。噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合において、居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対して避難を指示するものとする。

(4) 避難指示

市は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され、火口周辺まで災害が発生させる現象が及ぶと認めるときは、事前に警戒範囲内の登山者に対して避難を警告指示し、避難者を誘導するものとする。

噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対して避難を警告指示し、避難者を誘導するものとする。

また、噴火警戒レベル5に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるときは、居住地域の住民に対して緊急である旨を付して避難を警告指示するものとする。これらの指示、誘導においては、高齢者、障がい者等の要配慮者に対して十分配慮するものとする。

なお、避難を警告指示するときは、避難先、避難場所を明示するものとし、市地域防災計画（第2編第2章第5節避難）に定める避難指示の伝達体制により住民等に伝達するものとする。（本事項は、以下(5)

(6) の伝達についても準用するものとする。)

(5) 緊急退避

市は突発的な噴火が発生した場合において、浄土平観光施設職員と連携・協力して火口周辺の観光客、登山者等に対し、至急、近くの建物や岩陰など安全な場所に避難して身を守るよう呼びかけるものとする。また、居住地域への火山現象の到達が早く、指定避難所等への避難が間に合わない住民等に対しては、近くの頑丈な建物や高台などへ緊急退避を呼びかけるものとする。

(6) 特定地域への避難情報

火山現象の影響を受ける危険性を勘案し、早期避難が必要な地域として吾妻山及び安達太良山火山防災協議会が策定した「火山活動が活発化した場合の避難計画」で選定した特定地域（浄土平観光施設周辺、微温湯温泉周辺、幕川温泉周辺、野地温泉、鷲倉温泉）については、他の地域よりも早い（警戒レベルが低い）段階で高齢者等避難、避難指示の発令を行うものとする。

(7) 二次避難等

市は、緊急避難の後危険性が一時的に消滅したと認めるときで、さらに遠方に避難する必要があると認められるときは、緊急避難者に対して最終的に安全な場所への避難を警告指示し、避難者を誘導又は搬送するものとする。その際は、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

この場合、市は、県（危機管理総室）、福島地方気象台、警察本部その他の関係機関と十分協議するものとする。

2 避難促進施設の指定

市は、火山現象の影響範囲内に位置し、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を、避難促進施設として指定する。施設一覧は「資料編 資料5-3」のとおりとする。

なお、指定された施設は、活火山特措法第8条により「避難確保計画」を作成し、市は必要に応じて助言・勧告する。

3 避難誘導

市は、火山噴火等により住民、登山者、観光客等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの各火山防災協議会における検討結果などにに基づき、仙台管区気象台又は気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

なお、避難時の周囲の状況などにより、屋内にとどまっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避などの安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

また、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

4 浄土平周辺における避難等

(1) 浄土平周辺における一時避難

① 浄土平における観光客、登山者等の緊急の際の一時避難についての避難の指示は、浄土平観光施設（レストハウス、ビジターセンター、天文台）の職員等が第一次的に行うものとする。

② 一時避難の場所は、資料編 資料5-4のとおりとする。

(2) 浄土平周辺からの避難脱出

① 浄土平周辺からの避難は、浄土平観光施設職員及び福島地方気象台の情報を基に噴火の状況を見ながら、入込のバス及び乗用車等により適宜行うものとする。

- ② 噴石の落下等により避難脱出が困難な場合は、陸上自衛隊の装甲車等の出動を要請するものとする。
- ③ 最終避難所は高湯温泉及び土湯峠とする。
- ④ 噴石等の落下等により車両による避難脱出が困難となった場合は、別に定めるところにより避難道路を確保し、及び陸上自衛隊のヘリコプターの出動を要請するほか、人力による脱出を行うものとする。

5 融雪型火山泥流浸水予想区域内（吾妻山、安達太良山）からの避難等

- (1) 避難を指示するときは、人命の安全確保を第一とし、時間的余裕をもって避難の指示を行うものとする。
- (2) 「火山防災マップ」に基づく、火山活動による融雪型火山泥流、降灰、噴石、その他予想される火山現象を踏まえ、実態に即した避難所・避難場所の選定を図るものとする。
- (3) 高齢者、障がい者など自力で避難することが困難な者の避難を考慮して、関係機関の協力を得ながら避難誘導體制の整備を図るものとする。
- (4) 避難の長期化に際しては、必要に応じて収容施設を開設し避難者を収容するなど生活環境の整備や、プライバシーの確保にも配慮するものとする。
- (5) 吾妻山及び安達太良山が噴火もしくは噴火の発生が予想される場合に融雪型火山泥流の浸水予想区域ごとに、指定避難所及び主な避難経路を指定して早期の避難を促す。

指定避難所及び主な避難経路は、「火山活動が活発化した場合の避難計画」に記載されているのを引用し、「資料編 資料5－8」のとおりである。

第2 被災者等の救出等

火山の噴火等により火口周辺の観光客、登山者や融雪型火山泥流浸水予想区域内の住民等が負傷し、又は生命身体が危険な状態となり、あるいは生死不明の状態となった場合の搜索又は救出は「第2章第6節救急・救助」により実施するものとするが主な事項は次のとおりとする。

1 浄土平周辺からの救助・救急活動

- (1) 救出等の実施
市（消防本部）が基幹となり、警察及び自衛隊と協力して救出活動等を実施する。
- (2) 救出の方法
 - ① 負傷者等は救急車で輸送するが、噴火等の状況により現場への乗り入れが困難な場合は中継地を設定し、中継地までは消防防災ヘリ又は人力により救出する。
 - ② 救出、救助活動にあたっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮するとともに、火山防災協議会からの技術的な助言・支援を踏まえ、二次災害の防止に万全を期する。

2 融雪型火山泥流浸水予想区域（吾妻山、安達太良山）からの救出等

- (1) 救出等の実施
市（消防本部）が基幹となり、警察及び自衛隊と協力して救出活動等を実施する。
- (2) 救出の方法
 - ① 負傷者等は救急車で輸送するが、泥流の状況により現場への乗り入れが困難な場合は中継地を設定し、中継地までは消防防災ヘリにより救出する。
 - ② 救出、救助活動にあたっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮するとともに、火山防災協議会からの技術的な助言・支援を踏まえ、二次災害の防止に万全を期する。

第3 負傷者等の応急医療

負傷者等の応急医療は「第2章第15節応急医療（助産）・救護」により実施するものとするが、主な事項は次のとおりとする。

1 浄土平周辺における応急医療等

(1) 応急医療の実施担当

保健所総務課長が健康づくり推進課長の協力のもとに実施する。

(2) 一時救護所の設置

浄土平周辺において負傷者等が多数となり病院等への収容が困難となったときは、一時救護所を設置する。

一時救護所は、高湯温泉又は土湯峠とする。この場合における救護所の設置については、現地本部長（吾妻支所長）又は土湯支部長（土湯温泉町支所長）及び災害対策本部特別班が担当する。

(3) 医療救護班の編制

前項の場合においては、医師及び日赤救護班の派遣を要請するほか、一時救護所ごとに医療救護班を編成する。

2 融雪型火山泥流浸水予想区域（吾妻山、安達太良山）における応急医療等

(1) 応急医療の実施担当

保健所総務課長が健康づくり推進課長の協力のもとに実施する。

(2) 一時救護所の設置

負傷者等が多数となり病院等への受入が困難となったときは、一時救護所を設置する。

この場合における救護所の設置については、各地方支部長の協力により実施するものとする。

(3) 医療救護班の編制

前項の場合においては、医師及び日赤救護班の派遣を要請するほか、一時救護所ごとに医療救護班を編成する。

第4 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理等

死亡したと推定される者の搜索及び遺体の収容処理等については「第2章第18節行方不明者の搜索、遺体の対策等」により実施するものとするが、主な事項は次のとおりとする。

1 実施担当

消防署長が消防団及び警察署、自衛隊、応援機関、地域団体等と相互に協力し実施するものとする。

2 搜索班の編成

消防長は災害の状況に応じ搜索班を編成する。

3 遺体仮安置所の設置

遺体を収容するため、遺体仮安置所を設置する。

遺体仮安置所の設置については、現地本部長（吾妻支所長）又は土湯支部長（土湯温泉町支所長）が担当する。

第5 交通規制等

避難道路を確保し並びに被災者の救出、移送及び救出活動等を円滑にするための交通規制等については、「第2章第8節 緊急輸送」により実施するものとするが、主な事項は次のとおりとする。なお、融雪型火山泥流発生時における避難道路については、火山防災マップに基づくものとする。

1 浄土平周辺における避難道路の確保等

(1) 道路における緊急措置

噴火警報等を受けたときは、福島県県北建設事務所に道路の一時閉鎖及び通行中の車両等の安全確保を要請するものとする。

(2) 避難道路の確保

浄土平周辺の道路が噴石又はがけくずれ等によって通行が不能となり、避難に支障が生じた場合は、福島県県北建設事務所に要請し、ショベルカー等により噴石等の排除を行い、避難道路を確保するものとする。

(3) 避難道路の交通規制

避難道路の交通規制については福島警察署及び道路管理者に要請するものとする。

2 融雪型火山泥流浸水予想区域（吾妻山、安達太良山）における避難道路の確保等

(1) 避難道路の確保

火山防災マップに基づく融雪型火山泥流発生時の避難所・避難場所までの避難道路について、避難に支障が生じた場合には、関係する道路管理者等に要請し障害物を排除する等、避難道路を確保するものとする。

(2) 避難道路の交通規制

避難道路の交通規制については福島警察署、福島北警察署及び道路管理者に要請するものとする。

第6 噴火による噴石・降灰対策

1 噴石対策

吾妻山の大穴火口及び安達太良山の沼ノ平火口で噴火が発生した場合、風の影響を受けずに飛散する大きな噴石（概ね20cm～30cm以上）の飛散距離は、最大4kmに限られる。このため、市内中心部への影響は考えられないが、4km付近にある温泉地（土湯峠、幕川、微温湯）については、早期に避難情報を発令し、早めの避難を促すこととする。また、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊されたりする災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。

また、小さな噴石（直径数cm程度）は、10km以上遠方まで風に流される場合もあるが、噴出から地面降下まで数分から十数分かかることから、火山の風下側で噴火に気付いたら屋内等に退避を促すこととする。

2 降灰堆積量と降灰の影響

(1) 降灰堆積量

吾妻山の大穴火口及び安達太良山の沼ノ平火口で中規模以上の噴火が発生した場合、火口から市内中心部へ向かって吹く風速5m/sの風によっては、福島市内の降灰堆積量は、市内中心部で約3cm程度、火口に近い山間部で5cm以上の堆積が想定される。

ただし、上空の風向きにより堆積量は変わる場合がある。

(2) 火山降灰の影響

降灰が及ぶ主な影響及び予防策は次のとおりである。

項 目	影 響 等	予 防 策
健 康	・火山灰を吸い込むと、のどの痛みなど呼吸器系等に支障を及ぼす。 ・目に入った場合は、眼球を傷つけやすい。 ・上空が降灰により覆われ視界不良が生じる	・マスクを着用する。 ・帽子を着用する。 ・ゴーグルを着用する。 ・傘をさす。 ・ハンカチなどで口元を覆う。
建 物	・降灰の堆積量が多くなれば家屋倒壊や屋根の損傷を引き起こす可能性がある。 ・雨といのつまりが生じる。	
生活用品	・細かい粒子が室内に入った場合にテレビ、パソコン、空調設備等の故障の原因になる。	・ドア、窓を閉める。
農作物	・農作物の葉などに付着した場合、雨でも落ちにくく受光量が減り品質や収穫量が低下する。 ・ビニールハウスの倒壊を引き起こす。	
ライフライン等	・水源地に降灰した場合には、水質汚染が生じる可能性がある。 ・降灰作業に大量の水を使用することが予想され供給不足の可能性はある。 ・道路に堆積した場合スリップ等を起し交通渋滞の起因となる。 ・線路に付着した灰及び視界不良により、電車は、運行停止になる場合がある。 ・車両エンジンの吸気系統が降灰付着により故障車続出やバスの運休及び遅延、タクシーにも影響。 ・電線が降灰の荷重による切断や絶縁不良によるショートにより電力供給が停止する可能性がある。 ・下水桝の詰まり、閉塞。	・給水停止となる場合は、給水タンク車等による応急給水を実施する。

3 情報の収集・伝達

(1) 降灰に関する情報の収集及び伝達要領

気象庁が本市を対象とした降灰予報を発表した場合には、福島地方気象台から降灰に関する細部状況を取得し、降灰状況を市民等へ周知する。

降灰に関する情報等の伝達要領は、地域防災計画一般災害対策編第4章火山防災計画第2節火山災害予防計画によるものとする。

(2) 降灰に伴うとるべき行動の周知

市は、(1)に基づき、市民等に降灰状況等を周知する場合には、次の降灰時にとるべき行動を併せて周知する。

「降灰時にとるべき行動」

- ・外出については、マスクやゴーグルの着用や傘を使用し、ハンカチなどで口元を覆う等、目や喉を保護

する。

- ・建物内に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- ・自動車の運転は極力避ける。運転する場合は降灰により視界不良になるために、ライトを点灯し視界を確保する。また、滑りやすくなるためスリップに注意する。

4 降灰の処理

(1) 火山灰の除去

- ① 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。
- ② 民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- ③ 道路における降灰処理については、国、県の支援（降灰除去専用車両等）を受け、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には、道路管理者間で調整を行い速やかに除去を行う。

(2) 火山灰の回収

- ① 宅地など各家庭から排出された火山灰は各家庭が町内会（地域内）指定の集積場所に運び、集積場所からの回収は、市が実施する。
- ② 市は一般家庭が集めた火山灰を詰めて指定の集積場所に出すための「降灰袋（ポリ袋）」を降灰が観測された地域に支所を経由して各家庭に配布するとともに集積場所への出し方を周知する。
（基本的には一般ごみ集積所とする。なお一般ごみと分別するため、土、日を集積日とする。）
※降灰袋（ポリ袋）が不足する場合には、レジ袋（ポリ袋）等を二重にして集積場所に出すことも可とする。
- ③ 各事業者から排出された火山灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において行うものとする。

(3) 一時仮置き場の設置等

市は一時仮置き場の設置を行うとともに管理と処分についても検討する。
なお、一時仮置き場については、関係各課と協議を行う。

第7 通信連絡線の確保等

- (1) 災害発生時の有線通信施設による通信手段の確保及び優先利用については、「第2章第3節第2 非常通信の確保及び無線通信設備の運用」により、東日本電信電話㈱福島支店に要請するものとする。
緊急電話連絡体系は、資料編 資料5-5のとおりである。
- (2) 無線による通信については、防災用IP無線を中心に行うものとする。
防災用IP無線機の運用については、資料編 資料5-6のとおりである。

第8 自衛隊派遣要請

災害対策本部長（本部長（市長））は、火山噴火等による災害が発生し、観光者や登山者、また融雪型火山泥流等の発生により多くの住民の生命又は財産を保護するため、緊急を要し、かつ、市の機関等によっても対処し得ないと認めたときは、「第2章第25節自衛隊派遣要請計画」により自衛隊の派遣を県知事に要請するものとする。

第4節 火山災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。

第5節 そ の 他

この章に定めるもののほか、火山の応急対策等について必要と思われる事項は、一般災害対策編・第2章災害応急対策計画の定めるところにより実施する。